

第 7 3 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 29 年 3 月 3 日 開 会

平成 29 年 3 月 13 日 閉 会

南 部 町 議 会

第 7 3 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（3月3日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会及び開議の宣告	3
○議会運営委員会委員長の報告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○町長提出議案提案理由の説明	5
○散会の宣告	12

第 2 号（3月6日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席議員	15
○欠席議員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○職務のため出席した者の職氏名	16
○開議の宣告	17
○一般質問	17
中 館 文 雄 君	17
西 野 耕太郎 君	27

夏堀嘉一郎君	33
松本啓吾君	37
○散会の宣告	43

第 3 号（3月7日）

○議事日程	45
○本日の会議に付した事件	45
○出席議員	45
○欠席議員	45
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	46
○職務のため出席した者の職氏名	46
○開議の宣告	47
○一般質問	47
久保利樹君	47
八木田憲司君	53
川守田稔君	63
○散会の宣告	73

第 4 号（3月8日）

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	76
○出席議員	76
○欠席議員	77
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	77
○職務のため出席した者の職氏名	77
○開議の宣告	78
○議案第2号から議案第19号の上程、委員会付託	78
○議案第20号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	79

○議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 2
○議案第 24 号から議案第 26 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	8 4
○議案第 27 号から議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 3
○議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 5
○議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 6
○議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	9 8
○議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 0
○議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 1
○議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 3
○議案第 35 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 0
○議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 3
○議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 4
○議案第 38 号から議案第 39 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 5
○議案第 40 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 7
○常任委員会報告……………	1 1 8
○委員会の閉会中の継続調査の件……………	1 1 8
○散会の宣告……………	1 1 9

第 5 号（3 月 13 日）

○議事日程……………	1 2 1
○本日の会議に付した事件……………	1 2 2
○出席議員……………	1 2 2
○欠席議員……………	1 2 2
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名……………	1 2 2
○職務のため出席した者の職氏名……………	1 2 3
○開議の宣告……………	1 2 4
○議案第 2 号から議案第 19 号の委員長報告、討論、採決……………	1 2 4
○議案第 41 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 2 7
○議案第 42 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 4 0

○議案第４３号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	142
○議案第４４号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	147
○議案第４５号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	149
○議案第４６号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	150
○議案第４７号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	151
○議案第４８号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	153
○議案第４９号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	154
○日程の追加……………	160
○町長追加提出議案提案理由の説明……………	160
○議案第４９号から議案第５１号までの上程、説明、質疑、討論、採決……………	162
○閉会の宣告……………	163
○署名議員……………	167

平成 2 9 年 3 月 3 日（金曜日）

第 7 3 回南部町議会定例会会議録

（第 1 号）

第73回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成29年3月3日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1 番	松 本 啓 吾 君	2 番	久 保 利 樹 君
3 番	夏 堀 嘉一郎 君	4 番	坂 本 典 男 君
5 番	滝 田 勉 君	6 番	西 野 耕太郎 君
7 番	山 田 賢 司 君	8 番	八木田 憲 司 君
9 番	中 舘 文 雄 君	10 番	工 藤 正 孝 君
11 番	夏 堀 文 孝 君	12 番	沼 畑 俊 一 君
13 番	根 市 勲 君	14 番	工 藤 幸 子 君
15 番	馬 場 又 彦 君	16 番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君

商工観光交流課長	西村久君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ主幹	栃木幸夫君	市場長	中野弘美君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	佐々木大君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次長	夏坂由美子
主査	留目成人		

◎開会及び開議の宣告

○議長（馬場又彦君） 会議の前にご報告いたします。

山田義雄教育長が、1月9日にご逝去されました。

誠に、哀悼痛惜の極みに堪えません。ここに「山田教育長」のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。

皆さま、ご起立をお願いします。黙とう始め。

（黙祷）

○議長（馬場又彦君） 黙とうを終わります。皆さま、ご着席願います。

ただいまから、第73回南部町議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（馬場又彦君） ここで、議会運営委員長から本定例会の運営について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長根市勲君。

（議会運営委員会委員長 根市 勲君 登壇）

○議会運営委員会委員長（根市 勲君） おはようございます。

去る、2月23日議会運営委員会を開催し、第73回定例会の運営について、協議をしましたので、決定事項をご報告します。

本定例会に付議されました事件は、町長提出の案件が、平成29年度当初予算18件、条例等21件、平成28年度補正予算9件の議案48件であります。

平成29年度各会計 予算につきましては、予算特別委員会を設置し、審査を付託することになりました。

そのほかの案件として、常任委員会報告、委員会の閉会中の継続調査などがあります。

一般質問は、7名から通告があり一般質問通告一覧表のとおり行うことにしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は、本日、3月3日から13日までの11日間としました。

なお、会期中 4日、5日 及び11日、12日は休日のため、9日、10日は予算 特別委員会のため、休会にします。

以上のとおり決定しましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願いします。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（馬場又彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、夏堀嘉一郎君、4番、坂本典男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（馬場又彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日3月3日から3月13日までの11日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

会期は本日から3月13日までの11日間に決定しました。

お諮りします。ただいま決定されました11日間の会期中、4日、5日及び11日、12日は休日のため、9日、10日は予算審査のため休会にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

ただいまの6日間は休会とすることに決定しました。

.....

◎諸般の報告

○議長（馬場又彦君） 日程第3、諸般の報告をします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、朗読は省略します。

本定例会の上程は町長提出の議案が48件、ほかに常任委員会報告及び委員会の閉会中の継続調査の件などがございます。日程により、それぞれ議題とします。

.....

◎町長提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、定例会の開会にあたりまして、ごあいさつと提案理由の概要について、ご説明を申し上げます。

本日招集の第73回南部町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、何かとご多忙のところ、ご出席をいただき、提出案件につきまして、ご審議を賜りますことに厚くお礼申し上げます。

議案の説明の前に、町政の諸般の概要について、ご報告申し上げます。

平成28年度も、残すところひと月を切りました。毎年のことではありますが、月日の過ぎる早さを感じているところであります。

今から3年ほど前の、平成26年5月、日本創成会議が発表したストップ少子化・地方元気戦略は、やがて訪れる人口減少社会の厳しい現実を、改めて全国の自治体に示したものでありました。

同年11月、まち・ひと・しごと創生法が施行され、国の指針が策定されると、翌、平成27年8月には、青森県版総合戦略がつくられ、当町におきましても、昨年3月、多くの町民の皆様

のご協力を得まして南部町版総合戦略をまとめたところであります。

今年度からは、総合戦略に掲げた様々な施策について実行しているところでありますので、事業の検証と評価はしっかりと行いまして、必要に応じて改善を図りながら、目的を達することができるように着実に進めてまいります。

定住対策の一つの大きな柱は、働き場所の確保であります。そのためにも、当町の基幹産業である農業の基盤安定のための事業を中心に据えつつ、商工業、農業観光等、既存産業の振興をさらに図っていく必要があります。

また、住みたい、住んで良かったと思われる町であることも重要な要素でありますので、昨年リニューアルしたホームページや広報紙、新聞、テレビ等の媒体を最大限に活用し、当町が行っている中学生までの医療費無償化や給食費の無償化などの子育て支援策、若者への安価な土地提供などの情報や、今年度初めて開催したあおもり鍋自慢などのイベントや観光、そして、室町・戦国期で東北最大となる大型建物跡が発掘された聖寿寺館跡などの史跡や文化財、果樹をはじめとした特産品など、元気な南部町を町内外へ情報発信してまいりたいと考えております。

様々な事業を安定的に継続していくためには、当然、財源の裏付けも必要となるわけでありまして、今年度大幅に伸びたふるさと納税が大きな自主財源となることは言うまでもないのですが、やはり、安定的な財源としての税收の確保に努め、業務の見直しにより無駄を抑え、最小の経費で最大限の効果を得ることができるよう、行財政改革を進めてまいります。

新年度予算にも関連予算を計上させていただきましたが、庁舎につきましては、有利な起債である合併特例債を活用して庁舎を統合することで、今後も増えていくことが見込まれる社会保障費や、学校の改修費用をはじめとした教育費など、将来的に必要となる事業を確実に実行していくための財源を確保するため、住民アンケートの結果や町民の皆様のご意見を参考にし、長期的・俯瞰的視野で熟慮し、決断したものであります。

庁舎を統合しても、町民の皆様にご不便を掛けることがないように、窓口機能はしっかりと各地区に残しまして、分庁舎方式の課題である事務効率の悪さを解消することで、さらなるサービス向上を図ってまいります。

さて、1月8日の成人式では、223人の新成人が、家族や恩師などから祝福を受け、決意を新たにしました。私からも、「多くの出会いと一つ一つの努力の積み重ねが、いつか必ず皆さんの夢や希望へ結びつく」とお祝いの言葉を贈らせていただきました。

人口減少社会をはじめ、南部町を取り巻く課題は決して少なくありませんが、議員各位のご

意見を賜りながら、職員とともに町の将来を真剣に考え、一つ一つ、努力を積み重ねて事業をしっかりと実行し、町民の皆様の夢や希望がかなう町にしていける決意であります。

それでは、本定例会に提出いたしました案件について、順にご説明申し上げ、審議の参考にご供したいと存じます。

まず、議案第2号、平成29年度南部町一般会計予算から、議案第19号、平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計予算までの当初予算についてご説明いたします。

最初に、議案第2号、平成29年度南部町一般会計予算であります。当町の平成27年度一般会計の決算状況の実質収支額、いわゆる収入から支出を差し引いた実質的な差額は、2億9,928万円の黒字であり、地方債借入残高においても、新たな借り入れを抑えたことなどにより、着実に減っているところであります。

しかしながら、これからも、扶助費などが年々増えていくことが予想されますことから、人件費や物件費など、経常経費の抑制には、さらに留意していかなければならないところであります。

また、当町の歳入の中で大きな割合を占める普通交付税につきましては、今年度から合併特例措置の段階的縮減が始まっており、平成29年度においては、今年度より約1億4,000万円の減額が見込まれます。

そこで、平成29年度の予算編成においては、歳入の確保を図りつつ、これまで実施してきた事業の見直しを行い、事業の統合・縮小・廃止を積極的に推し進め、さらに、無駄を徹底的に排除する姿勢を堅持し、その中でも、「総合振興計画」及び、「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた人口減少対策など、やらなければならない事業には、重点的に予算を配分いたしました。

その結果、予算の総額は、96億7,000万円となり、前年度と比較しますと4,000万円の減額、率にして0.4%の減となっております。

主な事業といたしましては、2款、総務費に、地域の集会施設を1棟新築し、2棟については設計を行う地域集会施設新築整備事業として6,648万円。統合庁舎建設に係る、基本計画と地形測量を実施するための統合庁舎建設事業として1,076万6,000円。

3款、民生費に、子育て支援事業の一つとして、中学生までの医療費無償化事業を継続するために4,080万円。

4款、衛生費に、葬祭場建設費やクリーンセンターを大規模改修するための負担金を含めた環境事務組合費として3億4,366万8,000円。

6 款、農林水産業費に、新規就農者支援事業補助金として420万円。スピードスプレイヤーの購入に対して補助するための共同防除組織強化支援事業として750万円。

7 款、商工費に、買い物が困難な高齢者の皆さんを支援する、達者村宅配事業として580万円。

8 款、土木費に、定住促進を目的とした剣吉中学校跡地の宅地造成事業として8,010万円。公営住宅一棟と集会所一棟を新築するなど、ひろば台団地公営住宅整備事業として1億4,427万1,000円。

9 款、消防費に、ポンプ自動車の更新事業として2,838万6,000円。屯所2か所の更新、1か所の設計事業として7,970万5,000円。

10款、教育費に、子育て支援事業の一つとして、小中学生の給食費無償化事業を継続するために6,049万7,000円などを計上させていただいております。

次に、特別会計につきましては、予算額と前年度との比較のみ説明させていただきます。

議案第3号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計予算につきましては、予算総額1億6,575万8,000円、前年度より570万9,000円の減額、率にして3.3%の減となります。

議案第4号、平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計につきましては、予算総額8,916万3,000円、前年度より859万円の増額、率にして10.7%の増となります。

議案第5号、平成29年度南部町国民健康保険特別会計予算につきましては、予算総額29億4,367万6,000円、前年度より1億2,132万4,000円の減額、率にして4.0%の減となります。

議案第6号、平成29年度南部町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額27億6,235万6,000円、前年度より9,774万5,000円の増額、率にして3.7%の増となります。

議案第7号、平成29年度南部町介護サービス事業特別会計予算につきましては、予算総額3,104万8,000円、前年度より174万5,000円の減額、率にして5.3%の減となります。

議案第8号、平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額1億9,218万4,000円、前年度より93万7,000円の増額、率にして0.5%の増となります。

議案第9号、平成29年度南部町病院事業会計予算につきましては、収益的支出の予算額を11億3,000万円とし、前年度より3億2,600万円の減額、率にして22.4%の減となります。

議案第10号、平成29年度南部町公共下水道事業特別会計予算につきましては、予算総額2億6,280万円、前年度より2,790万円の増額、率にして11.9%の増となります。

議案第11号、平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、予算総額3億3,200万円、前年度より6,800万円の増額、率にして25.8%の増となります。

議案第12号、平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計予算につきましては、予算総額34億

6,600万円、前年度より2億1,500万円の増額、率にして6.6%の増となります。

議案第13号、平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計予算につきましては、予算総額3億6,380万円、前年度より3,040万円の減額、率にして7.7%の減となります。

議案第14号、平成29年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算につきましては、予算総額5,050万4,000円、前年度より200万円の増額、率にして4.1%の増となります。

議案第15号、平成29年度南部町大字平財産区特別会計予算につきましては、予算総額61万円、前年度より10万円の増額、率にして19.6%の増となります。

議案第16号、平成29年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算につきましては、予算総額1,600万4,000円、前年度より100万円の減額、率にして5.9%の減となります。

議案第17号、平成29年度南部町大字下名久井字田端外十七字財産区特別会計予算につきましては、予算総額2,880万4,000円、前年度より205万円の減額、率にして6.6%の減となります。

議案第18号、平成29年度南部町大平財産区特別会計予算につきましては、予算総額219万5,000円、前年度より21万8,000円の増額、率にして11.0%の増となります。

議案第19号、平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計予算につきましては、予算総額2,652万5,000円で前年度と同額であります。

本職からは以上、概要のみの説明とさせていただき、各会計当初予算の詳細につきましては、議案審議の際、改めて企画財政課長及び各担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第20号、南部町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、議案第21号、南部町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について及び、議案第22号、南部町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてであります。いずれも地方公務員法の改正に伴い、公務に支障がないことを条件として、無給の休業を認めるものであります。

修学部分休業は、週の勤務時間の半分を上限として休業し、大学や専門学校などで勉強できる制度であり、高齢者部分休業は、55歳を超える職員が、週の勤務時間の半分を上限として休業し、地域ボランティア活動などへ従事することができる制度であり、配偶者同行休業は、外国で勤務等をする配偶者と、外国において生活を共にするための、3年を限度とした休業制度であります。

次に、議案第23号、南部町史跡聖寿寺館跡 案内所条例の制定についてであります。平成29年4月1日に開設する案内所の設置等に関する条例を制定するものであります。

次に、議案第24号、定住自立圏形成協定の廃止について、議案第25号、南部町議会の議決す

べき事件を定める条例を廃止する条例の制定について及び、議案第26号、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてであります。八戸圏域における連携中枢都市圏への移行に伴い、定住自立圏の形成に関する協定及び関係条例を廃止し、新たに、地方自治法の規定により、八戸市との間において連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結することについて、協議するものであります。

次に、議案第27号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第28号、指定管理者の指定についてであります。野場地区と桜本町地区に建設中の集会施設を、集会所条例に追加し、同地区の町内会を指定管理者として指定するものであります。

次に、議案第29号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び、議案第30号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員の育児休業や介護休暇に関する所要の改正を行うものであります。

次に、議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消費税率の引き上げが、平成31年10月に延期されたことに伴い、消費税率の引き上げを前提にした保険料の軽減を実施しないこととし、平成27年度及び平成28年度と同様の軽減とするものであります。

次に、議案第32号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてであります。町営住宅3か所を用途廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第33号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。消防団員の確保を目的として定年を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第34号、工事請負契約の締結についてであります。福地中学校校舎の大規模改修を行うための、工事請負契約を締結するものであります。

次に、議案第35号、財産の取得についてであります。国史跡聖寿寺館跡の整備に必要な土地を購入するものであります。

次に、議案第36号、町道の路線認定についてであります。公益性の観点から町道として管理することが望ましい沖田面地区の道路を、路線認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第37号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてであります。八戸市階上町田代小学校中学校組合が、

平成29年3月31日をもって解散することにより、規約から削除することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第38号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄について及び、議案第39号、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてであります。連携中枢都市圏への移行に伴い、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄などについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてであります。青森県新産業都市建設事業団における、平成29年度の設置団体負担金額の変更について、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第41号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第5号）であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ7,113万円を減額し、予算の総額を103億6,288万1,000円とするものであります。

主な補正要因としましては、決算見込みによる減額分を、基金へ積み立てする減債基金積立金の増として1億4,314万8,000円を増額、道路除雪費の増として2,985万8,000円を増額、起債事業の決算見込みにより、町債を5,800万円減額、入札執行による事業費の精査により、住宅建設費を1,940万5,000円減額したほか、各種事業費の確定などにより、歳入歳出予算計上額を調整したものであります。

次に、議案第42号、平成28年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。決算見込みによる保険給付費や後期高齢者支援金の減額など、歳入歳出それぞれ、1億8,847万円を減額し、予算の総額を、29億2,312万1,000円とするものであります。

次に、議案第43号、平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）であります。決算見込みによる総務費や地域支援事業費の減額など、歳入歳出それぞれ、716万3,000円を減額し、予算の総額を、27億1,342万9,000円とするものであります。

次に、議案第44号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）であります。決算見込みによる介護サービス事業費の減額など、歳入歳出それぞれ、383万9,000円を減額し、予算の総額を、3,001万5,000円とするものであります。

次に、議案第45号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。決算見込みによる基盤安定負担金の減額など、歳入歳出それぞれ、248万7,000円を減額

し、予算の総額を、1億8,876万円とするものであります。

次に、議案第46号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）であります。不採算地区病院に対する特別交付税措置の改正に伴い、一般会計からの繰入金について収入区分を見直したものであります。

次に、議案第47号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。決算見込みによる下水道事業の工事請負費や償還金利子の減額など、歳入歳出それぞれ、3,051万9,000円を減額し、予算の総額を、2億438万1,000円とするものであります。

次に、議案第48号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）であります。決算見込みによる委託料の減額など、歳入歳出それぞれ、517万9,000円を減額し、予算の総額を、2億6,710万6,000円とするものであります。

次に、議案第49号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）であります。決算見込みによる委託料や臨時職員の賃金の減額など、歳入歳出それぞれ、2,120万円を減額し、予算の総額を、3億8,713万8,000円とするものであります。

以上、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ副町長、関係課長より詳細にご説明をいたしますので慎重審議の上、なにとぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

なお、会期中に、南部町教育委員会委員の任命、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任、南部町大字平財産区管理会委員の選任、南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任についての人事案件を追加させていただきたいと思いますので、付け加えさせていただき、提案理由のご説明といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月6日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

(午前10時39分)

平成 2 9 年 3 月 6 日（月曜日）

第 7 3 回南部町議会定例会会議録
（第 2 号）

第73回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成29年3月6日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

9番 中 舘 文 雄

1. 産業振興で活力あるまちづくりと各種観光を中心とした交流人口増にむけた政策推進のための拠点施設について
2. サクランゴ新品種「ジュノハート」を、県で重点事業としてブランド化の推進に取り組む方針が示されましたが、当町の取り組みについて

6番 西 野 耕太郎

1. 南部町内における各小・中学校の防犯対策について
2. 南部町消防団の待遇について

3番 夏 堀 嘉一郎

1. 地籍調査について

1番 松 本 啓 吾

1. 空き家問題に関して

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君

13番 根 市 勲 君

14番 工 藤 幸 子 君

15番 馬 場 又 彦 君

16番 川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ主幹	栃 木 幸 夫 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教育長職務代理者	境 久 孝 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第73回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告のあったものだけを認めます。質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内とします。質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせします。

これから通告順に順次発言を許します。

9番、中舘文雄君の質問を許します。中舘文雄君。

（9番 中舘文雄君 登壇）

○9番（中舘文雄君） おはようございます。張り切って質問してまいりたいと思います。

私は、今定例会に臨むに当たり、今、国を挙げて取り組んでいる地方創生に関わる取り組みと、当町における今日まで展開されている各種事業の推進状況を考察しながら、国県の政策の中に当町としていかに取り組んでいくべきか、数点の問題を取り上げ質問してまいります。

今、町で重点的に取り組んでいる政策には、産業振興や活力あるまちづくり、または各種観光を中心とした交流人口増に向けた政策などを含め、ほかにも重要政策は数多くあります。1つの政策だけでは問題は解決できないことはご承知のとおりであります。

当地区は、平成5年に農林水産省からグリーン・ツーリズムモデル地区に指定されて以来活動が続ける中、平成16年10月には農業と観光を結びつけた新しいグリーン・ツーリズムのモデル事業「達者村」の開村がなされました、今日までそれにかかわる事業がそれぞれ展開されてきたこ

とは、ご承知のとおりであります。達者村の開村から13年目になりますが、開村に当たっては、目標を定めていたと記憶しております。住民総参加による村づくり、入村者の受け入れ体制の整備、達者村特産品の販路拡大、広域的なPRの展開など、地域を挙げての熱意と創意を凝らした取り組みによって、来訪者の長期滞在や定住受け入れも視野に入れており、まさしく今日叫ばれている産業振興に結びつき、活力あるまちづくりの一助にもなりますし、さらに交流人口増にも結びつくものであります。

しかし、今の活動の状況を見ますと、さきに申し上げた地域を挙げての活動に結びついているかという点で、私は取り組みに検討を加える必要があると思っております。確かに、現在組織されている達者村づくり委員会を構成している組織は、個々の活動でそれなりの成果を上げており、ほかの組織もまた頑張っていることは承知しておりますが、点としての活動ではなく線で結びつき、10年以上たった今日では、本来町民がそれぞれの活動を認識して地域全体の活性化に結びついてこそ生かされると思います。

国で取り組んでいる地方創生交付金の活用は各自治体でも進められているところであり、県で進める広域観光への取り組みや、今後取り組みが進められる八戸圏域連携中枢都市圏での広域観光の取り組みには、当町としての拠点施設の整備が欠かせないと思います。町の取り組みや関係者の活動状況を広く町民に理解してもらうためにも、また来町者へのPRのためにも検討すべきだと思い、次の点についてお尋ねいたします。

1点目は、広域的な観光政策や町内各種団体の活動の推進を総合的に進めるためには拠点となる施設の整備が必要と思われます。政府で進めている地方創生拠点整備交付金等を活用し、交流センターの整備を進めるべきと思いますが、このような拠点となる施設の必要性についてどのように考えているのかお尋ねいたします。

2点目は、現在のチェリウスは、農林漁業体験実習館として開設しているわけですが、このような施設を地方創生の拠点施設として改築整備をし活用することも検討すべきと思いますが、施設の有効利用についてお尋ねいたします。

次に、サクランボ新品種「ジュノハート」の県で進めるブランド化重点事業の取り組みに対して、当町の推進に向けての取り組みについてお聞きいたします。

当町でも、昨年から苗木購入に対して補助金等の取り組みは進められておりますが、報道等によれば、県の重点事業として進めるとのことであり、昨年12月にブランド化推進協議会が設立されたとのことであり、県議会でも取り上げられておりますし、県の産業技術センターを中心に事業が展開されるとのことですので、次のことをお尋ねいたします。

1点目は、県の取り組みに対して、当町のかかわりをどのように位置づけていくのかお尋ねいたします。

2点目は、サクランボの産地として、生産者への指導と産地づくりを進める上での課題と対策についてお尋ねいたします。

今日までの、事業の取り組みを考察しながら、さらなる町政の活性化を願いお聞きするものがあります。町長並びに関係者の答弁を求め質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、中舘文雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、地方創生拠点整備交付金を活用した観光交流拠点施設整備の必要性についてお答え申し上げます。

この交付金を活用しての施設整備を行うためには、地方版総合戦略に位置づけられていることが条件となります。

南部町においては、昨年3月に「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しておりますが、総合戦略を策定するに当たっては、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働代表者や町民代表者のオール南部町が連携し、「南部町まち・ひと・しごと創生アドバイザー」の方々から施策の提言、助言をいただきながら策定させていただきました。

この中には、観光交流拠点施設のようなハード整備に関するものは盛り込まれておりませんでしたので、議員ご案内のような、地方創生拠点整備交付金を活用した拠点施設の整備についての計画はされていない状況であります。主に人口減少対策、そちらがメインとなって策定をされたものでございます。

しかし、一部町民の方々からは、議員と同様の趣旨・内容の機能を持った施設の整備が必要ではないのかというご意見、ご提言を頂戴していることも事実でございます。

このような町民各位のご意見が今後さらに高まれば、議会を初め観光協会など関係団体とも議論を重ね、今後策定予定の新しい「南部町総合振興計画」に記載して取り組んでいくことになるものと考えられます。

また、「現在ある施設を改築整備し、観光交流拠点として活用することの必要性」につきましては、チェリウスのみならずバーデハウスや農産物直売施設など、合併前から整備・運営されて

きている観光交流関連施設が、町内には多数ございます。

これらの施設は、施設整備から20年以上が経過し老朽化が進むなど、施設の改修について議論を始めなければならない時期に来ているものと認識しておりますので、施設の修繕、増改築のみならず、議員ご案内のような観光交流拠点施設としての機能の整備を含め、施設の集約・統廃合などについても、新しい「南部町総合振興計画」の中で議論していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、サクランボ新品種「ジュノハート」を県で重点事業としてブランド化の推進に取り組む方針が示されたが、県の取り組みに対して当町のかかわりをどのように位置づけていくのかというご質問にお答え申し上げます。

中舘議員ご案内のとおり、去る2月8日に青森市で開催された県総合販売戦略・食産業推進委員会において、県オリジナルのおうとう新品種「ジュノハート」について、平成27年度にデビューした県産米新品種「晴天の霹靂」に続く、県を代表するトップブランドの育成を目指し、平成29年度の県の重点事業としてブランド化の推進に取り組む方針が示されたところでございます。

県ではジュノハートの生産量が軌道に乗るとされる平成32年度の本格デビューに向け、平成29年度は生産・販売に関する戦略を策定する予定で、昨年12月22日に県や市町村のほか、県内の生産団体や農協、市場の卸売会社が研究機関で構成されたおうとう「ジュノハートブランド化推進委員会」を設立したところであり、当町並びに当町のおうとう生産者団体組織も委員会の委員として参画しております。

また、当町でも独自に昨年から町内の生産者団体組織と打ち合わせを重ね、南部町おうとう「ジュノハート」ブランド化推進委員会の設立に向け準備を進めてきていたところであり、今月には設立する予定としております。

当町のサクランボ作付面積は144ヘクタールで、県全体の約5割を占めており、言うまでもなく県内最大のおうとう産地であります。県がおうとう新品種「ジュノハート」を重点事業としてブランド化の推進に取り組むこととしたことは、当町の農業振興にとって大きなチャンスであり、「ジュノハートのまち南部町」と言われる産地化を目指し、苗木確保や栽培面積の拡大を図りながら、県と緊密なかかわりを持っていきたいと考えております。

次に、サクランボの産地として生産者への指導と産地づくりを進める上での課題と対策についてですが、生産拡大を図るため、町では昨年度からジュノハートの苗木購入代金の3分の2を助成しており、今年度のこれまでの助成金を含めた苗木等の累計は823本となっております。

生産者への指導といたしましては、ジュノハートの生産拡大や栽培技術の確立・普及を目的と

して、平成28年1月15日に設立された県のおうとう「ジュノハート」普及促進研究会と連絡を密にし、研究会が年に数回開催する生産技術研修会の周知と参加を呼びかけし、多くの農家から参加していただくことで栽培管理技術の向上を図っているところであります。

課題としましては、ジュノハートは食味が良く、横径が3.1センチメートル以上の4Lが期待できる国内最大の大玉品種であり、その特性を生かし「ジュノハートは南部町で」ということをいかに定着させるかが課題と考えております。県と町のブランド化推進委員会のもと、生産者、流通関係者が集結し、ジュノハートの特性を最大限に生かし、生産・流通体制が確立されればブランド化は加速するものと考えております。

私どもも県のほうに、ジュノハートにつきましては県内でも先駆けて取り組んできた作物であるので何とか重点的にお願いしたいという要望もしてまいりました。県のほうからは、ある程度県としての立場は当然かもしれませんが、南部町だけというわけにはいかないと。全体的にどうしても取り組むのが県であるということも言われました。

ただ「青天の霹靂」、これは津軽地方、県南地方にはなじまないということで、津軽地方を重点化されているのではないかとということも申し上げ、特に県南地方にはジュノハートにおいては力を入れてほしいということもお願いしてまいりました。

また、先月10日、当町で開催された三八県民局との意見交換の席上においても、当町のサクランボへの取り組みは特別なものであると、こういうことを強く要望させていただき、県のほうからは南部町だけというわけには立場的にはいきませんが、当然、南部町が今日まで培ってきたサクランボに対することというのは十分承知しているので、そこは当然考えてまいりたいということもいただきましたので、これからしっかりとサクランボのまち南部町、その中でジュノハート、これからもまた苗木をふやしていかなければなりません。

平成28年度生産者のほうからは、苗木だけではなくコルト台含めての助成金もという要望がございました。当初、見積もっていた金額5,000円ぐらいの予定で考えておりましたが、三千数百円ですか。そういう余剰金といいますか残金がありましたので、それを活用してそちらのほうの要望にも応えてございます。

よって、当町としては、中舘議員ご指摘のように、やはり他町村にここはもう絶対負けてはいられないという思いで町も取り組んでまいりたいと思っておりますので、ひとつ議員の皆さんからご支援賜りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） この拠点施設の整備は、というのは、私も議員になってもう5年になります。それから、いろいろ達者村その他をずっと見てきた中でばらばらな状態が、町長の答弁では整備基本方針に盛られなければまず取り組みは、まずそれは大前提だということなんですけれども、これは早急に検討の中に追加する、検討は始めるべきだと私は思うんですよ。というのは、前からいろいろな達者村、また全体の中でばらばらだということをきちっと申し上げてきました。ですから、今現在も、例えば達者村づくり委員会に構成19名の方々がいますけれども、ほとんどが、商工会とかそういう団体は別でしょうけれども、ほかのは全部交流推進課でなくて商工観光交流課に事務局を置いて、各団体の方々はどのような活動をしているかって町民に十分に認識されていないと思うんですよ。この中には、もちろん平成5、6年から、例えばホームステイ連絡協議会というのが発足していますけれども、今の状況がどういう状況になっているかというのは町民はほとんど知り得ていない。私はそういうふうに思っています。

ですから、会員がどの程度いて、どの程度の活動がされているのか、それはわかりませんし、例えばこの中にはボランティアガイドという会もある。どういう方々がそういう会員であって、どのような活動をしているのかということも町民にはわからない。全部1つずつ挙げればあれですけども、そういうところをやるには、やはり拠点施設を設けて、そういう団体が1カ所でそこに行けばほとんどのことはわかるというような拠点施設が、どうしても私は必要だと思うんですよ。

それから、もう1つ県、この八戸中枢都市圏でまず広域観光ということであります。これもちょっと1つ質問ですけども、これも商工観光課が全部やるんですか、そこを中心に。役場に来なければそういう用を足せないというような状態の組織として南部町は参加していくのか。もう少しそういう組織づくりというのをやっていかないと、組織づくりをするためには、やはりそこに拠点とする何かがあれば進んでいかないと私は思ったものですから、その辺はまずどういう形で今後そういうのに対応していくつもりなのか、まず1つ質問します。

それから、ホームステイといいますか、やっている中で、大分前ですけども、1回私入村式、ホームステイで来た方々を迎える入村式にたまたま偶然行った時間、行った場所でやるということで見せてもらいました。それはタイ国から来た方々でしたけれども、そこもやはり、ほかの町民が見られるような状態ではない入村式なんですよ。来た方がそこに集まって、受け入れる農家の方が普通にそこに参加すると。役場の職員も担当職員が行って入村式という格好をやっていました。たまたま町長、副町長が都合つけば、そこに行って歓迎の言葉をやっているんでしょう

けれども、全部見たわけではありませんから、ただそのときはたまたま担当課長が歓迎の言葉を、これは通訳を交えてやって、その後、ホームステイの代表の方が挨拶されて、その後はもう各受け入れる農家と交流をやっているという入村式でしたけれども、なんか寂しいんです。やはり、これだけ国県から指定されたモデル事業としてやっている中では、やはりそうしたものも、ほかの町民を目にして、目にできるような、ああやっぱりこういうことかと思わせるような、やはりそういうためにも拠点になる施設を整備して、その中でそういうことに対してはやるというようなことが必要じゃないかなと思うんですけれども、その辺についての考え方は、やはり、さっき町長の答弁の中では、これから議論が高まればそういうことも考えるということなんですが、その辺についての現状ですね。担当課でもいいですし町長のほうでもいいですけれども、今現在のやり方でもう十何年たちます。10年以上、13年になりますね。これを続けていけるというのは、私は疑問を持ってもおかしくないと思うんですが、その辺について考えがあればお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 中舘文雄議員の質問にお答え申し上げます。

拠点施設の必要性ということでございますけれども、先ほど話の出ました広域観光も含めまして、話し合いの中ではいろいろなことを各団体にお伝えしまして、これからどのような進め方をすればよいかというものを話し合っているところでございます。

今年度からのその話し合いの特徴といたしましては、おっしゃいますとおり、余りにも各団体がばらばらに動いていたということが話し合いの中で出ておりまして、今後は1つの目標を順番に1つずつ片づけて、住民の方にも周知を図っていくと、そういう目標を立てて活動を始めたところでございます。

それから、ホームステイの入村式のことについての話もございましたが、ホームステイのほうにつきましては、平成5年からずっと続けてきておりますが、今まで大体同じような取り組みで来ております。これは、小中学校、それから大学生の方もいらっしゃるわけですが、受け入れ農家の方との対面式という形でやっておりますので、今のところは一般の方はその中にも入っていないというのが実情としてございます。

ただ、今後そのようなことがもし仮に必要だということであれば、それはまた皆さんとも検討を重ねまして相談はしてみますけれども、今のところはあくまでも入村式、農家の方とホームステイなさる方の対面式でございますので、今までどおりのやり方が多分進められることになるか

と思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 私のほうからも若干補足させていただきます。

まず、観光交流拠点施設、平成29年度新年度に次の総合振興計画策定年度になっておりますので、先ほど中館議員から地方創生拠点整備交付金のほうにすぐ申し込んだらどうかというお話もありましたが、平成29年度に総合振興計画をもう策定しますので、その中で検討していきたいと思っております。

それと、私も従来ずっと言ってきたのは、点から線にして、面にしていかなければならないと、ここは中館議員と同じ考えでございまして、一部交流拠点施設、そういうふうになるものを進めていく場合に、現在、産直施設がそれぞれの地区にあるわけですが、理想とすればそういうのも1つになって、大きい規模で考えていったらどうかということも若干産直の方々ともお話をしたことがございます。ただ、これは非常にハードルが高いというのもわかりました。それぞれがもう開設当初から取り組んできているということで、今現在やっているそれぞれの施設に愛着が非常にあるなということで、ここは非常に現実的には厳しいものがあるというふうに感じたわけでございます。

拠点施設をしていくときに、単なる案内状的な、そういうふうになってもいけませんし、これは少しじっくり考える必要があると思っております。そういう中で、どういうふうな形がいいのかという部分、まずは総合振興計画の中で文言を乗せていき、そして、その後、具体的に詰めていくわけでございますので、総合振興計画の中でまずしっかりと文言を入れながら、そしてどういう拠点施設がいいのか、ここをしっかりと立てる前にソフト面をしっかりとしておかないと、これも先々失敗につながってもいけないと思っておりますので、慎重を持ちながら検討はしてまいりたいと思っております。

それと、入村式でございますけれども、1つはメインが農家民泊、農家の方々のところに泊まって農作業をするというのがメインでございます。入村式を終えて、そこにそれぞれの農家に行きます。そして、当町だけでやる入村式もありますし、グリーン・ツーリズムに入っている市町村、田子、三戸、八戸、階上、五戸、ここに散らばっていくときもあるわけでございます。ですから、逆に余り入村式に時間をかけないでほしいということも、早く農家の方々のところに行っ

て、農家のほうの体験をしてもらうということもございますので、ここはさっき課長も言いましたが、関係受け入れ農家の方々ともまたどういう方向がいいのかという部分は検討させていただきたいと思いますが、そういう時間的な部分もあるということもご理解をいただければなと思っています。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） それからもう1つ、観光交流課が担当でいろいろやっていると思いますが、一番残念だったのは、例えば観光協会の総会資料に「達者村」という文言が1字もないんですよ。達者村に対して一緒にやっ払いこうというのが観光協会の総会資料の中には載っていません。私は全部調べましたけれども。やはり、これだけ町で挙げる達者村という1つのイメージで農業、観光、その他全部やっ払いこうというのであれば、全ての団体挙げてそれに向けた1つの方針を示していかなないと、外部から来た方々、全部観光、ただ見に来ている人もいるかもしれないけれども、それは町全体で達者村という中で、どこかに関連性を持たせたような形をしていかなければならないと思ったので、これが私は一番残念に思ったんです。

ずっと何年か観光協会の総会に出ていますけれども、どこにも達者村のこういうものに対して観光協会で一生懸命取り組んでいこうという文章がないんですよ。その辺は事務局担当課でしょうけれども、職員が恐らく文面をつくっていると思いますけれども、そういうものも認識した形の活動というのを考えていかなければ、もちろん商工会その他もいろいろ今日、会長も居ますけれども、そういういろいろな形で、やはりどういう形で全体で盛り上げていくかというのを検討する機関をもうちょっと真剣にやっ払いかなないと、さっき町長みたいに点です、全部点。それぞれが点で、その行事に行って、その行事は確かに終わっているというんですけれども、じゃその次の行事、こういうのありますよというPRもないんですよ。町全体で、もうイの一番に、例えばこの前の「えんぶり」でもありましたけれども、南部町ではこの先こういうものがずっと繰り返し広げられますよというのは、本当は各会々がそれを何回も繰り返すことによって町全体ではこういう動きになっているんだということが来た方にはわかるでしょうし、そういうものを含めて、ひとつ基本方針といいますか、検討するときには検討していただきたいと思いますが。

それからもう1つ、次はサクランボのことです。さっき町長も産地のまち南部町といいますか、名川時代からですけれども、これはぜひ南部町がリーダーとった形の組織づくりに積極的に取り組んでいただきたいと思います。去年、販売本数その他、県会議員を通じて調べたところ、約50%

以上が南部町に苗木が入っているという報告がありました。ですから、そういう面でも、やはり中心になるのが南部町でなきゃなんというぐらいの気持ちで取り組んでいただきたい。県では確かに県全体、岩木山麓にもサクランボを植えようという、何か広大な発想を持っているようですけれども、それを植えてしまえば、南部町が今までサクランボでいろいろPRしてきた南部町としては、やはりおくれを取ってはならないと思います。もう一回、その辺の決意と取り組みについてお話しいただきたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、ジュノハートの件について私から答弁したいと思います。

議員と同じ思いで、やはりサクランボに関しては他町村にはこれはもう絶対負けていけないという思いで、補助金のほうも他町村ではない3分の2という補助金にしました。そして、苗木の購入についても、それぞれの団体のほうにも強く、とにかく1本でも2本でも多く購入してほしいということで取り組んできて、先ほど中舘議員もおっしゃったように、大体全体の半分ぐらいは当町が購入できたのかなと思っていますので、これは今年度も3分の2の補助金、あわせてまたコルト台のほうも含めてしっかりと予算のほうは確保して、その分購入してもらって、とにかくしっかりとした南部町のジュノハートのブランド化というものを、これは議員の皆さんと同じ思いで強く進めていきたいと思ってございますので、議員の皆さんからもまたご支援いただきながら、平成32年には販売になろうと思っております。そのときの技術、やはり、ここはあとは農家の皆さんがしっかりとした技術を確立して、他町村のジュノハートに負けない立派なジュノハートをつくっていただいて、その際にはまた当町、大々的なPR作戦も考えてまいりたいと思っています。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 観光協会と達者村の関連性についてでございますけれども、おっしゃるとおり、いろいろな意味で関連性が出てくると思っております。例えば、6次産業の関係で言いますと、特産品の販売とかも出てくると思います。この辺も出てまいりますので、今後は観光協会様のほうと達者村さんのほうの事務局との連携ということで、会議のほうで考えていきたいと考えておりますので、何とかそういう方向で進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） これで中舘文雄君の質問を終わります。

次に、6番、西野耕太郎君の質問を許します。西野耕太郎君。

（6番 西野耕太郎君 登壇）

○6番（西野耕太郎君） おはようございます。

第73回定例会において、一般質問の機会を与えていただき感謝を申し上げます。

最初にまず、去る1月9日に逝去されました前山田義雄教育長の教育に掛ける思いは大変熱いものがあり、特にスポーツにおいて、多くの生徒が、高校、大学、社会で活躍するなど、生徒たちを思う気持ちには心打たれるものがあり、大変残念でなりません。哀悼の意を心から表したいと思います。

それでは、早速質問に入らせていただきます。

私は、今回の定例会で2点について質問を行いたいと思います。

1つ目は、各小中学校の防犯対策についてであります。

児童生徒が学校で勉学にいそしむためには、学校内は常に安全安心な場所でなければなりません。不審者等が侵入しないよう、防犯カメラや防犯ブザー等防犯に対する施設整備は全て町内の学校は完了してあるのか、ひとつお伺いいたします。

2点目は、南部町消防団の待遇についてお伺いいたします。

消防団員は、非常勤の公務員として位置づけられ、昼夜を問わず火事等の災害が発生すると出動するわけですが、条例等で定めてある報酬、出動手当、公務災害補償等について具体的にお示しいただきたいなと思います。

以上、2点について答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（境 久孝君） 西野耕太郎議員の最初の質問についてお答えを申し上げます。

まず、町内小中学校の防犯対策ということで、不審者が侵入しない等の施設整備として、ビデオカメラ等の設置が完了しているかのご質問でございますが、町内の小学校8校、中学校4校

のうち、カメラを設置している学校は、福地小学校、剣吉小学校、福地中学校、名川中学校の4校となっております。

設置しているカメラの位置ですが、福地小学校は正面玄関、校舎の正面、校舎裏面、裏側ですね。この3カ所に、剣吉小学校は職員玄関の1カ所に、福地中学校は生徒玄関の1カ所に、名川中学校では正面玄関と生徒玄関、東玄関、図書室階段の4カ所に設置してございます。

12校中9校は、玄関のすぐそばに事務室や職員室がございまして、学校の事務員が常時いる状態となっており、常に来校者を確認できる状態にあります。また、ほかの3校は玄関付近に事務室等がないため、インターホンや防犯ブザーによる防犯対策を行っている状態となっております。

カメラ以外の防犯設備としては、校内の各所に刺股を常備し不審者の侵入時に備えるとともに、児童生徒と教職員を対象として三戸警察署の指導を受け、不審者対策の避難訓練等を実施しております。

各学校の独自の取り組みとしては、それぞれに危機管理マニュアルを策定し、児童生徒の登下校時以外は生徒玄関は原則施錠、鍵をかけております。それとともに、来校者に対しては、ご存じのように、来校者名簿へ記入をしていただくと。その都度職員が確認を行っているところであります。さらに、教職員による校内巡回も各校それぞれ1日2回以上実施しております。

南部町内における各小中学校の防犯対策について申し上げましたが、今後とも児童生徒の安全を第一に考え、保護者や地域住民と連携して、学校の防犯対策に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、私から南部町消防団の待遇についてお答えを申し上げます。

町では、昼夜を問わず火災や災害時に出動する消防団員に対し、そのご労苦に報いるため報酬や出動手当を支給しております。

まず、報酬についてであります。報酬額は階級別に定めており、平成26年4月に平均で約2,800円引き上げたものであり、三戸郡内の町村で統一した金額となっております。

次に、出動手当についてであります。団員報酬と同様に三戸郡内の町村で統一しており、火

災や訓練などの出動1回につき1,500円であります。

また、南部町独自の取り組みといたしまして、搜索活動に対する出動手当を、平成26年6月1日より、1日5時間以上の搜索活動については出動1回につき3,000円に引き上げております。

次に、公務災害補償についてであります。この制度は、公務上の災害を受けた場合に、被災団員、または遺族に対し補償を行うものであり、公務中の負傷だけでなく公務が原因とされる疾病に対しても補償されるもので、全団員が加入しております。

この経費につきましては公費で負担しており、平成28年度の実績は約1,600万円であります。

また、消防団を退団する際に支給される退職報償金も全団員が加入しており、この公務災害補償に含まれております。

町では、合併後、屯所13か所、車両12台の更新をするなど、消防力の強化に努めてまいりました。今後も地域防災強化のために引き続き必要に応じて整備してまいりたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうも境先生ありがとうございました。

なぜ今回この学校施設の防犯対策について質問したかといいますと、教育委員会ではもう知っていることですが、平成11年、それから平成13年に学校の殺傷事件等があったわけですが、ちょっと防犯意識が希薄になってきているのかなというふうな思いから質問した次第なんですけれども、大きいことはあれですが、カメラを小学校で設置している学校が2校、それから中学校が4校のうち2校ですね。ですので、4校が設置済みということになりますと、まず小学校は8校あるわけですが、そのうち2校だけと。それから、中学校は4校あって未設置が2校ということになりますので、まだ全部終わっていないというのが実情だと思うんですが、文科省では全ての学校に防犯カメラ、防犯ブザー等を設置していくようにという指導が多分入っていると思いますので、何とか今後、ない学校にも設置していただければなというふうに思っておりますので、教育委員会ではどのように考えているのか、再度質問いたします。

それから、町長も先ほど消防団のことについて答弁いただきましたけれども、私が今回質問したのは、やはり、消防団員が今日団員数が大変少なくなっている。これは我々南部町だけでなく、全国的にその団員の減少が続いているわけですが、総務省の資料を見ますと、地方交付税の算入額というのは結構な金額の算入額で交付税であげているわけなんですけれど

も、例えば、出動手当あたりは算入として見ているのは1回当たり7,000円ぐらいで見ていると。それから報酬等も、団員については3万6,500円ということですが、多分、南部町はそこまで行っていないのではないのか。

今町長が言いましたとおり、出動手当については1,500円ぐらいということですので、これは三八管内の消防に私も消防士をやった経験がありますのであれですが、三八地区の消防連絡協議会等、この管内の中で多分統一して決めているので、南部町だけがじゃ上げましょうというわけにはなかなかいかないのかなというふうなのもわかりますけれども、何とか団員数が大変少なくなっていると。団員数も少ないながら、さらに町長が今、答弁の中で言っていましたけれども、町独自でも出しているという話なんですけれども、団員が少ないものですから、各分団、その維持管理、分団を持っていくのも大変だということも聞いておりますので、何とかその団員の報酬等の引き上げを、総務課長においては管内の連絡協議会等で話し合いを出していただければなというふうに思っております。

実は、ちょっと私が聞いたといいますか、分団の団員から言われてあったんですけれども、「おらんどは出動手当から何でぞにっこ引かれているのよ」という話がちょっと私伺ったんですよ。それで聞いてみしたら、多分、各分団の団員が出た出動手当というのは分団に一括して入っていて、分団自体の出動といいますか、維持管理に使われているのが実情だと思うんですけれども、本人が言っているのが私ちょっとわからなくて、「いや、公務災害補償等は全部町で払っているから、そういうことあり得ねえべ」という話をしたら、「いや、ちょっと引かれているんだよな」と。報酬の手当の明細か何かを見てしゃべったと思うんですけれども。

それで、これちょっと調べてみましら、日本消防協会がやっている福祉共済制度の話だと思うんですよ。年額3,000円ほどかかっているみたいなので、これを多分団員から引いていると思うんですけれども、年額3,000円といいますと結構な、団の出動手当が1,500円ですので、1年に何回出るのか、大体どのぐらい払っているのかちょっとあれなんですけれども、やはり、各分団の分団長にもちょっと聞くと、やはりちょっと大変だと。分団自体の運営がなかなか難しいという話をよくするものですから、私の提案なんですけれども、今、条例では定数は741人が団員の定数だと思うんですけれども、今言った3,000円を、1,500円を町が持って、1,500円を団員からとれば、多分741人の1,500円を掛ければ、そんなに大きい金額、100万円ちょっとは超えると思いますけれども、1,500円ですので、何とかそういうので各分団に幾らかでも団員報酬を、手当を出すような方向ができないのか、ひとつこの辺についても質問したいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） 西野議員にお答えいたします。

まず、カメラの設置についてお答えをいたします。

子供たちの安心安全を守るため、不審者等の発見、対応にはビデオカメラの設置という、ビデオカメラを使うということは非常に有効な手段と考えます。

今回、西野議員のご案内により、不審者等への対策のため、カメラを設置している学校を確認いたしましたところ、12校中4校でございました。これら4校のカメラにつきましては、学校を新設、または改築をした際に取りつけられてございます。残りの8校については、設置をされてございませんので、設置については心理的にどうか、そしてまた領域的にどうかということを鑑みながら、優先順位のもとに取り組んでまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） まず最初に、地方交付税の考え方ですけれども、交付税の算入についてでございます。

これは消防団の規模を人口10万人の都市において15個分団、団員583名を標準団体として積算されております。それで、当南部町の場合でございますが、平成29年2月1日の時点で、人口が1万8,918人、消防団が33個分団、団員が695人でございます。それを南部町の人口に置きかえますと、わずか3個分団、団員131人の消防団という考え方になってきます。

南部町で平成27年度でございますが、普通交付税の額ですけれども、団員報酬と出動手当、約1,645万円が算入されております。これに対しまして、町が平成27年度に支給した団員報酬と出動手当の総額は約2,300万円となっておりまして、約655万円ほど多く町が支援しているという状況でございます。

あと、町の独自で予算措置を行っている分団運営のために行っている事業についてと、あと2点目の福祉共済制度の加入している掛け金、年額3,000円の掛け金の約半分1,500円を町の負担として支援してはということの2点でございます。

町のほうでは、独自の事業としまして、予算を伴う事業でございますけれども、平成18年度か

ら団員1人当たり1,500円、あと各分団に維持費としまして1万円を支援してございます。あと団員報酬については平成26年4月1日に引き上げしております。団員報酬出動手当については、先ほど述べられましたとおり、郡内町村同額で同時期に改正しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

先般、最近、六戸町さんの出動手当とか、昨年はおいらせ町の出動手当の引き上げという記事も載ってございましたけれども、この点についても三戸地区の消防団のほうで検討しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありませんか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） どうも答弁ありがとうございました。

学務課長のほうですけれども、学校のほうですね。小学校、中学校の防犯カメラの件ですけれども、やはり、設置されていない小中学校については早急に町のほうと協議して予算措置をしてつけるようにしていったほうがいいのではないかなと。計画性を持って進めていったほうがいいのではないかなというふうに思います。

というのは、何でこんな質問をしましたかと言いますと、実は学務課長はもう承知していると思うんですけれども、町内の中学校に昨年、それから小学校にもちょっと大人の女性の方が学校に許可のないまま入っているという事例があって、聞いたものですから、2人とも同じ学区の中に住んでいる方なんですけれども、小学校に入った大人の女性の方は、「うちの猫が来ていないか、猫がここさ逃げ込んできてないか」と言って校舎内に入っていて、そういう話をしていたと。たまたま誰なのかわからなくて、そうしたら、ちょうど通りかかった方が知っていきまして、「この方はこの方です」と言ったからいいんだけど、それで大事に至らなかったと。

それから、中学校のほうは防犯カメラも設置されているんだけど、やはりオープンな学校のところは気をつけないと、その学校に入ったわけなんですけれども、調理実習している子供たちに向かって、「あなた方は何をやっているんですか」というような話をしたというので、その時もたまたま知っている方がいたから大事に至らなかったんですけれども、もし知らない方があれば、当然警察沙汰になるということになりますので、ひとつ学校関係者の皆様が学校づくりを推進するということが大変重要でございます。委員会として何とか予算措置を講じていただければなというふうに思っています。

消防の関係は、総務課長が町で取り組んでいますという事例を出していただいたんですけれど

も、やはり、前言ったとおり、六戸町が今回の町議会の定例会の中で1,500円の出動手当を2,000円にしたというのが記事に載っていましたが、各分団、その運営というのがなかなか、団員数が減っているのも実情にあるだろうし、それから出動する人もそんなに多いわけじゃないので、1回、出動手当ですので、結局出ないともらえないということもあるわけです。ということは、災害がなければ結局出ないわけです。それはいいことなんですけれども、各分団にすれば、なかなかその運営をすることが大変だというふうなことを、団員の方々と飲み会があったりするとよく言われます。ですので、私がちょっと提案したのが、団員に福祉共済でやっている部分、1回3,000円を、年額ですので大した金額でないように思われるんですけども、分団にすれば結構な金額になっていくのかなと。そこを何とか1,500円を、先ほど総務課長が言っていましたけれども、いろいろな面で各分団に均等割で1万円やっているとか、それから団員割で1,500円出しているというのもやっているんですけども、さらに1,500円を福祉共済の部分で持っていたければ、団員も、「町がよくこうやってやってけてるな」というのがわかるかなと思いますので、もしよかったら町長、ひとつ答弁をよろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 先ほどの3,000円の半分の2分の1の支援ということで、平成18年度から団員1人当たり1,500円の支援はしてございますので、ちょうど2分の1かなと先ほど思っていました、この点についても、先ほど言いましたけれども、三戸地区の消防団の中で足並みをそろえながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） これで、西野耕太郎君の質問を終わります。

ここで、午前11時15分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

.....
○議長（馬場又彦君） 一般質問を続けます。

3番、夏堀嘉一郎君の質問を許します。夏堀嘉一郎君。

(3番 夏堀嘉一郎君 登壇)

○3番(夏堀嘉一郎君) 通告してあります次の件について質問いたします。

国土調査法に基づいた地籍調査についてであります。

昭和26年に国土調査法が施行され、当町の旧三地区もその当時、地籍調査を実施されましたが、当時の測量技術の精度が低かったこともあり、現在の改正された不動産登記法の登記に関しまして、現地境界と地籍図が合わない等、さまざまな支障が発生しています。

当町は現在、福地地区の地籍調査を再度実施して問題の解決に向けてやっておりますが、今後、名川地区、南部地区の地籍再調査を実施する考えがないか、お伺いいたします。

それでは、国土交通省地籍整備課作成の資料を参考に、地籍調査の問題点と必要性についてそれぞれ列挙して述べます。

まず初めに、課税の適正化・公平化についてであります。

税務行政において公平負担の原則が何よりも求められますが、土地の所有に対する課税である固定資産税の課税は、必ずしも正確ではない登記簿や公図のデータを参考に行っているため、正確な土地の実態が反映されず、本来払うべき額を払っていなかったり、逆に払い過ぎていたりする場合があるなど、不公平な取り扱いとなっている場合があるという現状が問題点であります。地籍調査を行うことにより、土地一筆ごとの正確な地目や面積が把握されるため、課税の適正化・公平化を図ることができます。そして、成果を数値的に管理することにより、課税事務に必要な土地異動情報を正確かつ効率的に把握できるようになります。

続きまして、土地境界をめぐるトラブルの未然防止についてであります。

土地の境界線が不明確なままの地域では、しばしば土地の売買や相続などをきっかけに隣人との間で境界争いが発生するなど、土地をめぐるトラブルに巻き込まれる場合があります。

その結果、住民関係の悪化を招いたり、長期にわたる裁判での解決を余儀なくされたりするケースもあるという問題点ですが、地籍調査を行うことにより、その調査結果が数値データにより記録・保存されるため、未来の子供たちにそれらの問題点をしわ寄せすることなく、境界紛争が未然に防止されます。また、土地取引や相続が円滑にできるようになり、個人資産の保全及び地域の安心につながります。

続きまして、各種公共事業の効率化・コスト縮減であります。

道路・公園などの公共施設の整備を行ったり、防災の観点から密集市街地の整備を行ったりする際には、必ず正確な地籍、特に精度の高い地図が必要となります。

地籍調査がされていないと、事業のたびに現地で地権者の立ち会いを求め実測を行うなどの無駄が生じるほか、事業採択後に現地調査を行った結果、土地の境界について同意が得られず、事業の進捗そのものに多大な支障を生じたりする場合があるという問題点ではありますが、地籍調査を事前に行っていれば、計画当初から取得すべき土地の正確な境界や面積を知ることができ、地籍の状況を踏まえた計画立案がなされます。既に地権者により確認された境界を現地復元することにより、円滑な用地取得が行われ、各種事業の円滑な推進に寄与します。

続きまして、災害復旧の迅速化についてであります。

地籍調査未実施地域において、地震、土砂崩れ、水害等の災害が起こり、土地の形状が変わってしまった場合、元の土地の境界に関する正確な記録がないために、復旧計画の策定や換地事務等に時間を要し、結果的に復旧がおくれるというケースがありますが、地籍調査を事前に行っておけば、個々の土地境界線の位置が地球上の座標値と結びつけられ、成果が数値的に管理されることになるため、万が一の災害の場合にも境界を正確に復元することができ、復旧活動に迅速に取りかかることが可能になります。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、被災地の土地の境界や権利関係がはっきりしないため、復旧に支障を来したという事例が幾つも報告されています。

例えば、「倒壊した住宅を再建しようとしても土地を担保に融資を受けることができない」「上下水道などの地下埋設物の敷設や私道の復旧をしようとしても、底地の権限が明確でなく工事ができない」などの地図混乱という最大の問題点が発生してしまいました。

震災後、法務局及び神戸市の働きかけのもと地域が協力し、約1年半後の平成8年8月に「地図訂正」が完了されたようです。

要するに、復旧活動を迅速に行うためには、土地の権利関係を明確にした現地復元性のある地図を整備しておくことが必要であり、当町においてもそれらの体制を常識的なものにしなければならないと思います。

災害から町民の生命、財産を守ることは、行政にとって最も重要な課題であることは言うまでもありませんが、前述の大災害の経験から浮上した問題点はクリアできていないように思われますので、地籍再調査を早急に行い、町民の安心安全を確保していただきたいと思います。

最後になりますが、地籍調査は土地をめぐる行政活動・経済活動全ての基礎データを築くものであり、いずれは全国全ての地域で完了されるべきものです。

また、地籍再調査への着手がおくれてしまうと、土地境界の調査に必要な「人証」や「物証」が失われ、時間が経過すればするほど再調査が困難になることも予想されます。今やらなければ、

「人証」や「物証」の情報の少ない世代に後回しになってしまい、結果的に未来の子供たちへのしわ寄せになってしまいます。

税の公平性、住民トラブル、社会基盤整備、災害復興活動など、さまざまな側面の問題点を持ったこのテーマについて、町長の今後の考え方をお聞きます。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、夏堀嘉一郎議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、地籍調査事業についてであります。地籍調査の目的及び必要性は、先ほど夏堀議員が申し述べたとおりでございます。まず1点目として課税客体、いわゆる固定資産税の正確な把握と課税の適正化を図ること、第2点目として、境界トラブルの未然防止につなげること。第3点目として、災害復旧も含まれますが、公共事業などの運用障害を解消すること。以上の3点を大きな目的及び必要性として掲げ、地籍調査事業を行っております。

このことから、福地地区におきましては、現地における境界と地籍図面が合致せず、課税、土地取引及び境界のトラブル、公共事業への障害が発生していることを踏まえて、平成22年度から地籍調査事業を開始し、平成32年度終了を目指し鋭意事業の完了を目指しているところであります。

なお、福地地区のこれまでの再調査前の地籍調査事業であります。昭和38年度から昭和44年度の7年間で実施されておりました。

しかしながら、当時の測量方法は平板測量が主流であったことから、現在実施されている数値測量と比較し、測量技術の精度が劣っていたために、現地と地籍調査成果に大きな誤差が発生したことが要因として考えられております。

また、福地地区の再調査事業におけるこれまでの事業実績と今後の計画であります。平成22年度から平成27年度までの調査面積は累計で18.89平方キロメートルが完了しており、平成28年度を含めた平成32年度までの調査計画面積は、21.22平方キロメートルの予定となっております。

以上を踏まえ、夏堀議員からの、名川地区、南部地区の再調査実施についてのご質問であります。両地区におきまして、現地と地籍調査成果との違いがあるとの事案が数例ほど発生している状況に鑑み、これらの原因究明とあわせて実態を把握することを目的として、平成29年度、い

わゆる新年度の当初予算に調査測量費335万9,800円を町としても計上したところでございます。

その調査結果に基づきまして、検討の上、福地地区と同様に名川地区、南部地区の再調査を行うべきかどうかの最終判断をしてまいりたいと考えているところであります。

繰り返しになりますが、地籍調査事業につきましては、議員ご指摘のとおり、課税客体の正確な把握と課税の適正化を図ること、境界トラブルの未然防止につなげること、公共事業などの運用障害を解消すること、以上の3点を大きな目的及び必要性として事業を行っているものであり、今後、行政サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

既に町のほうも数例が出ていることから、新年度予算に計上して、町としても調査に入っていくということを取り組んでいることを説明させていただきました。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

これで、夏堀嘉一郎君の質問を終わります。

1番、松本啓吾君の質問を許します。松本啓吾君。

（1番 松本啓吾君 登壇）

○1番（松本啓吾君） お疲れさまです。

では、一般質問最後の質問をさせていただきたいと思います。

私は今回、空き家問題に関しての質問をさせていただきます。

空き家対策特別措置法が完全施行されてからは、空き家問題が社会的課題の1つとして多くの人たちに浸透し、空き家問題について扱ったニュースをよく目にするようになりました。

「空き家の存在が近隣住民など第三者に不利益・損害を与える、地域にもたらされる著しい迷惑」が空き家問題で発生する外部不経済と言えると思います。

具体的に空き家を放置することで発生する懸案と不安は、1つ目は建物の老朽化です。徐々に傷んだ空き家は次第に崩れ、倒壊の危険が増したり屋根材などが飛散したりと、その敷地内だけの影響では済まなくなっていくと思います。「人が住むと部屋が傷む」と考えている物件オーナーが多いようです。しかし実際には、人が住んでいたほうが日常的にメンテナンスを意識的にしろ無意識的にしろ行うので、建物の劣化のスピードは抑えらると思われています。

二つ目は、植栽や雑草などによる景観の悪化です。庭の雑草などの繁茂は、景観もそうですが、衛生害虫の発生や猫などの小動物が住みついたり、不衛生を招きます。人がいないと害獣・害虫の温床になりやすく、やがて周辺へ拡散を見せます。最近頻繁に起こる、集中豪雨による浸水被

害を受けても、そのまま放置されるので、極めて不衛生かつ危険な状態に変わってしまいます。

3つ目は防犯上の不安です。不法侵入や不法投棄、放火などの温床になってしまうということです。死角になった空き家の内部で犯罪が行われるようでは、周辺の治安にも影響しますし、安心して暮らすことができなくなります。また、最近は空き家への放火がニュースで取り上げられることも多くなっています。しかも放火犯は連続して放火をする傾向が強く、空き家の多い地域は格好のターゲットになってしまうことから、朽ちた木造住宅は相当危ないと言えます。知つてのとおり、日本の住宅事情では火災が起きると近隣への被害は免れず、近くに管理されていない空き家があるだけで不安になります。

4つ目は、防災上の不安です。空き家のままにしておくと、建物がどんどん劣化し、屋根から雨漏りや落雪、壁が自然崩落したり、柱が朽ちてきたり、気がつかないうちに傷んでいきます。屋根や瓦、壁などが崩落または破損して道路を塞いでしまう恐れがありますし、通学路であれば小さい子供たちへの日常の危険が大きくなります。また、古くなつた家は耐震性能も失われ、巨大地震に抵抗できません。極端な例では、震災時に最初に倒壊して重要な道路を塞いでしまうかもしれず、周辺住民の避難や救出に障害になる可能性すら秘めています。

また、空き家が増加し続けると新しい住民が引っ越してこず税収も見込まれないため最終的には自治体財政破綻という最悪の結果を迎えます。2007年に財政破綻した北海道の夕張市の空き家率は33%、2013年に財政破綻したアメリカミシガン州のデトロイト市の空き家率は29.3%です。くしくも両自治体は空き家率が30%前後で財政破綻しています。2013年の日本全国の空き家率は13.5%ですが、野村総研の調査結果によると、住宅の除却や減築、中古住宅流通市場の整備、リノベーション、新築住宅建設の制限などの施策が進まない場合、2033年の空き家率は30.2%と予測しています。

空き家にもいろいろな種類があります。「常時住んでいないが使っている」「貸したいのに借り手がない」「売りたいのに買い手がない」「その他」に分類されます。空き家の中でも問題なのは「その他」の住宅の空き家です。こういった空き家は売却や賃貸などで活用される予定がない空き家であるため、管理が行き届かず老朽化し、景観や環境などの面で周辺地域にリスクをもたらします。

総務省統計局では、5年ごとに住宅・土地の統計調査を公表しており、平成25年においては空き家数が820万戸、空き家率が13.5%となりました。5年前に比べると、空き家数は63万戸の上昇、空き家率は0.4%の上昇です。中でも「その他の住宅」の空き家は318万戸です。全国の空き家は約820万戸なので約4割が「その他」の住宅の空き家ということになります。

南部町では平成28年10月から国交省の補助を受け、町内全域を対象とした初の空き家調査を実施したと聞いています。平成29年3月1日現在の南部町の世帯数は7,482世帯であり、調査前は、町では空き家の可能性がある家屋は2,800件との事でしたが、調査の結果、空き家の可能性がある建物数は何件だったのでしょうか。また、そのうち倒壊などの危険性がある建物は何件あったのでしょうか。

現在、南部町においての「空き家バンク」の登録状況や利用状況はどのようになっていますでしょうか。今回の実態調査結果から、今後、倒壊などの危険性がある建物の所有者への適正管理の指導や、再生可能な空き家の所有者への「空き家バンク」活用の推進はどのように実施していくのでしょうか。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、松本啓吾議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、空き家調査の結果についてであります。平成28年7月から南部町全域を対象とした空き家の実態調査を実施しております。

この空き家の実態調査は、国の交付金を活用して現地調査を実施し、空き家の件数と国土交通省作成の「外観目視による住宅の不良度判定の手引き」により再利用可能な空き家から倒壊などの危険性がある空き家まで、その現状を把握するとともに、これを分類し、今後の空き家対策に必要な基礎資料を作成することを目的に実施したものでございます。

業務期間は平成29年3月24日までのため、現時点では正確な空き家数は把握しておりませんが、平成28年1月1日現在、南部町の非課税家屋を除いた家屋の総数は2万5,915棟あり、このうち住宅家屋は1万1,882棟あります。この全ての家屋の所在地と住民基本台帳及び八戸圏域水道企業団からの水道情報との突合により、家屋の所在地付近に住民登録がなく、かつ水道が閉栓等されている家屋は3,069棟ありました。この対象となった全ての家屋を現地調査した結果、現段階で、貸し家を除いた家屋で空き家と判定された棟数は802棟で、このうち基礎及び柱の腐朽、いわゆる腐って古くなっているなどにより倒壊の危険性がある建物は12棟あるとの報告を受けております。

さらに、空き家バンクに登録可能と考えられる住宅用空き家の棟数は372棟あるとのことですが、再利用可能と考えられる空き家の棟数については、現在判定中とのこととまだ報告されてお

りません。

次に、現在の空き家バンクの登録状況・利用状況についてお答え申し上げます。

これは町内の空き家の有効活用を図るため、都市部などとの交流拡大及び定住化による地域の活性化を図る目的で、平成18年度に「南部町空き家バンク」を設置し運営を行っているものであります。

この制度は、空き家を借りたい方・売りたい方の希望者同士を引き合わせる制度となっており、町では当事者同士のマッチングの手配だけ行っております。

これまでに、空き家バンク開設後には、借用を希望する方が22名、そして貸し出しを希望する方は8名が登録していましたが、現時点では、借用希望者は15名となり、貸し出し希望者は昨年の10月からは登録者がいない状態となっております。これまでの成約実績は、双方の意見で折り合いがつかないケースなどがあり3件にとどまっている状況であります。

なお、空き家バンクの情報は、町のホームページに常時掲載し、募集者をふやす努力をして、地域活性化に役立ててまいりたいと考えています。

今後は、空き家実態調査の結果をもとに、空き家と判断された所有者に対し、文書による適切な管理の促進と利活用についての町の助成情報などを周知するとともに、適正な管理がなされていない所有者に対しては、国が空き家問題の抜本的な解決策として定めた「空家等対策の推進に関する特別措置法」及び「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」に基づき、必要な措置をとるよう、助言や指導などを行ってまいりたいと考えております。

今後とも、町民の皆様の安全安心な生活環境の保全と、空き家の発生の抑制及び利活用の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） まだ調査中のことに関して質問してしまいまして、大変申しわけありませんでした。

空き家バンクに関してなんですけれども、借りたい人と貸したい人、またそこからの契約を結んだという実績が3件ということで、なかなか難しいのかなとは考えております。

ただ、今回、現在3月に他県より南部町に移住し、農業に取り組もうとしている家族がいるという話を聞きました。家族は、現在アパートを借りて住んでいるとのことでした。お試し住宅はどうしても期間限定になってしまうため、そういった方にこそこの空き家バンクを積極的に利用

した空き家の再利用ができないものかと思っております。

また、全国的に世帯数は増加傾向でも、日本の人口は既に減少し始めております。今は世帯当たりの人数が減っているだけで世帯数自体はふえてはいますが、やがて世帯数も減少に転じると思われます。

世帯数の減少はそれだけ住宅の需要が失われるということに直結し、新築住宅が増加し続けることを考えれば、近い将来に必ず住宅の過剰供給が問題になると思われます。つまり、売れない・貸せない時代の到来は、現状が続けば間近に迫っています。

高齢者世帯ほど空き家になる可能性が高まり、それが単身世帯なら、なおさら空き家になりやすいのは避けられません。65歳以上の高齢者世帯は、平成7年には約10%に達し、平成22年には約20%、平成25年の時点で23.2%になりました。全体の世帯数はいずれ減りますが、平成37年の高齢者世帯数は、平成22年に比べて約400万世帯ふえると推計されています。そして、約400万世帯増加のうち、単身世帯数は約200万世帯と予測され、空き家になりやすい単身世帯が最も多い構成にたどり着きます。このような将来空き家になるであろう世帯、空き家予備軍への今後の町の取り組みは何かお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） この空き家の登録でございますけれども、空き家としてまだまだ利活用できる空き家は結構あるんです。1つの私なりに考えた課題が、他の場所に新しく家を建てて、いわゆる古い家、そこに物を置いている、そういう家がほとんどなわけなんです。結局、物を置いているので、建物自体は貸せるんですけれども、物置場となっている。ですから、ここの物置場となっている処分等、ここに対する何か補助なり考えていくと、少し貸してもいいという方々が現れるのかなと思っております。

1つの例として、福田に「きたむら茶屋」さんがございます。あの方も古民家を借りて、その方とちょっといろいろ話をしたんですけれども、「よく貸してもらえましたね」という話から、やはり、いろいろな物が置いてあったそうです。貸し主のほうは、やはりその処分をどうすればいいかということで悩んでいたということで、その方々が処分を手伝ったといえいいんですか、「じゃ自分たちが処分するのをやりますよ」と、こういうことをお話ししたら、「じゃいいでしょう」というふうに貸してもらえるようになったと言っておりました。ですから、空き家、そういう方々、いわゆる物を置いているために貸せないという方々に対する何か行政なりで処分

する、そういうことに対する助成を考えていくということも必要になってくるかなと思っております。

実態とすれば、実際、本当に住める住宅というのはいっぱいありますので、何か考えていかなければならないと。具体的にまだこうということは決めていないんですが、最終的な調査結果が出てきて、全てはできないんでしょうけれども、今、松本議員がおっしゃったように、そういう我々のところに移住したいという方々が出てきたときに、やはりそういうのが確保されていないと来てもらえないというのがありますので、少しそういう処分する部分にどのぐらいの金額を考えていけばいいのかと、そういう部分も含めながら検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありませんか。松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） ありがとうございます。

やはり、地域地域にとっての空き家という問題はいろいろあるんだなと思います。

最後に、空き家が問題とされる理由に機会損失があります。これは、町長おっしゃったとおり、まだまだ使える空き家や土地が有効活用されないことで、本来活用されていれば新しい住民が引っ越してきたり、新しいお店ができてにぎわったり、町を代表するようなコンテンツに生まれ変わったりするチャンスの芽を潰してしまっているということです。

以前、町の遊休地の宅地整備の話がありましたが、土地の有効活用にはなりますが、特定地区への人口集中を招くおそれがあると同時に住民減少により存続危機の地区も出てくるのではないかと思います。並行して南部町の各地域の空き家を有効活用すれば、人口が集中することはないかと思います。また南部町に住んでみたいと思う人に自分のライフスタイルに合った地域に住む選択ができるといった仕組みづくりができるのではないかと思います。

まだ実施中ですが、今回の空き家調査の結果を踏まえて、移住を考えている人に向けた空き家の開放、またはお試し住宅としての活用、公共施設や新規事業者への活用、福祉用途、観光分野など、その地域に必要な空き家の活用方法を考えた南部町独自の取り組みを行っていただければと思います。

以上で私の質問を終わりたいと思います。何かご答弁があれば、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 移住してもらい、移住してくれるパターンは、もう1つは農家をやりながら古民家、そういう活用をしながら住まいを探したいという方と、今、松本議員からもありましたが、利便性の高いところを求めるという方もいるわけでございます。そういう中で、町としては、今眠っている町の固有地、こういう部分も活用しながら、選択できるような形にしていくというのも大事だと思っておりますので、両面で考えて行きたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） これで松本啓吾君の質問を終わります。

.....

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、3月7日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

（午前11時49分）

平成 2 9 年 3 月 7 日（火曜日）

第 7 3 回南部町議会定例会会議録

（第 3 号）

第73回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成29年3月7日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

2番 久保利樹

1. 南部町における総合型地域スポーツクラブの活動と将来の役割について

8番 八木田憲司

1. 就学前乳児・幼児に対する子育て支援について

16番 川守田稔

1. 町内におけるHACCP、GAP、地理的表示保護制度（GI）等の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松本啓吾君	2番	久保利樹君
3番	夏堀嘉一郎君	4番	坂本典男君
5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君
老健なんぶ主幹	栃 木 幸 夫 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
教育長職務代理者	境 久 孝 君	学 務 課 長	中 村 貞 雄 君
社会教育課長	佐々木 高 弘 君	農業委員会事務局長	佐々木 大 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第73回南部町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（馬場又彦君） 日程第1、一般質問を行います。

これから通告順に順次発言を許します。

2番、久保利樹君の質問を許します。久保利樹君。

（2番 久保利樹君 登壇）

○2番（久保利樹君） 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目、1人目として質問させていただきます。

今回、私は南部町における総合型地域スポーツクラブ活動とその将来の役割について、質問させていただきます。

文部科学省のスポーツ振興施策の中に、地域に密着した生涯スポーツ社会の実現を掲げた取り組みがあり、当町においても総合型クラブななっちが子供から大人まで、多世代におけるスポーツ活動を行っております。

老若男女問わずスポーツをする、スポーツをしたい意向はいろいろあると思いますが、町民の皆様が年齢、体力及び技術に応じていつでもどこでも誰でもスポーツに親しむことができる環境をつくり、生涯スポーツ社会の推進の一翼を担っています。

また、健康宣言を行った南部町に対しましても、スポーツを通じての健康の増進、世代間の交流、仲間との親睦を深めることで地域コミュニティーの活性化にも貢献しているものと考えております。そういった活動は、総合地域型スポーツクラブと行政とのかかわり方が非常に重要であ

ると考えております。

スポーツ活動においては、小中学生のうちに体力や基礎を身につけることが非常に重要なことですが、残念なことに、現在、町内の小中学校では、児童生徒の減少により運動部の休部や廃部が相次いでおります。

スポーツにおいても、南部町出身の選手が全国各地や世界を舞台に活躍している中で、可能性ある子供のスポーツ活動の範囲を狭めることは、将来の南部町の振興においても、非常に危惧する問題ではないでしょうか。

総合型スポーツクラブの役割は、行政とのかかわり方次第で南部町のスポーツ振興が発展していくのではないかと考えますが、どのようにお考えか答弁をお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（境 久孝君） 久保利樹議員にお答え申し上げます。

初めに、児童生徒の減少により運動部の休部・廃部などによるスポーツ活動の範囲を狭めることは、将来のスポーツ振興において問題ではないかということについてでございますが、児童生徒の減少によるスポーツ活動への影響は、小学校と中学校では若干異なることから、分けてご説明いたしますと、小学校では、学校単位でクラブ活動的なものとしてスポーツ少年団を組織して活動してきましたが、近年は、学校にとらわれずに広域的なスポーツ少年団が編成されてきております。

また、町内の中学校において、今年度の郡中体連夏季大会では32の運動部がありましたが、秋季大会では30に、来年度の秋季大会では28の部になるのではないかと伺っております。

中学生がスポーツに親しみ、体力の基礎を培う重要な活動ができなくなるのではと、大変懸念しているところであります。

一方、広域的に見ますと、多様なスポーツクラブなどの団体が誕生しており、それに参加して日々努力している児童生徒さんもふえておりますので、将来の町のスポーツ振興の原動力になってもらいたいと期待しているところであります。

次に、総合型スポーツクラブの役割は、行政とのかかわり方で南部町のスポーツ振興が発展していくのではないかについてであります。本町の総合型クラブななっちは、準備期間2年を経て、平成25年3月に設立され、現在は坂本典男会長を初め17名の役員と指導者14名、会員数が160名で10種類の各種教室を開催していると伺っております。

国の資料によりますと、平成24年にスポーツ基本法の理念を具体化するため、年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が単身、適正などに応じてスポーツに参画できる環境を整備することを基本的な施策として、具体的に取り組むべき7つの課題を設定し、その1つに、住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備がうたわれ、いわゆる総合型スポーツクラブの育成が明記され、環境整備のための支援としてtoto助成金などが進められてきたところであります。

総合型スポーツクラブは、これまでの行政主導から住民主体の社会システムの転換を図り、いつでも、誰でも、どこでも、会費などによる受益者負担の原則といった特徴にも見られるように、地域住民が率先してスポーツ文化を育て、地域に根づかせていくシステムへ変容させることが重要であり、総合型地域スポーツクラブを軸とした地域の活性化事業を模索することが目的であると言われております。

町といたしましても、活動の拠点となる事務所の提供について、行政財産使用料を受付業務などの労務提供による相殺で対応しているほか、学校施設の開放、体育施設の減免措置などの支援をしてきているところであります。

今後、スポーツクラブ創設の趣旨に基づきまして、総合型クラブななっちがさらに発展するために、町及び体育協会などの関係者と情報の共有化等を図りながら、受託事業あるいは他の行事、活動範囲を広げるように組織づくりをし、スポーツを軸とした地域活性化が図られるように期待しているところであります。

○議長（馬場又彦君） 再質問はありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） ご答弁いただきありがとうございます。

総合型地域スポーツクラブというのは、老若男女、多世代にわたってスポーツをして健康の増進等コミュニティーなどを図っていく団体というふうに私は認識しております。また、行政のほうからも事務所提供や施設の開放等もご協力をいただきながら運営していると伺っております。本当にありがとうございます。

私も実はななっちの監事として現在携わっているんですけども、そのほかにもPTA等さまざまかかわっていく中で、今回はちょっと小学校、中学校、中学校に関してましては学校単位の大会となりますので、小学校の部分についてすごく危惧している部分がありまして、1つは、例えば野球をやりたいんだけど、児童が少なくて野球ができない。ところが、隣接する小学校と一緒に活動できるかといった場合に、さまざまそこからいろいろ障害等を乗り越えなければな

らない部分もあったりして、9人の野球チームをつくれないう現状も伺っております。

そういった中で、ななっちとしてクラブチームを作成して、そういった部分で学校行政とは少し離れるんですけれども、クラブチームとして子供たちをスポーツに、例えば野球をできる環境を提供していけないのかなと。そういった場合には、当然ななっちは独自運営していかなければならない団体なんですけれども、当然、町または体育協会、さまざまな関係団体からの支援といえますか、一緒にやっていかなければならない問題なのではないかなというふうに考えております。

子供がやりたいときにやれないというのは、非常に親として、保護者の方々も見ていて非常に悩ましい部分ではあるんですけれども、そういった場所の提供を少しでもふやしていくことを考えていきたいのですが、町としては部活動減少、さまざま確認できていると思うんですが、これから南部町、例えばことしの箱根駅伝に堀合大輔選手や、イタリアなどでは自転車のロードレースで石橋 学さんなど、本当に世界、全国に名を知らしめる選手がいる中で、これからの南部町のスポーツ振興を考えていく上で非常に大事な問題だと思っております。

町長も高校時代は野球や、大学時代は少林寺拳法なども行っております。スポーツ振興にも大変ご尽力されていると思うんですけれども、もしよろしければ町長の意見もお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） まず、スポーツの振興というのは非常に交流していく上にも大変大事なことだなと思っております。

まず、合併当初、一番最初に1つになったのが、いわゆる体育協会だったと思います。そしてまた、一体感が早く出たのもその分スポーツを通じての団体であったなど、こう思っていますので、私はスポーツの振興、交流、これはまちづくりをしていく上においても非常に大事な分野であると思っております。

そこで、本来、町が取り組んでいる社会体育、そしてまた社会人対象としながらの体育協会、現在、老若男女まさしくななっち、ななっちの取り組みというのは、非常に素晴らしいことだなと、今までの取り組みに本当に敬意を表したいなと思っております。

ただ1点、ななっち、当初、今は坂本会長さんでございますけれども、坂本会長も非常に大変

なときにバトンを引き継いだなと思っております。さまざまな問題、1つは当初はtotoの助成金、これは1つは何年間というのはもう当初からわかっていたわけであります。一番大事なのは、その助成金がなくなったときにどう運営していくかというのを、やはり当初から考えておかないと、今、恐らくななっちも大変だというのはそういう運営資金等々じゃないかなと思っております。町と体育協会、ななっち関係者、これはどういうふうな役割分担をしてやっていくか、これを協議していくというのは非常に大事なことだと思ってございます。

その上で、今後ななっちを進めていく上で、何が課題なのか、何を求めているものなのか、そういう部分を、やはりもっとななっちさんも協議をして、ただ町と連携をしてというだけであれば、何が必要なのか、もう少し具体的に私は検討していただきたいなと。そういう中で、行政としてどこまで支援していくのか、継続していくためにどこまで支援していけるかという部分を検討していきたいと、こう思っておりますので、ただ1つにtotoの助成金があったときはよかったけれども、なくなったら厳しいと。じゃ町にということであれば、本来、さっき境教育長職務代理者も申し上げましたけれども、本来行政主導から住民主導へという部分で立ち上がった団体でもございます。そういう本来のななっちの趣旨というものもあるでしょうから、そこはしっかりと問題点を出しながら、私どもの社会体育担当、また体育協会も入っていただいと、そういう1つのテーブルの場といいますか、そういう部分は大事なんだと思っておりますので、まずななっちとしてもどういう部分が課題で、どういう部分が必要なのか、そういう部分もぜひ検討していただいて、今後進めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。久保利樹君。

○2番（久保利樹君） 町長、ご答弁ありがとうございました。

坂本会長も、今、隣にはいらっしゃるんですけども、役員会等々の席でさまざまいろいろなまちづくりとななっちと連携、連携といいますか、ななっちの活動自体がまちづくりにつながないかなというのが1つ考えがあって、例えば、ななっちのクラブチームをつくるのは、町内の小学校に特化した取り組みではなくて、当然、ななっちアイスホッケークラブというものもありまして、八戸市内の子供たちも実際にななっちに加入して活動しているのが現状であります。

そうなったときに、例えば、南部町は給食費も無料、医療費も無料、制限つきですけども中学生まで医療費無料、本当に子供たちには非常に手厚い町からの支援があって、南部町の子供たちは暮らしているわけですけども、子供に特化した話なのですごく言いづらいんですが、子供

のスポーツ環境を整えることによって、親の生活サイクルといいますか、子供が中心の家庭、家庭は基本子供が中心になって生活していると思うんですけれども、子供が例えばスポーツクラブ等に加入して活動していく中で、南部町はいい。給食費も無料だ。医療費も助成がある。スポーツにも特化している。そういった形で、例えば、まちづくりとして人口をふやしたりすることができないかとか、さまざまいろいろな話し合いをしているんですけれども、昨年7月には教育委員会主催で南部町商工会さん、そして、ななっちと共催で名久井農業高校の生徒を商工会のおらんど館で児童に夏休みの期間中、勉強、宿題を教えたりという活動も行っているんですけれども、クラブ活動自体が、例えば、子供たちの放課後の保育といいますか、そういうものにもつながっていったりもするのかと。親もまたその時間帯、例えば働きに出られなかった親が働けるのであれば、例えば、年会費を払っても子供をななっちに預けようかなと、そういうふうなものになっていけばいいなという、ななっちの中ではいろいろ話をしているんですけれども、何をするにも当然行政との綿密な連携もしていかなければなりませんので、これからもまたご支援をお願いしたいと思います。

また、今の私の発言に対して何か補足がありましたらよろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 久保議員おっしゃったように、私もスポーツが大好きで、スポーツに対しては理解している一人であるとも考えております。そういう中で、県民駅伝とっても、非常に町民全体が盛り上がっている。テレビを見て応援する。実際に来て応援してくれると。その子供たちがまた大学、社会人になっても活躍しているということは大変うれしく思っているところでございます。

そういうことを考えますと、スポーツ振興においては、町としても力を入れていきたいなという部分の1つでもございます。

地方と都市部との違いというのは、地方というのはいわゆるクラブ活動であって、場所を利用するにしてもただでというのがもう当たり前みたいになっていまして、都市部というのは、やはりみずから受益者負担、しっかりと負担をしてクラブに入って練習すると。この違いというのはもう地方と都市部の大きな違いがあると思っております。

本来であれば、やはり、みずから負担をしてしっかりと技術を高めるということになっていかなければならないと思うんですが、経済状況等々も都市部とは違いがありますので、そこは一概

に言えない部分というのは地方でもあるというのも私もわかっております。

今、ななっちでも10種類ですか。そういう中でななっちさんが取り組むというのが、10種類というのが果たして適正なのか。今のななっちの組織として適正なのか。ある程度、もう少し絞っていく、そういう部分もあると思いますし、アイスホッケーのほうもななっちさんがやっているというのも聞いております。その子供たちは、正直言いますとほとんどが八戸の、地元は数人と、そういう団体でもあると。そういう部分もいろいろ考えて、あとこれは他町村の保護者、またはそういうことをしている教育関係者から私よく言われるのが、南部町のバスの子供たちに対する運行がすごいなと。うちの町ではほとんどないと。そういうさまざまな部分、南部町というのは提供していると思っております。ですから、町として今後も提供していく部分、できる部分、そのかわり自分たちも親御さんたちも負担をする。そういう部分を一緒になって考えていかないと、何でもただにしない、何でも利用料もただにしてほしいというだけのただただ議論だけになってしまうので、やはり意識を変えていくと、こういう話し合いもしていくというのも大事だと思っておりますので、そこは関係団体としっかり今後、町も入って協議をして、それぞれの役割分担、そういうのをきちっと話し合っていくというのも大事なことはないかなと思っております。そういう中において、例えば、運営していく中において、どうしても運営資金が今の状況であればもうやっていけないということであれば、そこは町もそれなりに考えるということはやぶさかではないと考えておりますので、ひとつぜひななっちさんにも頑張ってください、町と一緒にスポーツを盛り上げるように、一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） これで久保利樹君の質問を終わります。

次に、8番、八木田憲司君の質問を許します。八木田憲司君。

（8番 八木田憲司君 登壇）

○8番（八木田憲司君） おはようございます。

2番バッターとして、先ほどの久保議員に負けないように質問させていただきたいと思います。

本日、私は、通告しておりました南部町の就学前乳児・幼児、ゼロ歳から6歳の児童に対する子育て支援の現状及び課題、それに対する取り組みについて質問させていただきます。

現在、日本国内の大都市部を中心に保育所に入所できない待機児童が問題になっております。

背景にあるのは共働き世帯の増加によるものと思われますが、男性の年功序列型の賃金制度が崩れた中、非正規雇用がふえ、夫婦で働かざるを得ない状況になっており、最近の子育て世代では、子供が生まれてからも仕事を続けるライフスタイルが定着してきたためと思われます。

南部町においての待機児童はゼロとの説明を以前の全協委員会のときに説明を受けておりますが、希望する施設に入所できないために他の施設に入所した児童、ほかに入所可能な保育所があるにもかかわらず希望する施設に入所するために待機している児童は、待機児童のカウントからは除かれます。「潜在的待機児童」とそういう人たちは言われておりますが、現在、南部町ではその潜在的待機児童に当たる子供たちがどれぐらいいるのか、現状を確認したいと思いますので、（１）南部町の平成28年度におけるゼロ歳から６歳までの人数、その中で町内または町外の保育所、幼稚園等へ入所している人の人数を施設ごとに教えてください。

次に、（２）第１希望の保育所、幼稚園等に入所がかなわずにほかの施設に入所した児童があれば年代ごとに教えて下さい。

次に（３）の病児・病後児保育についてですが、今回の質問を通告した後に、病児・病後児保育について新聞の特集記事に取り上げられましたので、その記事を読まれた方もあると思いますが、その特集記事によりますと、青森県内で病児・病後児保育の施設がここ５年間で倍増しているとあります。2016年10月現在で、病児保育所の施設が県内８カ所、病気の回復期の子供を預かる病後児保育所の施設が17カ所あります。利用数は、平成15年度で延べ7,137人、近隣の八戸市内の施設は５カ所ありますが、利用人数は平成15年度で延べ2,276人、平成16年度は2,600人にふえる見込みだとありました。

一方、青森県は潜在的需要として年間２万7,000人のニーズがあると試算しており、施設が市部に集中しているため、今後は町村部への設置を促すと記事に載ってありました。

質問に戻りますが、保育所、幼稚園に入所している子供が一般的に37.5度以上の体温がある場合には、その施設では預かってもらえなくなります。保護者が仕事の都合で看病できないときのために病気の子供を一時的に預かってもらえる病児・病後児保育施設が必要ではないかと思いますが、町内に設置していく考えはないか伺います。

次に、（４）保育所、幼稚園が昨年から民営化された中、町からの支援、助成等が就学児童、これは小学校、中学校と比べると少ないと感じている方がおります。就学前、就学中の児童に対する助成等の現状について教えていただければと思います。

（５）現在実施している小学校、中学校への給食費無料化を、子育て支援の公平性の観点からも、就学前児童にも実施していく考えはないか伺います。

以上５点につき、町長のご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、八木田議員のご質問に負けないように答弁してまいりたいと思います。

初めに、１点目の当町の平成28年度におけるゼロ歳から６歳までの人数と、保育所・幼稚園等へ入所している人数についてであります。ゼロ歳から６歳までの人数は、２月１日現在で703名でございます。

この中で保育施設に入所している人数についてですが、２月１日現在で保育所に、町内外の施設325名が入所してございます。内訳でございますが、なんぶ保育園に87名、チェリー保育園に134名、福地保育園に95名、八戸市の保育園に４名、三戸町の保育園に４名、田子町の保育園に１名でございます。

また、保育の認定こども園に対しては55名が入所してございます。これは町外でございます。三戸町の認定こども園に27名、八戸市の認定こども園に24名、五戸町の認定こども園に２名、新郷村の認定こども園に１名、二戸市の認定こども園に１名で、合わせて380名が保育施設に入所してございます。

次に、幼稚園等でございますが、２月１日現在で幼稚園に、町内外施設85名が入所してございます。内訳でございますが、あかね幼稚園に76名、三戸町の幼稚園に９名でございます。

また、教育の認定こども園に５名が入所してございます。内訳については、八戸市の認定こども園に５名で、合わせて90名が幼稚園等に入所してございます。

その他といたしまして、ゆとりあ児童館に13名が入所してございます。

次に、２点目の第１希望の保育所、幼稚園に入所がかなわずに他の施設に入所した児童についてお答え申し上げます。

保育所につきましては、年度当初の申込み時点での該当はございませんが、年度途中の申込みで該当がございますので、こちらを申し上げます。町内の保育所が４名、町外の保育所・認定こども園が４名となっております。年齢別では、町内の保育所の４名は、ゼロ歳児が４名でございます。町外の保育所・認定こども園の４名は、ゼロ歳児が２名、１歳児が１名、２歳児が１名でございます。

幼稚園についてですが、全て希望どおりに入所している状況でございます。

次に、3点目の病児・病後児保育施設の設置の考えはないかについてでございますが、初めに、「病児」と「病後児」の定義について申し上げます。

「病児」とは、当面、症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童とされております。

「病後児」とは、病気の回復期であるが、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童とされております。

また、県が平成28年3月に作成した「青森県病児保育事業スタートアップマニュアル」によりますと、病児・病後児保育とは、「病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育するもの」とされております。「病児」「病後児」、どちらの保育につきましても、看護師と保育士の配置と専用スペースである保育室、児童の療養、また隔離の機能を持つ観察室、安静室、事故防止及び衛生面に配慮されている児童の養育に適した場所が必要となるものでございます。また、応急時に対応する医療機関との連携も必要となるものでございます。

病児・病後児保育につきましては、親が安心して仕事をするためにも必要な施設であると思っておりますが、利用者数の見込みが不明確であること、1人、2人なのか、10人、15人なのか、その辺が不明確であるということでございます。また、看護師・保育士等の配置及び医療機関との連携、さらに、他児及び職員への感染等のリスクを回避するための施設の整備も必要となりますので、実施につきましては財政状況を見きわめながら総合的に判断しなければならないと考えてございます。

もう1つは、病気になったとき、その子供は、やはりお母さん、お父さんと一緒にいることが私は一番安心できるのではないかなというふうにも思っております。

次に、4点目の就学前、就学中の児童に対する助成等の状況についてでございますが、ここでは主に児童館の母親クラブ等への助成について申し上げます。

平成23年度までは、児童館における保護者の団体である母親クラブの活動につきまして、補助事業の地域組織活動育成事業を活用して助成してきたところでございます。この補助事業が終了した平成24年度以降は、町の単独事業として助成してきたところでございますが、平成28年度からは、対象としていた児童館の休館等によりこの事業は実施しておらず、助成はしていない状況でございます。

また、児童館の母親クラブと同様に、町内3保育所にある地域子育て支援センターに参加し、

活動している保護者の団体としてサークルというものがございしますが、このサークルに対しましても助成は行っていない状況でございます。

母親クラブ及びサークルについてですが、いずれに対しましても民営化前から助成は実施しておらず、民営化後に助成金がなくなったということではございません。

最後に、5点目の現在実施している小学校、中学校への給食費無料化を就学前児童にも実施していく考えはないかについてお答え申し上げます。

保育所における給食の役割は重要なものでございます。「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」において、食事の提供について、調理員の配置及び施設内での調理が定められており、町内3保育所全てにおいて、それぞれの施設内で自園調理をしております。

なお、給食に係る経費につきましては、利用者負担額に含まれておりますので、給食費としては徴収してございません。

また、町内の幼稚園につきましては、調理は外部委託により実施されており、幼稚園につきましても給食に係る経費につきましては、利用者負担額に含まれておりますので、給食費として徴収していない状況でございます。

なお、児童館につきましては弁当を持参することとしておりますので、給食は実施してございません。

これまで申し上げましたとおり、利用者負担額には給食費が含まれているものでございます。

また、保育所・幼稚園の利用者負担額は、市町村民税課税額の階層区分により決められており、所得の低い利用者からは少なく、また、所得の高い利用者からは多くご負担いただいているものでございます。

就学前児童の給食費の無償化につきましては、ゼロ歳から6歳の子供全てが保育所や幼稚園に入所していないことなどから、議員先ほどは「公平性からも」とおっしゃっていましたが、入所している方と入所していない方があるということは逆に不公平になるというふうに考えてございます。

今までない小学生・中学生までの医療費含めながら給食費の無償化も行っていました。保護者からは教育委員会のアンケートによりましても「ぜひ継続してほしい」と、1人、2人ぐらいは「ないほうがいい」という方もいましたが、圧倒的に継続してほしいという要望でございます。

その中で、八木田議員の就学前にもという部分も重々わかりますが、今までなかったそういうサービスも提供してきて、じゃ今度はここの部分もとなると、もう行政どこまでじゃただにしな

ければならないんだということになるわけでございます。

ですから、小学生・中学生になぜしたかといいますと、小学生・中学生は全員行くわけです。当初我々、この保育所の給食費の無料化がいいか、また保育所の減免なりそういうのがいいか議論しました。その中でも、保育園、幼稚園に預けている人はいいいけれども、預けないで自分が見ている子供には恩恵は何もないわけであります。であれば、小学生・中学生は全員の子供たちが行く。であれば、全員に公平に適用できるほうが、やはり給食費の無料化だろうということで、そちらに踏み切ったわけでございます。

今のところ、保護者の方々からは就学前までというのは、私はまだ直接伺ってなくて、それは、ただのほうが誰でももちろんいいんでしょうけれども、やはり、自分たちも負担しながら見るということも私は大事なことであると思っていますので、そこは少し今すぐということは考えていないという現状でございますので、ひとつご理解もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 丁寧な答弁、大変ありがとうございました。

まず再質問といたしまして、1番目の施設に入所している子供たちの人数とかをご答弁いただきましたけれども、703名、ゼロ歳から6歳までの子供がある中、全体的に町内・町外含めてもそこそこ入っているし、施設も大体は満杯状態で、一時施設を除けばほとんどが町内の施設は稼働しているいっぱい状態であります。

ただ1つ、その703名の中に220名という方がまだどこの施設にも入っていないという方があります。パーセンテージにするとおおよそ31%ぐらいですので、結構な人数かなと思っています。

それとともに、私はゼロ歳から6歳の親の就業のことをちょっと役場のほうから確認していただきまして、妻が非就業者が133名いらっしゃるの、この220名のうちの就業していない方がいるということは、家庭で保育、面倒見ている方がいらっしゃるんだろうと思います。ただそれでもまだ87名がどこにも行っていないということになります。だから、この人数が役場のほうでどういう扱い、実情を管理してわかっていらっしゃるのか、そこら辺をちょっとまず1点答えていただきたいなと思います。

あと続きまして、待機児童という問題に関しましては、今の答弁の中でも町外・町内の保育所に途中から入所希望があったものですから、4名ずつ出ていますが、大した数ではないのかなと

も思います。それと、保育所等の受け入れ状況の中で、途中からの申し入れは職員配置のためにも大変難しい部分があるのかなという感じもいたします。

ただ、ゼロ歳は生まれてすぐなものですからしょうがないという部分もありますけれども、1歳、2歳児の幼児、この方は大体前からわかっているわけですので、入所希望の取りまとめ、これは民間委託した中で役場がやるべきものではないのかもしれないですけれども、なるだけ希望の保育所に入れるような状態を先に指導して、何とか待機になる、潜在的に待機になる児童をなくしていけるように、これから進めていただければなと思っております。

都会ほどのひどい状況ではないということが、南部町では行われておりますので、ある意味ほっとしております。

あと、3番目の部分ですけれども、病児・病後児施設は、先ほどの私の最初の質問の中でもお話ししましたとおり、需要はすごく高まっているかと思います。そして、私、先ほどのあの就業の話もさせていただきましたが、今現在、青森県の女性の就業率というのは66.3%ですね。これは子供を育てている有業率といいますけれども、これはちょっと古いデータなので、2010年のデータですけれども、青森県は66.3%、全国平均は52.4%の中、13.9%もポイント上で、全国では10番目の高い数字になっております。

そういう中で、今、南部町の最新のデータによりますと6歳までの子供を持っている世帯が421世帯あるんですけれども、その中で夫婦ともに働いている家庭は294世帯。この数字をパーセンテージに直しますと69.8%、およそ7割の子供、若い夫婦の世帯が共稼ぎをしていると。だから、先ほどの町長の答弁の中で、どれぐらい需要があるかというのはちょっとはかり知れないところはありますが、八戸市内に今現在5施設ある中で、「ひまわり」という施設、滝沢小児科でやっているやつが、平成15年度実績では1,471名利用していると。そのうちの3割から4割はまず市外の郡部の子供たちがそこを利用している。ある意味、先ほどのデータのお話しした中で二千幾らの数字からと、この1施設がほとんどの子供を受け入れている状態なのかなという感じはいたしました。

需要に関しましても、3割4割は郡部、これは南部町だけではないと思いますが、ある意味、南部町、これから市部にある意味いろいろな意味で町としての魅力を発信するためにも、市ではできて町ではできないというこういうものがあってはならないのかなという感じも1つはしております。

施設を新設する、看護師・保育士をまた新たに配置しなければならないという、そういういっぱいリスクがある中でも、やはり共稼ぎ世帯が多い中で子供が病気になったときに誰も、おじい

さん、おばあさんがいる家庭であれば面倒は見るんでしょうけれども、2人だけの世帯のときにこういう施設に預けなければならないという実情は絶対出てくるのではないかと思いますので、南部町といたしましても、県下2番目の人口を抱える町であります。これから若者の定住とか、いろいろな意味で発信していかなければならない町であると思いますので、そういう町の魅力の1つとしてもこういう子育ての支援のきめ細かい部分をぜひこれから検討して、つくる方向を見据えた状態で向かっていかなければならないのかなという感じはいたします。

まず、大変難しいもので、ハードルが高いと思いますが、ぜひ実現できるものを検討、考えていただければと思っております。

4番目の母親クラブのこととか、いろいろご答弁いただきました。以前はやっていた事業を今なくなったということですが、私もちょっと父兄からの情報というのか、ちょっと前よりサービスも悪くなったなという意見をちょっと聞いたものですから、ただ実際こうして答弁を聞いてみますと、前の古い助成だったということですので、私の質問の仕方もちょうとまずかったのかなという感じがいたします。

ある意味、まずその親たちの助成とか、子供だけではなく親に対しての助成等もし可能であれば、何か手助けする部分はできれば町のほうでも、またこれからでも新しい部分として考えていただければなと思っております。

最後に、5番目のことですが、まず給食費に関しましては、先ほどの町長の答弁の中で私も伺った中では、逆に言えば不公平になるのかなという部分をちょっと感じました。これはただ、以前にも医療費の助成のことで質問した中でもお話ししましたが、前の南部町創生総合プロジェクトの重点プロジェクトの中に地域子育てプロジェクトで、子育てにおける経済的負担の軽減を図ると、まずこれを1つうたってあります。公平性に欠ける部分は逆にあるのかもしれないですけども、子供たちを育てる保護者の負担を幾らかでも軽減できればいいのかなという思いもありまして質問させていただきましたけれども、この給食費にとらわれず、まずできるものを常にアイデアを出しながら子育てに対するご支援、応援を町がどのようにやっているかというのを発信してこれからもやっていただければと思っております。

長くなりましたが、私の再質問で、もし答弁がございましたらお願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、保育園・幼稚園については、我々もできるだけ希望どおりに入れ

るようにしていきたいと思います。

八木田議員もお話ししておりましたが、途中、ゼロ歳児が一番途中から入る分が多くて、今、民営系になっているわけですが、公的機関のときも当初の職員配置というのがありまして、ゼロ歳児が入ってくると本当にもう1人、2人、3人で1人見なければならないと。ですから、保育士を1人だけ入れれば済むという問題でもなくなってくるんです。ゼロ歳児の場合は。そういう部分が非常にありまして、どうしても途中から入ってきた場合には第1希望に入れないという部分が出てくると思いますけれども、ここは民営化になっておりますので、そちらのほうとは随時定期的に意見交換、情報交換等々町ともやっているはずでございますので、そういう部分はしっかりと伝えてまいりたいと思っております。

それから、病児・病後児の保育でございますが、市でできて町でできないのかと。これはあります。町でできて市でできないもの、給食費無料は市ではなかなかできないと思います。逆に、人数が多過ぎて。ですから、これはケース・バイ・ケースというのがありますので、どこどこができるからうちの町もできなきゃおかしいというのは、非常にまちづくりをしていく中には、そうすると全部いいところだらけを町は取っていったら、もうこれは財政的に限りがないことになりますので、我々はやはり、ここは我慢してもらおう部分と、ここはほかでもやっていないというサービスを我々提供していきますよというふうに分けながら、こうやっていくわけでございまして、そういう中において、給食費においても子育て支援対策というのが乗っていると。小学校から中学校、まさしくそれなわけです。そういうのに乗っていたので、子育て支援対策として小中学生の給食費を無料にしましょうと、まず1つやったわけです。

1年2年でじゃ今度もとなると、これもじゃどこまでやれば皆さんが納得するんですかということになると、恐らくAの町ではここやっています、Bの町ではやっています、これを全て南部町やらなきゃ満足できないと。だから、そういう部分も、やはり親御さんたちに認識してもらわなければならない。ほかの町でやっていない、町でやっているというのは結構あるんです、南部町は。だから、そういう部分もしっかり理解していただいて、やはり我慢していただいてという部分もなければ、それこそ幾らお金があっても、これはもう危機的状況に将来は逆になっていくので、だから、そういう部分を踏まえながら、ただできるものは何なのか、次にできるものは何かというのを我々常に考えて、やはり財政的にしっかり確保できる、大丈夫だとなった確信ができてやはり進んでいかないと、後で大変になりましたということになると、町本体が揺らぐわけですので、そうすると、今までやっているサービスまでもやめなければならない。こういうことになってきますので、そこは慎重を期しながらも、ただ、子育て支援、また若者定住、これは今

後の南部町の大きな課題でありますので、クリアしていかなければならない部分でありますので、ここはしっかりと取り組むように常に考えていきたいと、こう思っておりますので、ひとつご理解もよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） 先ほどの八木田議員の質問の町長が答弁した以外のことについてお答え申し上げます。

まず、1点目の2月1日現在の児童のうち、どの施設にも入っていない児童が220名ございまして、それから八木田議員おっしゃるとおりの働いている世帯等々の子供を引けば、87名ぐらいの児童がどうなっているんだという趣旨の質問がございましたが、まず、特に役場としてはどの施設に入っているとかあるいは誰かが見ているであろうとかいう調査等はしてはございませんが、このいずれの施設にも入っていない87名のうち、2月1日現在がゼロ歳から6歳児なもので、この中には2月生まれと3月生まれ、2カ月分については小学生が含まれています。ですから、計算したわけではございませんが、12分の2カ月分ということで、今1学年100名ほど平均していますから、それを計算しますと、87名のうち12分の2ということで、6分の1は小学生であろうと考えてございます。ですから、87名からその分を引きますと約60名ぐらいはどのような形になっているか、これは調査したわけではございませんが、恐らくこれは私の想像でしかございませんが、親は働いているとしても、例えばおばあさんとかおじいさん等々が見ているのではないかと考えられます。

それから、先ほど町長も答弁しましたが、待機児童の件ですが、申し込みはあくまで役場で受け付けをしてございます。当然、その時点で第1希望、どこに入りたいかというのを聞くわけではございますが、当然、第1希望の施設に入所させたいというか、させるのは当然のことですが、そのときの町長が言ったとおりの事情等がございまして、どうしても第1希望のところには入れないという事情がございまして、例えば、福地が希望だったのをチェリーさんのほうに行くとか、そういうことをしてございます。当然、施設のほうにも第1希望で入れるようにはお願いはしているところでございます。引き続きお願いしているところでございます。

それから、助成の点で、これまで保護者のほうへの助成がもう少しあってもいいのではないかという趣旨のご質問がございましたが、当然、これまでは児童館等々の母親クラブへの助成はしてございましたが、現在も当然、ゆとりあ児童館という児童館がございまして、ゆとりあ児童

館の保護者の皆さんがもし母親クラブを組織してそれなりの活動をしたいというのであれば、この単独事業、これまでもやってきた経緯がございますから、それは考えていく必要があろうと思います。

また、子育て支援センターのほうのサークルについては、これまで特に保護者の皆さんから意見等々を聞いたわけではございませんが、もしそのような要望がありましたら、必要性等々を考慮しながら、当然、補助金になるわけですから、新規の補助金でございますので、企画財政課とも相談しながら、今後、検討していきたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。

これで八木田憲司君の質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

○議長（馬場又彦君） 16番、川守田 稔君の質問を許します。川守田 稔君。

（16番 川守田 稔君 登壇）

○16番（川守田 稔君） おはようございます。

最後の質問となりました。皆さん、少々我慢しておつき合ください。

今回の議会で、私はH A C C Pですとか、G A Pですとか、地理的表示保護制度、いわゆるG I などなどの、町民が必要としている場合にその取得に対するお手伝いを町がして差し上げてはどうかという提案を行いたくて一般質問をするものであります。

始めます。

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終取りまとめが平成28年12月に示されました。このことによって、H A C C Pの義務化がいよいよ現実的なものとなりました。しかしながら、町内及び周辺地域の事業者においては、H A C C PですとかG A P、そういったものの取得はまだ少数派であります。

取得すれば、毎年毎年維持継続していく、そういう作業があります。そういったもののハードルがまだまだ高いのが現状であります。

その取りまとめによりますと、そのHACCPの義務化の対象となる事業者とは、いわゆる「フードチェーンを構成する食品の製造、加工、調理、販売を行う全ての食品事業者」とあります。

ここ最近に至って、HACCP義務化ということが検討されるようになったその背景には、食品衛生管理の国際標準であるHACCPは、先進国を中心に義務化されているという現実があります。また、食中毒件数は下げどまりの状況にあるとのことでもあります。

しかしながら、今後、高齢化による食中毒リスクの増加は高くなっていくだろうと予想される部分がございます。また、異物混入による回収告知件数が増加傾向にあります。

一番の問題は、東京オリンピック、パラリンピックを見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示すという思惑があるようであります。例外的な措置として、当該店舗での小売りのみを目的とした製造加工、調理を行っている事業者ですとか、提供する食品の種類が多くて、かつ変更頻度が高い業種、また一般衛生管理で管理が可能な飲食業、販売業などについては、いわゆる基準日において衛生管理をすることで許されるという弾力的な運用も考慮されているようであります。

義務化とはうたわれておりますが、その罰則が設けられるかどうかは不明であります。

また、その監視体制をどのようにするのかについては、現在検討中のようであります。

こういった状況の中、一方で、大手食品流通を構成する企業においては、過去の早い時期から積極的に取り組みを進め、来たるべき時期に準備を惜しんでおらないという現実があります。

ISO22000ですとか、FSSC22000などの企画と同時進行で構築が進められているのが現実であります。

このような世の中の状況を鑑みて、役場の職員によってGAPですとかGIですとかHACCPですとか、そういった必要とする業者がおる状況を、制度等を必要とするような業者がいた場合、取得の手助けですとか、維持サポートを行ってはいかがでしょうかという提案でございます。

その是非についてご答弁よろしく願いいたします。

○議長（馬場又彦君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田 稔議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、H A C C Pの取得の手助け、維持のサポートを行ってはどうかについてであります、議員ご案内のとおり、去る平成28年12月に食品衛生管理の国際標準化に関する検討会による最終取りまとめが公表され、全ての食品等事業者に対し、H A C C Pによる衛生管理の手法を取り入れることが求められております。

この最終取りまとめに基づき、H A C C Pが制度化、義務化されるためには、国が食品衛生法を改正した上で、法に基づくガイドラインを示し、食品衛生の許認可、指導の実務を行う県が、地域の実情に応じ食品衛生法施行条例を改正し、事業者を指導していくことになるものと認識しております。

現時点では、H A C C Pが制度化される時期は未定であります、最終取りまとめによりますと、「東京オリンピック・パラリンピックを見据え」との記述がありますので、今後は、法改正、県の条例改正の動向を注視し、H A C C Pが制度化された際には、町内事業者におけるH A C C P取得へ向けた側面からのサポートを県や商工会等関係団体と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

G A P農業生産工程管理につきましても、議員ご案内のとおり、県内においてもその導入は少数となっております。

G A Pには、J Aや経済連、日本生活協同組合連合会などが独自の基準を定めて行っているいわゆる基礎G A Pと第三者機関による認証を得てグローバルマーケットで通用するJ G A PやG L O B A L G . A . Pがありますが、後者のJ G A PやG L O B A L G . A . Pは、申請から認証取得までの期間が長く、その内容も高度で費用も大きいことから導入件数は希少なものとなっております。

国では、H A C C Pと同様に「2020東京オリンピック・パラリンピック」を見据え、国際的に通用するG L O B A L G . A . Pの普及、拡大を推進するため、認証審査費用や研修受講費用などを補助する国際水準G A P認証取得支援事業を実施しております。

県においても、G A P手法導入推進連絡協議会の開催、G A P導入マニュアルを活用した現地指導やG L O B A L G . A . Pの認証取得の普及拡大を図るため、生産者団体、農業法人及び農業協同組合を対象とし、認証取得のための専門アドバイザーにかかる経費を補助する青森県認証G A P取得産地育成推進事業を展開しております。

町といたしましても、食の安全・安心の確保、地域農業の振興のためG A Pの導入は不可欠との認識ですが、G A Pの種類によって認証取得のハードルが違いますので、まずは農家や事業者の方々のご意見を伺いながら情報収集を図り、国県及び関係機関と連携を密にして、よりよい方

向で取り組んでまいりたいと思います。

また、G I 地理的表示は、品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品について、その名称を知的財産として保護する制度で国際的に広く認知されているものと認識しております。

メリットとしては、品質を守るもののみが市場に流通するため、他の産品との差別化が図られ、価格に反映される。また、真の日本の特産品として海外展開に寄与される。また、訴訟等の負担なくブランド品を守ることができる。また、地域共有の財産として、地域の生産者が使用できるなどがあげられますが、地域の実態や産品の特性を踏まえたブランド戦略に応じ、G I 地理的表示保護制度と地域団体商標登録制度のいずれかを選択し、または、両者を組み合わせて利用するかを考えていかなければならないと思っております。

そのためには、G A P の導入と同様となりますが、まずは農家や事業者の方々のご意見を伺いながら情報収集を図り、国県及び関係機関と連携を密にし、よりよい方向で取り組んでまいりたいと考えてございます。

今後は間違いなくG A P 等々の取得が進むものと思っておりますので、そこについてはしっかりと、国県、情報収集して、町としても取得に向けて取り組みたいという方々には一緒になって情報収集して提供してまいりたいと、このように思っております。

○議長（馬場又彦君） 再質問ありませんか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） ご答弁ありがとうございます。

関係機関と連携を密にという文言が2回ほど出てきたわけですが、それでは具体的にその関係機関というのはどういう機関でしょうか。どういう連携でしょうか。どういうことを密な状態といたのでしょうか。ちょっとご答弁ください。

関係機関というとコンサルも含むのかもしれませんが、例えばH A C C PであれG A Pであれ、構築するためにコンサルにお願いしたとします。そのコストを考えると多分無理なんですよ。一農家の方が現在のような経営規模で、例えばG A Pを取得するということはですね。それは、G A Pに関してはどれぐらいの期間がかかるのかわかりませんが、例えば、加工なさっているところでH A C C Pの構築をするとすると、半年や1年では多分できないと思います。最低でも2年とか3年かけて構築しましょうというのが一般的な現状であって、それが常識的なものの考え方だと思います。その間、月どれほどの報酬を払うのか、1年にどれほどの報酬

を払うのかということになると、多分、普通の零細な農家ですとか直売所にそういった品物を出しているような方というのは無理だと思うんですね。そのコストの面から言っても、じゃ日本国中がこういう動きになったら、じゃいわゆるコンサル的な人材が足りるんでしょうかということになると思います。ということになると、絶対的に不足するわけですね。その業界の人材として。いろいろ考えますと、結局役場がやるしかないのではないのでしょうかという結論に達するわけです。農協さんがやってもいいでしょうし、商工会さんがやってもいいんでしょうけれども、やはり、役場のどなたかがやらざるを得ないのではないのかなと思う次第なんです。

よく「6次化は大切でしょうか」と聞くと、「いや、どうでもいいです」とは答弁なさいません。裏を返せば、大切なのはわかっているわけですよ。ですけども、6次化すなわちフードチェーンということになります。弾力的な運用を適用されるのかどうかはわかりません。ですが、今示されている流れの中で考えると、やはり、HACCPという衛生管理が必要になってくるだろうと、そういったことが予想されます。

町ではブランド化ということを進めるおつもりは十二分にあると思うんですが、例えば、「達者米」だとか「ジュノハート」ということが本議会でも話題に上がっています。ですが、ブランド化というのは一体何なんだろうということを考えて、結局品質に裏打ちされた消費者ですとか小売店ですとか仲買業者の品質、信頼に裏打ちされた品質であるわけですよね。その名前をつけて名乗りを上げればそれがブランドになるというほど甘い時代ではないと思います。やはり、それなりにコストもかけ、労力もかけなくてはならないんだと思うんですよ。

G Iにおいては、そういうブランド化のための補強材としての意味合いが非常に強く浮上してくるのではないのかなと思いますが、どうお考えでしょうか。

G Iに関しては、一番最初にとったのが「あおもりカシス」だと思いますね、多分。最初は5つか6つぐらいしかなかったと思うんですが、この前ネットを開いてみますと29品目にふえていました。何か皆さんこういったことにはすごく関心があるわけですよね。その「地理的」というキーワードから追っていくと、例えば「ジュノハート」、青森県のサクランボの50%が南部町であるという前提を踏まえると、十分G Iを意識してブランド化を進める余地があると思うんですね。例えば、「ゼネラル・レクラーク」しかり「阿房宮」しかりであります。そういう基礎的なところを踏まえて、ブランド化ということ意識なさってはどうか。所見をお伺いいたします。

質問でも申しましたが、今はISOですとかFSSCの22000、いわゆる流通も含めた規格ということが進んでいるわけですが、その流れの中にあるHACCPであったりGAPであります。その生

産履歴ということを補強するのがGAPであったりすると思うのですが、例えばこういったところがなおざりになっていきますと、私が一番危惧するのは、二極化するのではないのかなと思うんですよ。どういうことかという、例えばHACCPにおいては、この原料はどこの産地でどういう経路で入荷されてという、そういった情報が必要になってきます。そういう流れにあって、段ボールも何かよくわからない使い古した段ボールに入れかえられてあれたということになると、HACCPを取得している工場では使えないんですよ。農産物がそういうふうな扱いを受けないようにするには、やはり、最初に出荷する段階からそれなりの品質の保証と価値を持っていないと、なかなかHACCPを含めた流通に乗っかるような扱いをされないだろうということになります。

もちろん加工品ですから、単価としては余り高いものではないんでしょう。ですけども、片やISO22000の流通の中で動く商品と、それ以外の商品というところに振り分けられるという危惧があるんですね。そうなったときに、農産物の価格がどのように扱われるかという、ちょっと皆さん想像するとおりだと思うんです。そういった危惧があって、さまざまな企画でもって町の産業を補強するということを質問しているわけであります。

2つお聞きしました。どのようにお考えでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず最初に、私のほうから答弁させていただきます。

まず1つ、川守田議員にお願いしたいのは、アドバイザーの関係、町しかないだろうと。とかくいつも決めつけていますけれども、国が青森県にも事務所あります。県は県民局、何のためにあるか。そういう専門的に取り組んできている方があるわけです。町だけという決めつけはまずなさらないほうがよろしいのではないかなと、そういう部分を我々、民間的なアドバイザーの方、国県、そういう方々もいる。そういう中から情報も得て取り組むわけでございますので、そこはひとつそういうふうな考えもお願いしたいと思います。

また、関係機関ということですが、これはあらゆるあります。先ほども言いました。農業団体、農業法人、農協、時には商店もあるでしょう。加工業者もあるでしょう。工場等もあるでしょう。そういう部分の関係機関ということでございます。そして、取得をまず考えている方々、これはなかなかそう簡単に手を挙げられないと思いますよ、お金もかかるし。限られてくると思います。そういう方々、考えている方々をまず募ってみると。そういう部分を含めての関係者という意味

でございます。

ブランド化についてはよく言われますが、まさしくブランド化というのは私は差別化だろうと思っています。ほかの商品と違う。そこをやはり打ち出していく。それによって、その差別化、何が違うのか。生産方法、栽培方法が違う。またはしっかりと量を提供できる。ほかとは違うというふうに出すのがやはり差別化であって、またブランド化につながっていくものと考えております。あとは足りない部分は担当課長のほうから答弁させます。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 川守田 稔議員の質問についてお答えを申し上げます。

まず最初にH A C C Pについて若干説明をさせていただきたいと思います。

この意味につきましては、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点を定めるものでございます。これを継続的に監視することによりまして、製品の安全を確保する衛生管理の手法ということになってございます。

この手法につきましては、国連の国連食糧農業機関——これはF A Oと略称で呼ばれております。と、世界保健機関——WHOと呼ばれております。の合同機関によりまして、食品規格委員会から発表されまして、各国にその採用を推奨している国際的に認められましたものでございます。

従来との違いは何かということになりますけれども、以前より効果的な問題のある製品の出荷を未然に防ぐことが可能となるということと、原因の追及を容易に調べることが可能になるというものでございます。

H A C C Pを導入した施設につきましては、必要な教育・訓練を受けた従業員によって、定められた手順や方法が日常の製造過程において遵守されることが不可欠ということになっております。

これまでに先ほど取りまとめの話が出ておりましたけれども、この流れにつきまして若干触れたいと思います。

平成29年3月7日、第1回検討会が開催されまして、この中で座長が現状説明、ポイントの討議、整理の打ち合わせを行っております。そして、平成29年12月14日、第9回検討会で取りまと

めに関する討議を行いまして、平成29年12月26日に最終取りまとめを行いまして公表を行ったというものでございます。（「平成28年」の声あり）済みません、平成28年です。申しわけございません。

これにつきましては、国際的なガイドラインが示されてから20年以上が経過しているということになりまして、先進国を中心に義務化が進められてきておりまして、H A C C Pによる衛生管理は日本から輸出する食品にも要件とされるなど、今は国際基準になっております。

東京オリンピック・パラリンピックを見据えて、先ほど最初の取りまとめの中で出てきておりますけれども、オリンピックを見据えて、国の食品衛生管理の水準を国内外に示すというものでございます。

当町のような小規模事業者への配慮といたしましては、先ほど議員からも出ましたとおり、機関が1つとなってまいりますので、まず最初にガイドラインの作成を行いまして、導入のための細かな支援体制がどのようなになるか。あるいは先ほど出た準備期間の安定した設定ができるように、それを事業を進めようとする事業者と、指導する役所側とあえて言っておきますけれども、一緒に相談しまして取りまとめをしていくと、そういう流れになるものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） G A PとG Iについてですが、議員のほうからご質問のありました達者米についてですが、達者米は地域の特性を生かした低農薬のということで南部町で今進めているところでございますけれども、G Iの取得につきましては、国際的流通において安全安心ということになりますので、達者米自体を国際展開していくのかというところから検討していかなければならない。まずは地域に根差した達者米として売り出していくことが重要かなと思っております。

それから、ジュノハートにつきましては、県の重点項目ということで、県全体でジュノハートの販売に向けて展開しておりますので、G Iについては地域の地理的表示ということで、南部町のジュノハートというふうな位置づけにおいてG Iを取得するのはまだ時期尚早かなと思っております。県と連携しながら、ジュノハートについてもG I取得については今後検討していくということになると思います。

それから、H A C C PとG A P、これの取得に関しては、国際基準でいきますと、費用が30万

円から150万円ぐらい審査機関に支払うことになるということでございます。

HACCP、GI、GAPにつきましても、HACCPも費用がかかるということで、青森県ではA-HACCPというふうなことで青森県版の、国際基準までは行かなくてもある程度のマニュアルに沿った基準で認証していくという制度がございますので、まずはA-HACCPでいくのか、それからHACCPを取得していくかというのは、商品によって今後考えていかなければならないものだと思います。

それから、GAPにつきましても、同様と考えております。GAPにつきましても、「ゼネラル・レクラーク」ですね。これはGAPを取得しておりますけれども、これはJA八戸さんで取得したもので、いわゆるGLOBALG.A.Pではなくて基礎GAPと言われるもので、まだ国際的に輸出するというふうなものにはなっていないものでございます。

いずれにいたしましても、その地域の方々と商品、農産物をどのような展開でブランド化していくかということを見据えて、今後ステップを踏みながらGLOBALG.A.PとかGI、HACCPの取得に向けて関係機関と連携しながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質問ありますか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 答弁ありがとうございます。

ご存じのように、GIというのは、関連する団体というのはWTOであります。WTOだからイエスだろうという、そういうこともあるんでしょうけれども、私はむしろ海外に出る前に、例えば、GIという認証をもらったとすれば、それは国内で持っても十分に勲章的なマークをもらったみたいなもののような気がするんですよ。そういうふうに国内の消費者は、仲買人さんは、小売店さんは判断する材料となると私は思って、そういう意味で大事だと思います。

確かに農林課長おっしゃられるように、コストかかるんですよ。申請するだけでもかかるんですよ。ただ、私がこういう質問をしていてこういう話をしているのかどうか分かりませんが、取得中ですよという看板は掲げることにはできるわけですよ。それは何年かかってもいいんですけども、ただ、もとより最初に3年ぐらいはかかりますよという、その姿勢を発信することがある国内の業者の評価を得られる効果があると私は思っています。

もちろん、何もしないで取得中ですよというのは、これはまずいんでしょうけれども、それなりの事を進めながら、なかなか問題解決できなくて取得に至っていませんという期間は何年間かあってもいいような気がするんです。そういった使い方もできるかと思います。

それから、町長おっしゃいました関連機関とは食品衛生の場もあれなんです、例えば、HACCP取得の実際にじゃHACCPを取得するための作業というのがどういふことがあるのか。現場ではどういふことがされるのかということを考えると、はいはいって書類の書き方を教えただけではだめなんです。HACCP取得というのは、まず最初は一般衛生管理から始まります。トイレさ行ったら手を洗いましょう、ほかのものに触ったらちゃんと手を洗いましょう、一から十まで手洗いしましょうというところから始まります。それもしっかり洗いましょうと。そういうところから始まるんですよ。そういったところのチェックから始まったりとか、非常に雑多なことをチェックしていくという作業が必要になる。ということは、第三者的にものを見る人でないと、それは正當にチェックができないという判断になりますから、やはり外部の人間ということになるわけですよ。

そういう意味でいくと、食品業界であつても農協だとかおっしゃいましたけれども、いずれもそれはHACCP義務化の法制度の網にかかった対象者の中でしかないわけですよ。そういうちょっと認識の違いがあると思います。

どういったところが関係機関になるかという、やはり、日本食品衛生協会的な国の関連機関というやうなところが一番上に立って、そういった体系ができるのではないのでしょうか。そうなるのが合理的だと思います。

その中であつての保健所ですとか食品衛生管理者ですとか、そういった人材というのが実際の監視業務に当たるといふ構造ができてくると思います。そういう、にわかに勉強なさったといふやうなふうが見えて、それだけでもよかったのかなとは思ふのですけれども、実際の取得の作業ということになると、いろいろと雑多なことがあつて、そういう意味で、町の職員が首を突っ込むしかないんじゃないのかなと思つた次第なんです。どのように解釈なされるかはまた別の問題であります。

また、例えば、今八戸でも見ているやうな魚市場へと云々ということに関しても、私はあれはある意味生みの苦しみであつて、どのように軌道修正するのか、どのような新しいプランをつくるのかにしても、多分そういうことになるんだと思ふのですけれども、何もしないよりはあいつた具体的な施設をつくって進めるのが、対象になる人たちの理解が得られない云々というのは、これはついて回る問題と思つておるものですから、八戸ほどの規模とは言いませんが、何かそれに関連した行動を町で起こしていただきたいなと希望する次第であります。

希望を述べて、質問を終わります。

○議長（馬場又彦君） これで川守田 稔君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして本日の日程は全部終了しました。

なお、3月8日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時57分）

平成 2 9 年 3 月 8 日（水曜日）

第 7 3 回南部町議会定例会会議録

（第 4 号）

第73回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成29年3月8日（水）午前10時開議

- 第1 議案第2号 平成29年度南部町一般会計予算
- 第2 議案第3号 平成29年度南部町学校給食センター特別会計予算
- 第3 議案第4号 平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算
- 第4 議案第5号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計予算
- 第5 議案第6号 平成29年度南部町介護保険特別会計予算
- 第6 議案第7号 平成29年度南部町介護サービス事業特別会計予算
- 第7 議案第8号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 第8 議案第9号 平成29年度南部町病院事業会計予算
- 第9 議案第10号 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 第10 議案第11号 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 第11 議案第12号 平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計予算
- 第12 議案第13号 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計予算
- 第13 議案第14号 平成29年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算
- 第14 議案第15号 平成29年度南部町大字平財産区特別会計予算
- 第15 議案第16号 平成29年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算
- 第16 議案第17号 平成29年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算
- 第17 議案第18号 平成29年度南部町大平財産区特別会計予算
- 第18 議案第19号 平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計予算
- 第19 議案第20号 南部町職員の修学部分休業に関する条例の制定について
- 第20 議案第21号 南部町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第21 議案第22号 南部町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について
- 第22 議案第23号 南部町史跡聖寿寺館跡案内所条例の制定について
- 第23 議案第24号 定住自立圏形成協定の廃止について
- 第24 議案第25号 南部町議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定について
- 第25 議案第26号 連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

- 第26 議案第27号 南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議案第28号 指定管理者の指定について（野場集会所他1施設）
- 第28 議案第29号 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議案第30号 南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議案第31号 南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議案第32号 南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議案第33号 南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議案第34号 工事請負契約の締結について（福地中学校校舎大規模改修工事）
- 第34 議案第35号 財産の取得について（国史跡聖寿寺館跡土地公有化事業用地）
- 第35 議案第36号 町道の路線認定について
- 第36 議案第37号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第37 議案第38号 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄について
- 第38 議案第39号 八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第39 議案第40号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について
- 第40 常任委員会報告
- 第41 委員会の閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君

5番	滝田勉君	6番	西野耕太郎君
7番	山田賢司君	8番	八木田憲司君
9番	中舘文雄君	10番	工藤正孝君
11番	夏堀文孝君	12番	沼畑俊一君
13番	根市勲君	14番	工藤幸子君
15番	馬場又彦君	16番	川守田稔君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	工藤祐直君	副町長	坂本勝二君
総務課長	佐々木俊昭君	企画財政課長	西舘勝彦君
税務課長	西村幸作君	住民生活課長	赤石裕之君
健康福祉課長	福田勉君	農林課長	東野成人君
商工観光交流課長	西村久君	建設課長	川村正則君
会計管理者	小山万紀子君	医療センター事務長	佐藤正彦君
老健なんぶ主幹	栃木幸夫君	市場長	中野弘美君
学務課長	中村貞雄君	社会教育課長	佐々木高弘君
農業委員会事務局長	佐々木大君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中里司	次長	夏坂由美子
主査	留目成人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） これより第73回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第2号から議案第19号の上程、委員会付託

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第1、議案第2号から日程第18、議案第19号までの平成29年度南部町各会計予算議案18件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思いをます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第19号までを一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました議案18件については、委員会条例第6条の規定により、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第2号から議案第19号までの議案18件については、予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第9条第2項の規定により、委員会で互選することになっております。

委員長及び副委員長を互選するための予算特別委員会をこの席から口頭をもって招集します。

本日、本会議終了後、この議場において開催しますのでご了承願います。

◎議案第20号から議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第19、議案第20号、南部町職員の修学部分休業に関する条例の制定について、日程第20、議案第21号、南部町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、日程第21、議案第22号、南部町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についての議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第20号から議案第22号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） おはようございます。

それでは、議案第20号、議案第21号、議案第22号について一括で説明いたします。

いずれも地方自治法の改正に伴い、条例の制定を行うものでございます。

説明資料の1ページをお開き願います。

議案第20号、南部町職員の修学部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

地方自治法の改正に伴い、地方自治体の公務の能率的かつ適正な運営を推進し、地域の自主性及び自立性を高めていくことを目的としまして、職員の公務に関する能力の向上、勤務形態の多様化及び計画的な人材の育成を図るために、職員が自発的に大学等の教育施設で修学するための部分休業制度を導入するため条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、1点目が1週間当たりの通常勤務時間の2分の1を超えない範囲内で修学のために必要とされる時間で休業することとするもの。

2点目が修学部分休業の対象となる教育施設は学校教育法で規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校その他任命権者が認める教育施設であること。

3点目としまして、条例で定める修学に必要なと認められる期間は2年とするもの。

4 点目が、修学部分休業の承認を受けて勤務しない時間は無給とするもの。

5 点目としまして、事由により修学部分休業の承認を取り消すことも可能とするもの。

6 点目が、修学部分休業の条例で定める期間内における休業の延長はできることとするが、特別な事情がある場合を除き、1 回に限るものとするものでございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

次に、説明資料の2ページをお開き願います。

議案第21号、南部町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

平成25年から定年退職した職員の再任用制度が導入された一方、加齢による健康上の理由や定年後の人生設計など、多様な働き方を選択できる環境を整備する必要があり、勤務形態の多様化及び計画的な人材を図ること、例えば、定年後の人生設計、地域ボランティア活動などへの従事を目的に、高齢者部分休業制度を導入するため条例を制定するものでございます。

主な内容でございますが、1 点目として、1 週間当たりの通常勤務時間の2分の1を超えない範囲内で30分単位で休業できることとし、高齢者部分休業の申請は55歳に達した日の最初に到来する4月1日以後の任命権者が定める日となります。

2 点目が、高齢者部分休業の承認を受けて、勤務しない時間は無給となります。

3 点目が、高齢者部分休業を取得している職員の業務を処理するための措置が困難な場合で、本人の同意を得たときは休業の取り消し、または休業時間の短縮をすることができることとするもの。

4 点目としまして、高齢者部分休業を取得している職員から休業時間の延長の申し出があった場合で、公務に支障がないと認めるときは休業を延長することができるものとするものでございます。

施行日は平成29年4月1日となります。

次に、説明資料の3ページをお開き願います。

議案第22号、南部町職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、今後、配偶者の外国への転勤等に伴い、配偶者に同行するために退職せざるを得ない事案も想定されることから、地方公務員の継続的な勤務を促進することを目的に、配偶者の同行休業制度を導入するため、条例を制定するものでございます。

内容でございますが、1 点目として、公務の運営に支障がないと認められるときは、職員の勤務成績、そのほかの事情を考慮した上で承認することができることとするもの。

2 点目が、条例で定める期間は3年とするもの。

3点目が、配偶者が外国に滞在する事由として定める事由は、1つ目が外国での勤務であること。2つ目が事業経営その他、個人が業として行う活動であって外国で行うものであること。3つ目が学校教育法による大学に相当する外国の大学であって外国に所在するものにおける修学であることとし、6カ月以上にわたり継続することが見込まれるものとする。4点目としまして、条例で定める期間内における延長並びに期間満了日以後における特別な事情がある場合の延長はできるものとする。5点目としまして、申請があった場合において、当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、任期付採用及び臨時的任用により、当該業務を処理することとするもの。6点目としまして、配偶者同行休業をした職員が職員に復帰した場合において、必要に応じて当該職員の号給を調整することができることとするものでございます。

なお、休業期間中、給与は支給されないことになります。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 皆さん、おはようございます。

最初からの質問で大変申しわけないんですけども、この3つの条例、なかなか使う職員はいないと思うんですけども、ただちょっと何点か不明なところがあるのでお聞きしたいと思います。

まず、議案第20号の修学部分休業に関する条例のほうで、主な内容、期間は2年とするとありますけれども、4年生大学にはこれはもう該当しないという考え方でよろしいのか。それから、休業中は無給というのはわかるんですけども、例えば、職員採用のときに大卒と高卒とで初任給がもう級が違ってくると思うんですけども、例えば、学校に行きました。修了して、特殊な資格を取った場合に、その給料体系というのは変わるのか変わらないのか、この2点、ちょっと教えてください。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 議案第20号の2年とするもの、これは2年を超えない期間とするものということで地方自治法でうたっておりますので、4年間ではなくて2年を超えない期間ということで定められております。連続4年ということには当てはまらなくなってくると思います。

あと、無給でその後という、要は給料、行ってきた場合のということですけれども、職員が自発的にこの条例は大学等の教育施設で修学するという制度で、まず公務に関する能力の向上を図るために自発的に学びたいという制度でございます。当然、勤務しない時間については給与減額ということでうたわれております。しからば、その修学が終わって、その2年間の期間というものについてはさまざま評価の制度もございますので、自発的に学んで来た場合、そういう対応は検討していくことになると思います。その都度になると思います。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第20号から議案第22号までの議案3件を一括して採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第20号から議案第22号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第22、議案第23号、南部町史跡聖寿寺館跡案内所条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） おはようございます。

説明資料の4ページをごらんください。

議案第23号、南部町史跡聖寿寺館跡案内所条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨でございますが、平成29年4月1日に開設する史跡聖寿寺館跡案内所の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

制定内容といたしましては、設置の目的、国指定の史跡である聖寿寺館跡の歴史的価値を広く紹介し、町民及び史跡来訪者の歴史に対する理解を深め、もって文化の向上に寄与するため、史跡聖寿寺館跡案内所を設置することとしております。

施設の名称、史跡聖寿寺館跡案内所。

施設の位置、南部町大字小向字正寿寺81番地2。

管理については、南部町教育委員会が管理することとしております。ただし、指定管理者にこれを代行させることができることとしております。

休所日は12月29日から1月3日まで、開所時間は、展示室は午前9時から午後4時30分、ただし、午後9時まで延長できることとしております。研修室は午前9時から午後9時までとしております。

業務については史跡聖寿寺館跡の見学受付及び展示解説に関すること、国指定重要文化財南部利康霊屋の拝観に関すること、案内所内研修室の利用許可に関すること、案内所の施設設備の維持管理に関すること、その他教育委員会が必要と認めることとしております。

使用料については、研修室のみ使用料を徴収することとし、午前9時から午後4時まで、1時間当たり250円、午後4時から午後9時まで、1時間当たり350円、冷暖房費は1時間当たり250円としております。

施行日は、平成29年4月1日からとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第23号原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第24号から議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第23、議案第24号、定住自立圏形成協定の廃止について、日程第24、議案第25号、南部町議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定について、日程第25、議案第26号、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についての議案3件を、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第24号から議案第26号までの議案3件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） それでは、議案第24号から議案第26号まで一括してご説明いたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。

議案第24号、定住自立圏形成協定の廃止についてご説明いたします。

廃止の理由でございますが、平成21年9月24日に八戸市と協定を締結しました定住自立圏形成協定につきまして、圏域のさらなる発展を目指しまして、連携中枢都市圏連携協約へ移行することから、協定書第6条の規定により、平成29年3月31日をもって協定を廃止するものでございます。

続きまして、説明資料の6ページをお願いいたします。

議案第25号、南部町議会の議決すべき事件を定める条例を廃止する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、第2条において議決すべき事件として定めている項目は、定住自立圏形成協定だけとなっておりますので、同協定の廃止に伴いまして、同じくこちらの条例も廃止するものでございます。

施行期日は、平成29年4月1日としております。

それでは、説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第26号、連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結についてご説明いたします。

趣旨でございますが、地方自治法第252条の2第3項の規定によりまして、八戸市との間で連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について協議するものでございます。

連携協約の目的につきましては、圏域全体の経済成長の牽引、都市機能の集積・強化及び圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを相互に連携して実施することで、人口減少、少子高齢化社会においても一定の人口を有し、活力ある社会経済が維持され、魅力あふれる圏域を形成することとしております。

次のページをごらんください。

連携協約に基づき推進する具体的取り組みでございます。

現時点では、定住自立圏で実施しております26事業に新たに36事業を加えまして、62の事業実施を予定しております。

取り組み前の内訳を申し上げますと、まず、圏域全体の経済成長の牽引では4施策21事業、高次の都市機能の集積・強化では3施策12事業。

次のページをお願いいたします。

圏域全体の生活関連機能サービスの向上では3施策29事業となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 議案26号のほうにかかわることですけれども、新たにいろいろな事業をやるということで協定を結ばれるんですけれども、例えば、具体的に1つ例を挙げて、ここはどのような形で進められるかを聞きたいんです。というのは、8ページの戦略的な観光施策の展開ということで、新たに八戸広域観光戦略事業というものを入れるということで上がっています。これは具体的にこれからの検討なのか、それともこういう事業をやる各構成町村からいろいろな案を出してもらって検討していくのか。その辺は具体的な検討というのはこれからですか。それとも、例えば南部町ではこういう事業を取り入れてくれということで、もう既に申し入れた中での事業を取り入れられているのか、その辺を確認したいんですが。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 中舘議員の質問にお答え申し上げます。

この計画につきましては、平成28年度中に計画をしております、平成29年にその結果をまとめるということで進められております。その中では、各市町村のどんな観光をこの中に取り入れるかとかが具体的に取り込まれる計画書になる予定でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） それでは、南部町ではぜひこういうものを組み入れた計画を立ててくれと、もう要望は出しているということね。出しているのであれば、具体的に何をどういう形というのを申し入れたかお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 済みません、少しお待ちください。資料のほう……

済みません、お待たせいたしました。

今ちょっと手元のほうには具体的な内容についてのやつはそろえていないんですが、ワーキン

グループというものと委員会のほうと2つの組織で運営がされておりまして、今、ワーキンググループのほうから各町の主な観光施設、観光内容について集約いたしまして、それを平成29年度中にまとめるというのが作業でございますので、それが終わりますと委員会のほうにまとめた案についての説明が入ると。そこで内容が決められるという、そういう流れになってございます。

資料についてはいろいろな話が出てはいるんですけども、いわゆる観光地とか農産物であるとか、いわゆる6次産業の商品、製品というんでしょうか、そういうものがどこの町にどのようなものがあるかというような内容が盛り込まれる予定でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） だから、私が言っているのは、南部町としてこれはぜひ組み入れてもらいたいということをちゃんと聞いて知っているかというのを聞いたかったんですよ。

前、町長がここの席だったか全員協議会の席だったか、例えば、名久井岳を含めた観光ルート等もぜひという発言もしていました。そういうのは出ていると思ったから聞いていたんです。だから、具体的にどういうものを南部町としてぜひということを提示した上で、これからやるのはわかりますよ、ワーキンググループとかいろいろところで協議するのはわかるけれども、南部町としてこういう戦略事業をこの広域連携中枢都市圏に組み入れるときには、やはりこれというものをちゃんと打ち出しておかないと、検討の中であやふやになるということはいけないと思ったから質問しました。ですから、ぜひその辺は南部町としてこれというものは提示しながら進めて協定していただきたいと思います。終わります。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 中舘議員の質問と重なるんですけども、この連携施策事業案というふうに見ていきますと、直接この南部町にかかわることというのは、何かぽつぽつ拾ったほうが早いぐらい、言い方を変えれば、これって八戸さんの施策なんじゃないですかと思ってしまうような内容なんですよ。

それで、改めて伺いたいのは、例えば、一番最初の産官学民一体となった云々、こういったそ

の事業というのは、南部町にあってどういうアプローチで入っていくものでしょうか。例えば、その産業クラスターの形成云々という。こういったことというのは南部町でこういったことに該当するのでしょうか。

もう1つ気になるのが、全員協議会で10億円の基金を積んで、その金利でもって事務作業をするというようなことでしたよね。ところが、その10億円から何ぼでしたっけ、取り崩して八戸総合保健センター整備、これ建てちゃったと。そうすると、本来それにかかるはずだった金利というのはどこに行っちゃうのでしょうか。誰がどのように負担することになるのでしょうか。ちょっとご説明ください。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

まず1点目の産学金官民一体となった事業でございますけれども、こちらのほうは、今現在、連携中枢都市圏ビジョンを策定するために、各市町村から代表の方が集まりになりまして、その各プロジェクトで策定しました事業を揉んでもらうということを実施しております。それがそのまま……

各市町村からは町から推薦した方ですね。各町村によってばらばらでございます。教育委員の方もいらっしゃるれば商工会の代表の方もいらっしゃいます。農業団体の代表の方というふうに、各市町村ばらばらとなっております。

八戸のほうからは労働関係とか金融関係、あと交通関係とか、そういう方々も出て協議している場でございます。そちらのほうがこのまま残りまして、事業の進捗状況等を確認するということになっていると。あと新たな事業が出てきましたら、そちらのほうをまず揉むというふうな形になっております。

2点目の産業クラスターの関係でございますけれども、こちらのほうは、現在、八戸市のほうでテレマーケティングというんですか、こちらのほうの事業をする場合、立地促進補助金とか雇用奨励金を交付しているということでございまして、こちらのほうを圏域全体に拡充するというふうな事業となっております。

あと、10億円の件でございます。こちらのほう、これから議案の第38号で出てきますけれども、ふるさと市町村圏基金のことだと思うんですけれども、先般、議員全協の場でご説明したその10億円のことだと思うんですけれども、平成3年に八戸市と郡内の町村で構成しておりまして、

こちらのほうで9億円を各市町村が出して基金を設置しております。市町村圏基金としてですね。これは広域事務組合のほうで積み立てた基金でございます。それに県のほうが1億円を出しまして、トータルで10億円という形になっておりまして、その10億円を原資にして、平成20年ですか、広域の消防の事務組合、こちらの市民病院の隣接地につくったわけですがけれども、こちらのほうで5億円をその基金から出しまして、事業展開をしていると。その次に、今度は市町村定住自立圏のほうの事業に充当するために約1億5,000万円ですがけれども、こちらのほうを出してあります。

今現在残っているのが、残分で3億5,000万円ですか。その分が残って、今その分の債権の放棄、定住自立圏、連携中枢都市圏へ基金を移行すると。広域の市町村圏基金のほうから、これから事業を同じ構成市町村で事業展開していくわけですので、連携中枢都市圏基金として使っていくというふうな形になっております。（「3億5,000万円をですか。」の声あり）そうです、はい。よろしいでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 何か不透明で、皆さんそう思っているんじゃないのかなと思うんですが、政策事業案、この中には非効率ではあるのかもしれませんが、町単独で真剣に取り組んだらいかがでしょうかと思うようなものもいっぱいあったりして、こういった連携中枢都市に参加して、何か私たちも取り組んでいるんだという錯覚を起こさないような、加えて主導権は八戸市さんにあるような印象もありますし、八戸市さんにはわからない郡部の事情というものもあるでしょうし、そういった意味で、もう少し取り組み、アプローチの仕方というものを考えてほしいなど、希望を述べて終わります。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 済みません。先ほど、私、基金の残高3億5,000万円というふうにお答えいたしましたが、それから、1億円分を消防の本部ですか。あそこの隣接地の購入に今年度1億円充当しましたので、残分は2億5,000万円ということに訂正させていただきます。

○議長（馬場又彦君） 八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 9ページの子育て支援の充実について、ちょっとまた確認させていただきたいんですけども、私、たまたまきのうの病児保育の質問の中で、この項目の中にファミリーサポートセンター事業というのがあるんですけども、これをもうちょっと提案の中に1つ加えたいなと思ってしまして、この事業の中のこれは定住からもうずっとやっている事業なものですから、南部町としてこの中で取り上げられているものがあるとすれば、ちょっと説明をお願いしたいと思うんですけども。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

このファミリーサポートセンター事業につきましては、今まで八戸地域の中だけで行っておりました育児の援助を受けたい人と育児を行い人、こちらのほうのマッチングをするという事業でございまして、こちらのほうを圏域全体に拡充するということになっております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） そうすれば、今、これから郡部まで拡充していくという計画でしょうか。今まではやっていなかったと。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 今までもやっていましたけれども、余り圏域、八戸市では使っている方がいたみたいなんですけれども、圏域では余り使われていなかったということで、これからどんどんPRをして使っていきたいというふうに拡充するような形で、予算も600万円ほど乗せてあります。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） 病児保育に関しては、八戸市は今民間が取り入れて5カ所ぐらいやっているということです。市としてはまず直接やっている事業はないと思いますけれども、それに関連したものをこういう定住自立連携のほう、中枢都市圏のほうでも行政としてもかかわっていくような状況をこの中枢の中でも取り上げて、少し提案していけないものかなというものを感じているんですけれども、そこら辺に関してはどういふものなのでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 毎年この事業に関しましては中身の修正を行いまして、必要な事業等は足していくということになっておりますので、そちらの方は各分科会のほうから提案が上がれば必要な事業だということで認定されますと、連携中枢都市圏の事業として実施されていくというふうに認識しております。

○議長（馬場又彦君） 八木田憲司君。

○8番（八木田憲司君） まず、ぜひ、もし提案した中で採用されるのであれば、その部分も含めてこれから提案していただければと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（馬場又彦君） 夏堀文孝君。

○11番（夏堀文孝君） 今何名かの議員さんがこの中枢都市圏連携のことを質問しましたけれども、恐らく議員皆さん思っているのは、中枢都市圏に連携しました。その中でどういうふうな、どういう事業がどういうふうな中身で進んでいるかというのはほとんど知らないうちに進んでいるという不安感があると思うんですよ。それで、こういう議会になると、こういうふうな資料でこれこれこれの事業をしているというのが羅列されてきて、ですので、やはり、途中途中、たまには全員協議会で今連携中枢都市圏では南部町はこういったものを要望しているよとか、今こういった事業が進んでいますよというものをたまに公開してくれないと、すごく不安だと思っているんです。

例えば、さっきの消防の件にしても、10億円を皆さんから集めました。八戸の消防だけつくり

ました。また1億かけて隣の土地も買いました。何のために、八戸だけのためにやるんでねすかって、そういう不安がよぎってくる。ですので、隣の土地を1億円出して買いました。だったら、それは広域的に何に使われますよというものをちゃんと説明していかないと、全員の議員がそう思っていると思います。

ですので、そのところはちゃんと機会あるたびに説明をしたほうがいいと思います。それを1つお願いしたい。

中枢都市圏、結局こういった事業を1つ1つを各町でやっていくのは大変効率が悪いから、皆さんでやりましょうという、そういうことだと思うんですけども、結局、我々の南部町がどれだけの恩恵を受けるのかという部分も含めて公開していただきたい。ちょっと町長意見があれば、何か一言。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今まで定住自立圏協定を結んでやってきて、その流れが連携中枢都市圏に移行するということで、正直、議員の皆さんからもあったように、中枢都市は八戸市なんですよ。正直、今までも協定を結んできてやっているのもあるんですが、今回の中枢都市圏は中心が八戸市になって、資料を見てもいろいろやる事業、八戸市内です。ですから、我々とするとは非常にこう、本当に活用したい方々は活用できるようになりますので、いい部分もあるんですが、1つは八戸市が中枢都市に指定されて、その部分については八戸市です。我々郡部が中枢都市になっているわけではないので。その部分においては八戸市に対する部分が相当優遇があるなと思っておりました。

さっきの10億円の件も、ちょっと説明が足りないなと思って聞いていたんですが、定住自立圏でそれぞれの負担率があります。一番多いのは八戸市になると思うんですが、消防に使ったというのは、本来市町村から別な負担金をとってやってもよかったんですが、基金があるので、じゃ新たな負担をしないようにして、基金でやりましょうということですので、我々がお金をいっぱい出してきたのを八戸市の消防署のためにという部分とはまたニュアンスが違うと。これは後で少し、もっとわかりやすく財政課長説明すればいいと思うんですが、そこがよく説明不足だと、全部八戸市だけ金が行くんじゃないかと。さらに国からまず来ている分もあるんですけども、そういう部分で、私どもも担当課に言っているのは、例えば資料を見ても八戸市の今後のスケート場の利活用とか。じゃ我々はバーでなるんじゃないかと。もっと広域で使えるようにと、そう

いう部分が担当職員のほうにはきちっとそういう部分を、我々のところにも来てもらうんだというふうに思い立っていかなければならないよということは職員にも言っていますので、そこは先ほど議員の皆さんからもいろいろ出ていたように、具体的に進めていくときにきちっとやっていかなければならないなど、こう思っていますので、夏堀議員からも今お話があったように、全て細かいものまでというところであれでしょうけれども、大きいような部分で関心度が高いような部分というのは逐次お知らせをしながらとか。また広報で住民にも周知していくというのは大事ななと思っています。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第24号から議案第26号までの議案3件を原案のとおり可決されました。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第24号から議案第26号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号から議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。日程第26、議案第27号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定について、日程第27、議案第28号、指定管理者の指定について（野場集会所他1施設）の議案2件を会議規則第37条の規定により、一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第27号及び議案第28号の議案2件は、一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第27号、議案第28号について一括でご説明いたします。

説明資料の10ページをお開き願います。

議案第27号、南部町集会所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

趣旨でございますが、野場地区及び桜本町地区に建設中の集会所施設を追加するため、集会所条例について所要の改正を行うものでございます。

追加する集会所は、1つ目が名称、野場集会所。位置が南部町大字下名久井字野場53番地11。2つ目が、名称が桜本町公民館。位置が南部町大字剣吉字大坊13番地69でございます。

施行日は交付の日からとなります。

次に、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第28号、指定管理者の指定について（野場集会所他1施設）についてご説明いたします。

趣旨でございますが、平成28年度に建設中の野場集会所及び桜本町公民館について、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間の指定管理者を指定するものでございます。

指定管理者を指定する施設及び指定管理者となる団体は、野場集会所が団体の名称が野場町内会、事務所の位置が南部町大字下名久井字野場53番地11。桜本町公民館が指定管理者となる団体の名称が桜本町町内会、事務所の位置が南部町大字剣吉字大坊13番地69でございます。

なお、指定期間の最後の期日でございますが、指定済みの27施設と同日に設定し、次回に指定管理議案については29施設で提出させていただく予定でございます。

あと、現在建設中の高橋集会所については、集会所条例に名称、位置とも同じでございますので、今回の改正の追加にはございません。もう載っておりますので、同じでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第27号及び議案第28号の議案2件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第27号及び議案第28号の議案2件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第28、議案第29号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第29号、南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の12ページをお開きねがいます。

趣旨でございますが、少子高齢化の進展に伴いまして、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要な課題となっている中で、地方公務員の育児休業等に関する法律、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年1月1日に施行にされまして、それらに関する人事院規則が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容としまして、1点目が、育児休業等に係る子の拡大の範囲でございます。これまで対象となる子の範囲は実子及び養子でございましたが、そのほかに、1つ目が特別養子縁組の監護

期間中の子供、2つ目が養子縁組、里親に委託されている子、3つ目が養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意を得られなかったため、養育里親としての職員に委託された子の範囲に拡大されたものでございます。

2点目としまして、介護を行う職員の時間外の免除。

3点目として、介護休暇の分割取得。

4点目として、介護時間の新設。

5点目として、要介護、一部の同居要件の撤廃でございます。

施行日は、平成29年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第29号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第29、議案第30号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第30号、南部町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の13ページをお開き願います。

趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、育児休業等に係る子の範囲の拡大及び一定の要件を満たす非常勤職員について、育児休業等を行うことができるよう措置する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、1点目が、育児休業、育児短時間勤務に係る子の範囲の改正でございます。範囲の拡大については、先ほどご説明しました議案第29号と内容が同様でございます。

2点目は、非常勤職員の育児休業、部分休業についてでございます。法律の一部改正によりまして、非常勤職員に育児休業を認めることができるよう措置する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

一定の要件を満たす非常勤職員の子の養育事情に応じ、子の出生から1歳6か月に達するまでの間に、最長1年間の育児休業をすることができ、また、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で部分休業ができるものでございます。

なお、勤務しない時間は無給となります。

施行日は平成29年4月1日となります。

なお、現時点での南部町での非常勤職員としましては、チェリウスの職員5名が対象となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第30、議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案第31号をご説明申し上げます。

説明資料の14ページをお開きください。

議案第31号、南部町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、平成26年度の介護保険制度の改正によりまして、消費税増税の財源をもとに公費を投入し、低所得者、住民税非課税世帯でございますが、低所得者を対象に介護保険料の軽減強化を行うこととされ、平成27年度から平成28年度——消費税率は8％でございます。には、一部実施として所得段階が第1段階に該当する者の保険料軽減を実施し、平成29年度消費税率は10％の実施でございますが、完全実施として所得段階が第1段階から第3段階に該当する者の保険料軽減を実施することとされていたところでございます。

しかしながら、消費税率10％への引き上げが平成31年10月に延期されたことに伴いまして、厚生労働省では消費税率10％の引き上げを前提として、平成29年4月から完全実施することとしていた介護保険料の軽減を実施せず、平成29年度におきましても所得段階が第1段階に該当する者を対象とし、平成27年度から平成28年度と同様の保険料軽減を継続するとともに、所得段階が第2段階から第3段階に該当する者については、保険料軽減を実施しないという取り扱いがこのたび示されたところです。このことから、所要の改正をするものでございます。

具体的な改正内容でございますが、次の表をごらんください。

上の表は、平成29年度に介護保険料軽減の完全実施を予定していた平成27年度から平成29年度までの年度ごとの第1段階から第3段階までの者の介護保険料、年額でございますが、介護保険料と保険料率を示した表でございます。

真ん中の平成27年度から平成28年度の欄は、現在の保険料でございます。右端の平成29年度の欄は新年度にこのような保険料となる予定でございました。下の表は消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴いまして、平成29年度に予定されていた介護保険料軽減の完全実施は行わず、平成29年度におきましても、平成27年度から平成28年度と同様な内容の保険料軽減を継続することを示した表でございます。

平成29年度におきましては、ごらんのとおり、第1段階の者につきましては、平成27年度から平成28年度と同様な軽減内容となるほか、第2段階の者及び第3段階の者につきましては、保険料の軽減はないこととなるものでございます。

15ページをお開きください。

改正の概要でございますが、所得段階が第1段階に該当する者の平成29年度の介護保険料につきまして、平成27年度から平成28年度と同様の保険料軽減を実施し、年額4万2,000円、月額に直しますと3,500円から、年額3万7,800円、月額3,150円とするものでございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

以上で議案第31号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第31号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第31号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時15分まで休憩いたします。

（午前11時01分）

.....
○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）
.....

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第31、議案第32号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 説明資料の16ページをお願いいたします。

議案第32号、南部町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

趣旨は、町営住宅の広場団地、高屋敷団地、五日市団地を、用途廃止するに当たり、南部町営住宅条例について所要の改正を行うものです。

現在、整備中の広場台団地への入居者の移転が完了したため、3団地を用途廃止するものです。

改正内容は、町営住宅条例別表（第3条）の関係の整備となります。

別表中、広場台団地の5、南部町大字平字広場37番地の5、高屋敷団地の5、南部町大字鳥舌内字七合田7番地1の5、五日市団地の5及び南部町大字下名久井字塚内20番地の5を削るものです。

施行日は交付の日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第32号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第32、議案第33号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第33号、南部町の消防団員の定員、任用、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の17ページをお開き願います。

趣旨としまして、消防団員数を確保するため、南部町消防団の定年を引き上げるために所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、団長、副団長、副分団長、支援団員は現行のまま据え置きまして、分団長については現行の65歳から70歳に、部長、班長、団員は現行の63歳から65歳に定年を引き上げるものでございます。

施行日は平成29年4月1日でございます。

今回の引き上げに伴う影響する人数でございますが、平成29年度で2名、平成30年度では3名、平成31年度で3名、平成32年度で4名、平成33年度で10名という形になります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 些細な事ですがお伺いします。

災害支援団員、この方は全体で何名ぐらいいらっしゃるものですか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 災害支援団員でございますが、導入は平成20年度から導入してございます。

平成28年度では支援団員は112人という人数になっております。

以上で終わります。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 言葉は悪いんですけども、70近くにもなると注意散漫になったりとか、さすがに体力的に、個人差もあるんでしょうけれども、そういったことも顕著になってくるんじゃないのかなと思うんですよ。当然、現場でもって何かけがをするだとか、そういった場合というのが若干高くなるのかなと懸念されるようなところもあるんですね。そういったところというのはどのように考えておられますか。

例えば、けがしてちょっと重度になったりとか、ひどいけがをしてしまったりとか、そういったことへの対応などを含めて、どのように考えていますか。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 災害支援団員は70歳までということになっています。条例にも強健な人物ということであらうとあり、当然個人差がございますので、70歳までできない方であれば、当然、各分団のほうからあるいは個人からそういう旨の連絡なり、できないという旨の報告が来るものと思っております。

あとは、そういう損害補償というか、けがをした場合とかの場合は当然その補償ですね。これは一般質問でもございましたけれども、その人数に含まれております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第33号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第33、議案第34号、工事請負契約の締結について（福地中学校校舎大規模改修工事）を議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第34号、工事請負契約の締結について、福地中学校校舎大規模改修工事についてご説明いたします。

説明資料の18ページをお開き願います。

契約の相手方は、南部町大字上名久井字外ノ沢10番地2、株式会社松本工務店、代表取締役松本保築氏。

請負代金 2 億 227 万 3,200 円。

契約方法が指名競争入札でございます。

工事内容としまして、福地中学校校舎 R C 構造でございますが、3 階建て、延べ床面積 3,574.78 平米でございます。

工種のほうは、屋根、外壁、外部、建具、内装、家具、電気、トイレの改修工事、それと機械設備工事でございます。

工期は本契約を成立させる旨の意思表示をした日から平成 29 年 3 月 31 日まででございます。

なお、本工事は平成 29 年度繰越工事となります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。中舘文雄君。

○9 番（中舘文雄君） この物件、落札率とか予定価格とか、指名業者が発表されていませんけれども、その辺をまず詳細に説明ください。

と言いますのは、昨年、一昨年から名久井小学校の改築で落札した後に 2 回の変更契約がありました。約 1 割にも満たないんですけれども 8.9%、落札によって、2 回の合計額とそれだけ変更になっていました。

この工事は、今のもそうでしょうけれども、設計の段階から業者及び専門業者を入れて設計調査業務をさせています。それで、その後の変更契約の理由その他を見ましたら、床の部分とか、何かその他もろもろという文章をつけ加えての変更契約を締結されていますけれども、請負というのは請けた業者がやるというのが原則なんです。ですから、その監理の仕方ですね。

名久井小学校も施工監理はアシストさんという業者がやったようなんですけれども、今の福地中学校はキャディックという会社が設計業務にかかると。ただ、これも予定価格よりも少ない 66% という落札率でこの方が一応やったということで、こういう場合、施工に入ってから、「これが足りない、あれが足りない」って、全部それを変更契約として認めていたのでは、監理が不十分だと言わざるを得ないんですよ。私に言わせればですよ。業者は残ったものは誰も申告しません。儲かったものは黙ってやらないんですよ。ないものに対して、「これ足りない、あれ足りない」という変更をいうから、発注者は変更を認めないやり方をしているところもあるんですよ。全てをわかった上で、あなたたちは応札に応じて契約したでしょうという、そこまでやっている

ところもあります、発注者によっては。

というのはなぜかというと、私もこれはずっと何年もやった経緯がありますから、発注者は必ず業者は足りない分は言ってくるけれども、余って、これは黙っていれば儲けたというのは言っていない。減額申請する業者はないと言うんですよ。ですから、よほど厳しくしなきゃいけないと思いますけれども、ただその中で1つ聞きたいのは、例えば、こういう変更契約した場合に、国庫補助も認められるんですか。増額に対しての国庫補助。国庫補助と、今のやつは国庫補助が七千幾ら、それから町債、町を挙げてということで、予定価格といいますか、工事をやろうということでやっていますが、全てそれが変更契約どうぞとなってくると、全部それが長い目で見れば町民の負担ということになって、何もこの業者悪いとか何悪いというんじゃないですよ。じゃなくて、実際の監理の仕方をもっと厳格にしなければ、業者の立場からすれば、私は議員がどっちの立場だというんですけれども、ただ監理の仕方として、今、工種ずっとあげています。この中に、名久井小学校のときに給排水が増加になったということがありました。ただ、今回はここに給排水というのはないものだから、またこれも終わってから、「これも残っています、忘れていました、これは入っていません」ということで、いろいろな工種が出てくる可能性があります。また、名久井小学校、床面、やっぱり見たら床面がふえていました。言ったんです。当たり前のことです。改装工事で床面を見ない設計なんてあり得ないんです、調査項目の中で。今回のこれも出ていない。だから、どういう形で設計業務の業者に対して責任を持たせているかというのがまず一番問題になるんですよ。今度、施工監理するときに施工監理業者、まだ我々のこれは発表になっていません。落札終わったのかもしれませんが。やっぱりその対比がなければ出てこないんですよ。認めないという施工監理できるぐらいの力あるところでなければ、やっている業者は「これも足りない、これも」「はいはいはい」って認めていけば、それは役場では起債でやるものですから、自分の今ある錢でやるとなればいろいろ考えるでしょうけれども、起債が全て幾らでも認められるという状況になっていけば、これはどんどんふえていくということになるものですから、まずさっき言ったように予定価格、それから競争業者、落札率がどれぐらいの、というのは、名久井小学校も92.6%、そんなに無理な競争、落札でなくても変更増、変更増ということで約1割の増額がなされたという経緯を見て、契約の段階でこの辺をどこまで施工監理して発注したのか。まず最初にそこをお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 私のほうからは入札結果の一覧のほうのご説明を申し上げます。

この開票結果についてはホームページでも公表しておりますが、入札業者名は助川建設株式会社、株式会社夏堀組、株式会社堀内工務店アーキテクト、株式会社松本工務店、山田建設株式会社でございます。

落札は先ほど言いました松本工務店さん。落札率が90.00%でございます。入札結果のほうは以上のとおりでございます。

○議長（馬場又彦君） 学務課長。

○学務課長（中村貞雄君） まず、ご指摘の部分でございますが、国庫補助についてまず1つ申し上げます。

こちらについては、申請が終わった段階で決まるわけですが、これらの追加の工事があった場合については、これは認められません。国庫支出金は現在のとおり7,002万6,000円となります。

そして、名久井小学校の場合は本当に貴重な税金のほうを使わせていただきまして、監理する者としては大変申しわけなく思っております。

今回、福地中学校については、設計のほうの段階で詳しく見ておりまして、もちろん先ほどご指摘がございました床の部分ですが、これは内部改修工事ということで、床のほうは全面張りかえ、撤去しまして新設というふうな形で対応しております。

そしてまた水回りのほうでございますけれども、こちらについては流し台等新設に伴う給排水の新設ということで、これは新しくするものでございます。もちろん水回りの改修のほうもあわせて行います。

そしてまた、屋根のほうも見てみますと、もう35年ほどたっておりますので、こちらのほうも全面的に塗装する。そして、外壁の工事のほうもひび割れ等も多数ございますので、こちらのほうも対応して改修をする。そして、外部のほうの改修工事としては、床の玄関のところが非常に傷んでございますので、そちらを改修する。また、外部階段についてもゆがんでおりますので、そちらも改修をいたします。

そして、建具のほうでございますが、網戸の設置、それから教室の扉等も古くなってございますので、これを撤去して新設をする。そして、床のほうは先ほど申し上げました。また、家具のほうももう古いものについては、使えなくなっているものについては新設ということで、職員及

び生徒の下足入れの撤去及び新設、そしてまたロッカーについても新しくします。

また、技術室の作業台のほうもかなり古いもので、これはもう新設をします。それから、木製棚のほうの改修、それから特別教室の流し台のほうも撤去及び新設という形で行います。

また、電気のほうに関しては、照明のほうに関しては、今のもう使用不可になっている照明器具がございます。こちらのほうについては撤去をして、ＬＥＤの新しい照明器具のほうへ交換をします。

そして、内装工事に伴う計器の配線のやり直しもございますので、そちらのほうも再度直しをいたします。

そして、機械設備工事のほうについては、ＦＦのストーブ、こちら普通教室、それから特別支援室、職員室等、16個の取り付けを予定してございます。

あとトイレの改修については、今現在、和式トイレと洋式トイレと混合していますが、全ても撤去いたしまして、全て洋式のほうのトイレに直すというあたりで考えてございます。

以上、工事の主なものを申し上げましたが、今回は設計段階から追加のお金のほうを使わないような形で行っていきたいと思ってございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） 施工監理の入札は終わりましたか。施工監理業者の、この工事の。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） 施工監理のほうは、先ほど中館議員がおっしゃられたキャディックさんになります。（「設計はね、設計は落札わかるのよ。監理の方は、監理」の声あり）施工監理もキャディックさんです。（「同じとこ。」の声あり）はい。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） じゃ二度と同じような……。っていうのは、全て終わったのですから、やってもらうのはこれは何の業者悪いというのでないけれども、例えば、クランクの修理がされ

ないからそれも増額なんていうのは甘いんですよ。実際に現場を見れば、これをどうするかと、この金額でできると思うから入札で応札しているわけです、普通であれば。だから、その辺は入札増といいですか、変更増に対する監理と施工監理の設計業者、施工監理する業者、こっちに責任をきちっと持たせないとならない体制をつくっていかなければ何ぼでも増額要求来ますよ。それはもう、監理業者と施工業者が「じゃ頼む」「わかった」、役所さこれこれこれとあげれば、施工監理業者には任せているものですから、施工監理業者から上がってきたものを、町、発注者がだめと断れないですよ。「あんた頼みます」ってやっているんだから。そこが理由づけして上がってくればなるもんだから、私、この名久井小学校のときに2回の変更契約というのはあり得ないと思ったんです。あり得ないと思ったけれども、せっかくやっているものですから、ただ、こういう契約を結ぶときには、その辺まできちっと業者にはわかった上で契約してもらわないと、全て、よほど大きい工事なら別ですよ。なかったものが出てきたというのなら別だけれども、微々たるものに対しては、やはりその動きを契約の中で施工していくというのは、普通は請負業者の責任だと私は思います。ですから、その辺について、ちょっと甘過ぎると思ったものですから、あえて言いました。

ですから、設計業者と施工監理業者が同じというのは、これは自分の見落としを認めるものですからね、実際には。これでこの工事全体の改修が終わりますよということでもとめて、それを補助金に申請しているわけですよ。これも足りないし、ここの数字は違うしというのは、同じところをやるからこれが負けるんですよ、業者に。あなたが見ている数字はこれですから、これを実際にやってみたらそうじゃなかった。私の見落としですから足しましょうということになるから、その辺をやっぱり厳格にした上で、契約がだめという意味で言っているのではありません。ただ、施工監理、請負工事というのは、それだけ厳しいものだということを業者にわかってもらわないとならないと思うからあえて言いましたけれども、その辺は施工の監理業者にもきちっと「自分たちの責任は自分たちで解決しろ」というぐらいの発注者としての立場というのを厳格にしていかなければならないと思います。その辺について決意をひとつ、町長でも副町長でもいいですけども、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 中館議員は以前そういうお仕事もされていたから詳しいと思いますが、名久井小学校のときは2回目変更のとき、私も当然同じ、1回変更してなぜまた2回目の変更な

んだということは職員のほうにもきつく言いました。

今、恐らく前回2回変更して、担当課長のほう、先ほどできるだけそれがないようにと言いましたが、これは工事をしていって、ここは逆に中館議員もわかると思うんですが、工事をやっていって、やはり設計になかった、でも今直したほうが逆に安くなる。設計は別ですよ。ただ、1回それをしないでまた次の工事で新たに発注してやるとなると、管理費から何から逆に高くなるわけですね。ですから、私は、変更というのはあり得る。その工事を進めていった上でじゃないとわからないわけです。このまま行っても問題ないときもありますし、やはり、今回契約した以外の部分でも、やはりこれは直さないとまずいよというのが、これだけなくしていかなければなりません、当然。なくするように、当然これは進めていかなければなりませんけれども、あり得るということですね。恐らく、今、ないようにあれしますと。今度は、本当は直したほうがいいけれども、また言われればあれだから無理して今度出さないでおこうって考えちゃうでしょう、職員は。これは逆に決していいことではないので、状況によってはあり得ますよということ、委員にもご理解をいただいて、無理してやる必要はもろんないと思いますので、そこはしっかり担当課のほうで前回の名久井小学校の部分を1つの例としながらきちんと進めて、子供たちがまず安心して安全に学校に行けるというふうに進めていきたいと思います。

また、いろいろな部分で気がついた部分があればご指導等もいただければと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 中館文雄君。

○9番（中館文雄君） わかりました。

私はその中で一番見たいのは調査設計する、金額は何百万円で契約するでしょう、こういう方々は。だから、その辺の精度をもうちょっと責任を持ったというのが、六十何%で落札しているから手抜きの精査をされて、設計上げられたのでは、こういうことが起こり得るんですよ。だから、そこをやはり設計調査する業者にもその辺は厳格にして、上がってきた資料に対して、やはりチェックする能力もお互いに持っていないと、上がってきたものを「はい」っていうわけにいかないと思いますよ。その辺はひとつ今後、十分に留意したことでやっていただきたいということを要望しておきます。

終わります。

○議長（馬場又彦君） 皆さん暑いですか。大丈夫ですか。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
議案第34号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。
議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第34、議案第35号、財産の取得について（国史跡聖寿寺館跡土地公有化事業用地）を議題とします。

本案について説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 説明資料の19ページをごらんください。

議案第35号、財産の取得についてご説明申し上げます。

取得の目的ですが、国史跡聖寿寺館跡土地公有化事業用地として取得し、史跡を発掘調査、保存、管理し、将来的に史跡公園として整備するために公有化するものでございます。

取得する土地及び契約の相手方でございますが、所在地、南部町大字小向字館32番地。

地目、畑。地積、5,442平方メートル。

契約の相手方、南部町大字小向字村中3番地2、長田ヒロシ様です。

取得金額は816万3,000円でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ちょっと取得の評価なんですけれども、これは、私ちょっと勉強不足で申しわけないですけれども、平成26年度以前からこうやっておりますけれども、この評価額はそのままずっと続いているのかどうか。ちょっとそこだけ。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 公有化事業にかかわる不動産の鑑定評価とシュウカクジュウ、補償費算定業務については青森県資産評価協同組合に委託しております。従来からこの委託業者をお願いしているところでございます。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 毎年同じ金額で、平米当たりの単価は1,500円を買っているということですか。ということは変わっているということですか。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） 前は平成26年度と同額となっております。（「毎年変わるのか評価額は」の声あり）

毎年と言いますか、まず今回、この評価を委託した、算定業務していただいた方をお願いしたら、平米当たり1,500円だということでございます。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 私のほうから申し上げます。

過去においての金額であります、私の記憶ですと、前からこの金額でずっと何年か来ております。ただ、そこにそのままですといいのかどうかということでもありますので、不動産鑑定士を入れてご意見を頂戴して価格を決定しているということでもあります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） 今副町長が明快な答弁だと思います。毎年、これは評価額を見直ししないと、年数がたっていくわけでしょう、まだまだこれから。高くなるかもしれないし安くなるかもしれないわけですね、評価額ですとね。ですので、毎年評価を、例えば平成26年度にやって、平成30年度にも同じ評価ですよという話にはならないでしょうという話をしているわけです。わかりました。

○議長（馬場又彦君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木高弘君） はい、ですので、毎年買う場合は鑑定を依頼いたしまして、土地の評価をしていただいて、それで、たまたま、従来公有化している部分は大体近隣ですので、評価の額はそんなに、社会情勢上、多少上下はあるかと思いますが、余り変わらないものと認識しております。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第35号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第35、議案第36号、町道の路線認定についてを議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） 説明資料の20ページをお願いいたします。

議案第36号、町道の路線認定についてご説明申し上げます。

趣旨、目的としまして、本道路は沖田面地区と玉掛地区をつなぐ重要な道路となっており、公益性の観点から町道として管理することが望ましいため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を要するものです。

認定する路線は整理番号2553。路線名、沖中8号線。起点、南部町大字沖田面字玄子15番地の9、終点、南部町字沖田面字玄子21番地3となります。

施行日は告示日となります。

説明資料の21ページをお願いいたします。

新規認定する路線の位置図となります。南部小学校から町営住宅沖田面第2団地のわきを通って、沖中地区へ抜ける赤色で着色している路線で、延長はL＝73メートルとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第36号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第36号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第36、議案第37号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題とします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） それでは、議案第37号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についてご説明いたします。

説明資料のほうは22ページをお開き願います。

趣旨でございますが、平成29年3月31日をもって、八戸市階上町田代小学校中学校組合が解散することに伴い、組合組織団体数の減少及び組合同規約の変更について、関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を要するものでございます。

新旧対照表のとおり、改正後は「八戸市階上町田代小学校中学校組合」の記載がなくなります。

施行日は平成29年4月1日となります。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号から議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) お諮りします。日程第37、議案第38号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄について、日程第38、議案第39号、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての議案2件を会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第38号及び議案第39号の議案2件は一括議題とすることに決定しました。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長(西舘勝彦君) それでは、議案第38号、議案第39号を一括で説明いたします。

説明資料の23ページをお願いいたします。

議案第38号、八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する出資金に係る権利の放棄についてご説明いたします。

趣旨でございますが、八戸地域広域市町村圏事務組合において、現在積み立てしております八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を全額取り崩しまして、連携中枢都市圏振興基金とするため、権利を放棄するものでございます。

町からの出資金の額は817万4,000円となっております。

この権利放棄を予定しております出資金については、平成3年度において、当時の構成市町村からの出資金9億円でございます。先ほどもご説明いたしましたけれども、再度ご説明させていただきます。

うち合併前の旧長町、旧南部町、旧福地町の3町村による出資は7,356万9,000円と、県の助成金1億円で、トータル10億円と、こちらで基金を造成しております。

預け入れの利息で事業を展開しておりましたが、平成20年度の消防本部でございます。こちらの広域事務組合で運営しております消防本部になります。こちらの建設に5億円などを取り崩ししまして、現在の予定額としましては2億5,000万円となっております。

権利放棄の期日でございますが、平成29年11月1日を予定しております。

続きまして、説明資料の24ページをお願いします。

議案第39号、八戸地域広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてご説明いたします。

趣旨でございますが、先ほどの議案第38号でご説明いたしました出資金の権利放棄に伴うふると市町村圏基金に係る記述を変更及び削除するものでございます。

変更の内容につきましては、1点目としまして、権利の放棄に伴い規約を整理したもので、施行日は権利放棄と同じく平成29年11月1日を予定しております。

2点目は、共同処理する事務の記述から、市町村圏計画に関する事務を削除するものでございます。平成29年度は広域事務組合において事業執行をいたします。平成30年度からは連携中枢都市圏事業として実施を予定していることから、施行日は平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号及び議案第39号の議案2件を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第38号及び議案第39号の議案2件は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第39、議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 説明資料の25ページをお願いいたします。

議案第40号、青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてでございます。

趣旨でございますが、青森県新産業都市建設事業団の平成29年度の設置団体各負担金額が変更となることから、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更計画書（案）についてでございます。

左が現在の計画でございます。（54）平成28年度において負担する額は合計686万4,000円、南部町は19万4,000円でございます。対しまして、（55）平成29年度において負担する額は、平成28年度に比較しまして、総額で11万6,000円の減額となっており、674万8,000円でございます。南部町の負担額は18万8,000円で6,000円の減額となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員会報告

○議長（馬場又彦君） 日程第40、常任委員会報告を議題とします。

本件は、お手元に配付しております報告書のとおり、常任委員長から報告がありました。説明を省略し、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。質疑を終わり、常任委員会報告を終わります。

◎委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（馬場又彦君） 日程第41、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（馬場又彦君） これをもちまして、本日の日程は全部終了しました。

なお、3月13日は午前10時から本会議を再開します。

本日はこれで散会します。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時58分）

平成 2 9 年 3 月 1 3 日（月曜日）

第 7 3 回南部町議会定例会会議録

（第 5 号）

第73回南部町議会定例会

議事日程（第5号）

平成29年3月13日（月）午前10時開議

- | | | | |
|---|----|--------|---------------------------------|
| 第 | 1 | 議案第2号 | 平成29年度南部町一般会計予算 |
| 第 | 2 | 議案第3号 | 平成29年度南部町学校給食センター特別会計予算 |
| 第 | 3 | 議案第4号 | 平成29年度南部町農林漁業体験実習館事業特別会計予算 |
| 第 | 4 | 議案第5号 | 平成29年度南部町国民健康保険特別会計予算 |
| 第 | 5 | 議案第6号 | 平成29年度南部町介護保険特別会計予算 |
| 第 | 6 | 議案第7号 | 平成29年度南部町介護サービス事業特別会計予算 |
| 第 | 7 | 議案第8号 | 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 | 8 | 議案第9号 | 平成29年度南部町病院事業会計予算 |
| 第 | 9 | 議案第10号 | 平成29年度南部町公共下水道事業特別会計予算 |
| 第 | 10 | 議案第11号 | 平成29年度南部町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 第 | 11 | 議案第12号 | 平成29年度南部町営地方卸売市場特別会計予算 |
| 第 | 12 | 議案第13号 | 平成29年度南部町介護老人保健施設特別会計予算 |
| 第 | 13 | 議案第14号 | 平成29年度南部町大字上名久井財産区特別会計予算 |
| 第 | 14 | 議案第15号 | 平成29年度南部町大字平財産区特別会計予算 |
| 第 | 15 | 議案第16号 | 平成29年度南部町大字平字下平外14字財産区特別会計予算 |
| 第 | 16 | 議案第17号 | 平成29年度南部町大字下名久井字田端外17字財産区特別会計予算 |
| 第 | 17 | 議案第18号 | 平成29年度南部町大平財産区特別会計予算 |
| 第 | 18 | 議案第19号 | 平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計予算 |
| 第 | 19 | 議案第41号 | 平成28年度南部町一般会計補正予算（第5号） |
| 第 | 20 | 議案第42号 | 平成28年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第 | 21 | 議案第43号 | 平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 第 | 22 | 議案第44号 | 平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第 | 23 | 議案第45号 | 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 第 | 24 | 議案第46号 | 平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号） |
| 第 | 25 | 議案第47号 | 平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算（第1号） |

第 26 議案第48号 平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）

第 27 議案第49号 平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

追加第1 町長追加提出議案提案理由の説明

追加第2 議案第50号 南部町教育委員会委員の任命について

追加第3 議案第51号 南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について

追加第4 議案第52号 南部町大字平財産区管理会委員の選任について

追加第5 議案第53号 南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	松 本 啓 吾 君	2番	久 保 利 樹 君
3番	夏 堀 嘉一郎 君	4番	坂 本 典 男 君
5番	滝 田 勉 君	6番	西 野 耕太郎 君
7番	山 田 賢 司 君	8番	八木田 憲 司 君
9番	中 舘 文 雄 君	10番	工 藤 正 孝 君
11番	夏 堀 文 孝 君	12番	沼 畑 俊 一 君
13番	根 市 勲 君	14番	工 藤 幸 子 君
15番	馬 場 又 彦 君	16番	川守田 稔 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 長	佐々木 俊 昭 君	企画財政課長	西 舘 勝 彦 君
税 務 課 長	西 村 幸 作 君	住民生活課長	赤 石 裕 之 君
健康福祉課長	福 田 勉 君	農 林 課 長	東 野 成 人 君
商工観光交流課長	西 村 久 君	建 設 課 長	川 村 正 則 君
会 計 管 理 者	小 山 万紀子 君	医療センター事務長	佐 藤 正 彦 君

老健なんぶ主幹	栃 木 幸 夫 君	市 場 長	中 野 弘 美 君
学 務 課 長	中 村 貞 雄 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 高 弘 君
農業委員会事務局長	佐々木 大 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	中 里 司	次 長	夏 坂 由美子
主 査	留 目 成 人		

◎開議の宣告

○議長（馬場又彦君） ただいまから第73回南部町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時00分）

◎議案第2号から議案第19号の委員長報告、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第1、議案第2号から日程第18、議案第19号までの平成29年度南部町各会計予算の議案18件を、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

本案については、予算特別委員会における審査が終了しておりますので、ここで委員長の報告を求めます。予算特別委員長、川守田 稔君。

（予算特別委員会委員長 川守田 稔君 登壇）

○予算特別委員会委員長（川守田 稔君） おはようございます。

予算特別委員会の結果をご報告いたします。

3月8日の本会議において、本委員会に審査を付託されました議案第2号から議案第19号までの平成29年度南部町各会計予算18件につきましては、9日及び10日に本委員会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査の結果であります、議案第2号から議案第19号までの議案18件は、賛成多数により原案のとおり可決されました。予算特別委員会の報告を終わります。

○議長（馬場又彦君） 予算特別委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑は省略し、これから討論を行います。討論ありませんか。3番、夏堀 嘉一郎君。

○3番（夏堀嘉一郎君） おはようございます。

平成29年度一般会計予算に対する討論を行います。

私は平成27年、新庁舎建設反対という公約を掲げ、多くの町民からのご支持により議員に当選させていただきました。その信念を持って今まで議員活動をしてまいりましたけれども、現在もその新庁舎建設の必要性を理解することができません。

よって、一般会計予算に計上されております、2款総務費1項総務管理費22目庁舎建設費だけは賛成できません。

「まだ使える庁舎があるのに、節約しなければならないこのご時世なのに、借金を残されて子供たちがかわいそう」、これらの町民の声が軽く冷たくあしらわれ、無益になってしまわないように、私は一議員として責任と使命感を持って反対討論といたします。

○議長（馬場又彦君） ほかに原案に反対者はございますか。5番、滝田 勉君。

○5番（滝田 勉君） 平成29年度一般会計予算について討論を行います。

総務管理費の庁舎建設費についてですが、庁舎建設を計画するに当たって、合併特例債という大変有利な起債の活用をすることについては、大変よく理解しておりますが、3割の借り入れをすることには変わりはありません。私は、庁舎に反対しているわけではございませんが、アンケートの実施だけではなく、町の財政とか事業の規模などをよく考えながら、町民との対話、説明会を開催するなど、生の声を聞きながら、町民ファーストではないのですが、多くの人が納得した上で庁舎の建設を進めていただきたいと思います。

時間をかけてじっくりとこの事業を進めるべきだと私は考えますので、今回の予算計上は時期尚早だと思っております。

よって、2款1項22目の調査建設費の予算計上だけには賛成しかねます。

このことを述べて、討論を終わります。

○議長（馬場又彦君） ほかに原案に反対者はありますか。

次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、久保利樹君。

○2番（久保利樹君） おはようございます。

予算委員会での発言と重複する部分もあるんですけれども、まず私が先般伝えられなかった部

分は、南部分庁舎、そして福地本庁舎建設後30年になるということで、今まず統合庁舎を建設するという事は、まず新築した場合に100%かかる部分が、今回、合併特例債を利用することによってまず3割ほどで建設できる。まず、合併特例債は補助金ですので、町民の負担が3割程度におさまるのであれば、先般、山田議員もおっしゃいましたけれども、20年後、30年後を見据えると、今建設するべきではないかなと考えます。よって、本予算に賛成いたします。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに討論ございませんか。1番、松本啓吾君。

○1番（松本啓吾君） 先ほどの久保議員と一緒に、私は今回の予算に賛成であります。

先ほどおっしゃったとおり、南部と福地、あとは中央公民館、こちらの築年数は約30年ということで、そちらの改修に約3億円なり、そのぐらいのお金がかかります。合併特例債で合同庁舎を1つにするのにも同じぐらいの金額がかかります。

それで、同じ金額なんですけれども、庁舎には反対けれども改築には賛成、そこは私としては理解しかねます。

よく皆さんの税金だということでよく考えたほうがいいという話もありますけれども、合併特例債が使えるのはあと5年、今動かないとこの特例債は使えなくなります。

庁舎に対しての皆さんの税金を使うのは反対ですけれども、そのほかの行政工事に対しては賛成、そういったのも私としては理解しかねます。

将来の子供たちのことを考えるのであれば、今できるだけお金をかけない、補助金を使って今回の予算には、私は賛成であります。

よって、今回の予算に対して私は賛成であります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

討論がありますので、分別して採決します。

最初に、議案第2号、平成29年度南部町一般会計予算を採決します。採決は起立によって行い

ます。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（馬場又彦君） ご着席願います。起立多数です。

議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、平成29年度南部町学校給食センター特別会計予算から議案第19号、平成29年度南部町名久井岳財産区特別会計予算までの議案17件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第3号から議案第19号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第19、議案第41号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） おはようございます。

それでは、議案の103ページをお願いいたします。

議案第41号、平成28年度南部町一般会計補正予算（第5号）でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,113万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,288万1,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の設定、第3条は地方債の変更をするものでございます。

124ページをお願いいたします。

歳出からご説明いたします。

2 款総務費 1 項 1 目一般管理費でございます。2,990万9,000円を減額し、4 億2,170万5,000円とするものです。人件費の調整による減額とふるさと納税寄附金の増額に伴う返礼品、送料、業務委託の増となっております。

続きまして、4 目財政管理費は1,530万6,000円を減額しまして3,033万9,000円とするものです。公会計整備業務の委託料につきましては、固定資産台帳整備の委託業務精査によるものと入札執行残となっております。

次のページをお願いします。

同じく15目減債基金費でございますが、1 億4,314万8,000円を追加し、1 億4,377万9,000円とするものでございます。減債基金への積立金となっております。

続きまして、17目地域振興基金費でございます。1,615万9,000円を追加し、1 億662万1,000円とするものです。ふるさと納税寄附金の積み立てとしまして1,000万円、債券運用による利息として615万9,000円を新たに積み立てするものでございます。

次のページをお願いします。

3 款民生費 1 項 2 目住民生活費でございます。1,491万3,000円を減額し、3 億3,291万円とするものです。

28節の国民健康保険特別会計繰出金1,491万3,000円を減額しております。保険基盤安定事業費の減によるものでございます。

続きまして、6 目障害者福祉費でございます。778万5,000円を増額してございます。

次のページをお願いします。

20節の扶助費でございますが、929万7,000円を追加しております。更生医療給付費に922万9,000円、障害者自立支援給付費には411万3,000円の増額としております。利用者の増によるものでございます。

続きまして、8 目臨時福祉給付金交付事業費でございますが、1,608万8,000円を減額しまして1 億571万8,000円とするものです。

19節臨時福祉給付金は354万6,000円の減、年金生活者等支援臨時福祉給付金につきましても1,017万円を減額するもので、事業費確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

3 款 2 項 2 目保育所費につきましては1,410万5,000円を増額し、3 億9,611万4,000円とするものです。

13節委託料のうち、地域子育て支援拠点事業は1,384万9,000円の減額、1施設当たりの単価の減によるものでございます。

20節扶助費の2,818万7,000円は、処遇改善加算の割り増し分と入所者18名増によるものとなっております。

138ページをお願いします。

4款衛生費2項1目塵芥処理費でございます。2,455万円を減額しまして8,628万6,000円とするものです。13節のごみ収集運搬業務委託料の確定に伴い、減額するものでございます。

同じく4款2項2目環境事務組合費は1,900万1,000円の減額となっております。組合事業費確定によるものでございます。

続きまして、6款農林水産業費1項3目農業振興費でございます。753万4,000円を減額しまして8,614万8,000円とするものです。

19節補助金でございますが、青年就農給付金事業に関しましては、10月ごろの後期に申請となった方がおりますので減額になること、あと経営体育成支援事業につきましては、事業確定によりまして減となるものでございます。

次のページをお願いします。

6款農林水産業費1項11目農村整備費でございます。1,228万1,000円を減額し、7,269万9,000円とするものです。19節負担金でございますが、県営事業に対しての町負担金となっており、事業費確定により380万3,000円の減額となっております。17節用地買収費と22節補償費に関しましては、中山間地域総合整備事業の用地取得委任事務の確定によるものとなっております。

次のページをお願いします。

8款土木費2項1目道路橋梁維持費につきましては2,485万8,000円の増額としております。除雪対策経費としては2,985万8,000円を計上しております。

続きまして、8款4項1目下水道整備費でございます。1,185万7,000円を減額しまして6,998万7,000円とするものです。28節公共下水道事業特別会計繰出金でございますが、使用料の増に伴うこと、補助対象外工事の減額など事業費確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

8款5項2目住宅建設費でございます。1,940万5,000円を減額し、1億2,600万1,000円とするものです。公営住宅建設事業費の確定によるものでございます。

続きまして、9款消防費1項2目非常備消防費は825万2,000円を減額し、1億3,228万8,000円とするものです。消防防災施設事業完了によるものでございます。

148ページをお願いします。

10款教育費 4 項 2 目教育振興費でございます。620万9,000円を増額し、7,695万9,000円とするものです。20節扶助費は、幼稚園入所児童の基本単価改正による増となっております。

次のページをお願いします。

12款公債費 1 項 2 目利子につきましては1,244万9,000円を減額し、1 億3,141万9,000円とするものです。地方債の借り入れ時において、政府資金は利率を0.6%と見込んでおりましたが、0.1%まで下がりましたので、減となるものでございます。

続いて、歳入をご説明いたします。112ページをお願いします。

9 款 1 項 1 目地方交付税でございます。1,031万1,000円を追加し、53億5,893万8,000円とするものでございます。普通交付税につきましては、今年度分の確定によるもので、総額49億4,036万9,000円となっております。前年度と比較しますと5.4%、約 2 億8,400万円の減額となっております。

続きまして、13款国庫支出金 1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては1,563万9,000円を増額し、5 億9,589万1,000円としてございます。

次のページをお願いします。

2 節児童福祉費負担金は、保育士の処遇改善加算及び入所児童18名の増により、子どものための保育給付費負担金が増額となったものでございます。

続きまして、13款 2 項 2 目民生費国庫補助金でございます。1,873万1,000円を減額しまして1 億2,910万2,000円としております。臨時福祉給付金事業の完了に伴う事業完了によるものでございます。

続きまして、4 目土木費国庫補助金でございます。1,274万4,000円を減額し、1 億6,070万6,000円とするものです。社会資本整備総合交付金事業の確定により減額したもので、住宅事業は広場台団地、道路事業は町道 2 路線、橋梁 1 カ所となっております。

118ページをお願いします。

14款 2 項 4 目農林水産業費県補助金でございます。747万6,000円を減額しまして7,771万3,000円とするものです。青年就農給付金事業や経営体育成支援事業の事業完了により減となるものでございます。

続きまして、15款 1 項 2 目利子及び配当金につきましては781万3,000円を追加しまして1,015万1,000円とするものです。歳出でも説明いたしました基金の債券運用による利息収入によるものでございます。

次のページをお願いします。

16款1項1目一般寄附金につきましては1,000万円を増額し、1億3万1,000円とするものです。ふるさと納税寄附金の増によるものでございます。3月7日現在、約9,600万円となっております。

最後の20款町債につきましては、第3表の地方債補正でご説明しますので、108ページをお願いします。前のほうに戻っていただきまして、108ページでございます。

地方債の限度額を変更するものでございます。一番上の過疎地域自立促進特別事業債から最後の社会教育施設整備事業債まで、全て事業費確定により調整したものでございます。住宅用地造成事業債につきましては、交付税措置のある有利な地方債に該当しませんでしたので、一般税源で対応したものでございます。合わせまして5,800万円を減額しております。

続きまして、前のページにまた戻っていただきます。107ページでございます。

第2表、繰越明許費でございます。

まず、2款1項、事業名、個人番号カード交付事業としまして150万6,000円、こちらは今年度の個人番号カードの発行状況から、国におきまして補助金を繰り越すこととしましたので、町も連動して繰り越すものでございます。

続きまして、8款2項、事業名、道路新設改良事業として2,900万円、こちらは国の2次補正により交付決定を受けましたが、工種は舗装となっていることから、品質確保を優先して繰り越すものでございます。

最後に、10款3項、事業名、学校施設環境改善交付金事業に2億2,912万5,000円、こちらは福地中学校校舎長寿命化改修事業でございます。

合わせまして2億5,963万1,000円を平成29年度へ繰り越すものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。9番、中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 142、143ページのところですけれども、道路橋梁維持費の中で19節補助金ですね。小型除雪機の購入に対して補正組んで対応した事業ですけれども、減額して、これは確定、全部希望どおりしたのか、それともこれから、例えば、今年度は要望を上げなくても前年度以降、協議の結果、要望したいというときにはそれに対応していくのか。まず、それだけお聞

きしたいんですが。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） まず、小型除雪機補助金につきましては、24地区で購入してございます。その事業費の確定によりまして164万7,000円ほどを減額したというのがこの予算にのっているところで、そのほかに平成29年度ということもありますけれども、今のところ、1地区の行政区から来年度買えないものかという話がありましたけれども、そのような要望がたくさんある場合には、当然、それなりに検討していかなければならないものと考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） そうすれば、1団体であれば対応しないということですか。というのは、私、きちっとこの平成28年度協議した結果、管理その他ちょっと意思が図られなかったから、次に考えたいという話を聞いていましたから、例えば、1つでも2つでもそういうところがあったときには、平成29年度で補正組みながら対応するのかどうかということなんです。私の聞きたいのは、数が少なければもう受け付けないというのか、あれば受け付けて対応していくというのか、そこを聞きたいんです。

○議長（馬場又彦君） 建設課長。

○建設課長（川村正則君） 十分それらについては来年度も対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ページは138ページです。

6款1項3目農業振興費の中に、13節委託料で南部太ねぎ栽培試験業務30万円減額になっているんですけども、これは平成29年度当初予算にも盛ってはないみたいなんですけれども、この

太ねぎの試験業務について、これで見ると30万円やらなかったということなので、何か原因というか、何かあってやらなかったのか、ちょっと教えていただければと思います。

それから、次の140ページの7款1項2目観光費の19節、90万円、交付金、長寿社会づくりソフト事業とあるんですけれども、これはどういうことをやるのかちょっと教えていただければと思います。

○議長（馬場又彦君） 農林課長。

○農林課長（東野成人君） まず最初に、138ページのほうの南部太ねぎの試験栽培の業務ですけれども、前年度までは試験センターのほうに委託して栽培技術等の試験栽培ということで委託をしていたわけですが、今年度、NPOと名久井農業高校とで試験栽培をやるということで、センターのほうには委託をしないということでございます。

来年度についても、引き続きNPOと名久井農業高校で試験栽培をしながら実施していくということで予算計上しておりません。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） 141ページをお願いいたします。

19節の長寿社会づくりソフト事業でございますけれども、この交付金につきましては、当初予算の要求時には事業の採択がされていなかったというものでございまして、年度途中で採択されたものですから、これを今補正で対応するというところでございます。

事業の内容について説明いたします。

この事業費は、苫米地地区のお祭りのほうに使われる予算を計上しているものでございます。大きいタイトルでいきますと、町の産業振興や地域コミュニティの活性化並びに近隣町村の人的交流を図ることが目的になってございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 西野耕太郎君。

○6番（西野耕太郎君） ちょっと意味が、「長寿社会づくり」とこうあるから、例えば高齢者をどうかこうとかって何かあるのかなということで、これで見れば「長寿社会づくりソフト事業」とこうあるから、観光支援の中にちょっとなじまないような名前がついているから、そこを説明してくださいと言っているんです。

○議長（馬場又彦君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（西村 久君） ちょっと事業名について云々ということでございますけれども、タイトルがそういう事業でございますので、何ともちょっと言いにくいところがあるんですが、先ほど申し上げましたとおりあくまでもソフト事業という考えですので、名前についてのこのうのこのことはちょっとわからない状況でございます。済みません。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今の「わからない」事業と言われたんですけれども、これって国か県の補助を入れているわけですか。この財源を見ると、その他で90万円ずつ入っていますよね。一般財源ではないわけなんですけれども、それで名前がそういうふうにつけられているのか、もしみずからやる事業であれば、名前がわからないという事業はないと思うんですけれども、その辺をお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） 歳入のほうは私のほうで取り扱っておりますので、私のほうから若干ご説明いたします。

こちらのほうは財団法人ですね。国の財団法人でございます。地域社会振興財団というのがございまして、こちらのほうで年度が始まりまして全国に事業を募集しているところでございます。

町のほうとしましては、苫米地地区のお祭りがございまして、そちらのほうから苫米地地区の祭りの実行委員会さんのほうから事業申請をしたいというようなことで要望がありまして、町を

経由しまして、町は経由するだけでございます。こちらの財団のほうに申請しまして、12月22日に交付決定になったものでございます。

事業としましては、とまべちまつりは当然終わってございますので、これからの事業というのではございませんけれども、来年度に向けての事業としても活用できるというような形になっております。

中身につきましては、先ほど課長のほうからも答弁ありましたけれども、祭りで事業名として、その助成金の名称が「長寿社会づくりソフト事業」ということになっておりまして、祭りの中でその高齢者の方と触れ合い、元気になってもらうというようなことも事業計画の中にございまして、ちょっとその中の事業の内容ですね。そちらの方につきましては私もちょっと若干不勉強なものですけれども、こちらはそういうふうな事業となっております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 山田賢司君。

○7番（山田賢司君） 今の企画課長の答弁で大方わかりました。

わからない事業があるというのはちょっとおかしい話なので、答弁には十分気をつけていただきたいと思いますが。指導のほう、よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） いつも課長たちに、「わからない」とか「知りません」と言うことのないように、わからなければ「後で調べてお知らせします」と言うことにしておりましたが、今、不適切な言葉でございましたので、改めて今の件につきましては調査をして報告したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（馬場又彦君） ほかにございませんか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 125ページです。

これはふるさと寄附金推進業務というのは、これはふるさと納税と考えてよろしいでしょうか。ふるさと納税、先にそこをお伺いします。

それから、空き家等実態調査業務であります。これでもってどれぐらいの把握ができたのか、教えてください。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） ただいまの委託料で、ふるさと寄附金推進業務という内容でございますが、今年度12月から、ふるさと納税のサイトであります株式会社さとふるさんに業務のほうをお願いしまして、その手数料が12%になってございますが、今回、寄附金のほうもふえてございますので、その12%分を計上したものでございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

こちらの委託料につきましては、入札によりまして落札率で減額となっております。

事業につきましては、今現在、まだ3月の末を納期にしておりますので、今最終段階になっておりますけれども、町の建物、こちらのほうの、一般質問でもお答えしましたが、家屋ですね。そちらのほうの水道が使われていない、住所がない建物につきましては、全て除去しまして、それ以外の住宅部分を全て調査した結果、3,069棟、こちらのほうがございました。今現在の数字でございますが、それ何も動かないとは思っております。空き家として認定されたのは802棟、こちらでございます。倒壊の危険性があるのが12棟というふうな調査結果はいただいております。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） それでは、ふるさと納税について1億円近くも寄附していただいているという現状があるんですけれども、逆に南部町から外のふるさと納税に対して行われているという実態はどういうふうになっているのでしょうか。

それから、この空き家等の実態調査業務というのは、こういった目的があるのでしょうか。例えば、倒壊の危険性、放火云々、そういったことだけなのか、もしくは例えば空き家バンクへの

登録を促すような目的を持って行われているのか教えてください。

○議長（馬場又彦君） 総務課長。

○総務課長（佐々木俊昭君） ふるさと納税ですが、町民の方が町外へのふるさと納税ということでの実態でございますが、これは今、税務課のほうも確定申告等々していると思いますが、集計とかですね。その辺で件数のほうはわかってくるかと思います。今の段階では、まだ確定していないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

空き家の調査でございますが、2つございまして、1つは倒壊の危険性ですね。そちらのほうの把握、空き家の問題は各自治体で騒がれておりますけれども、町としましてもどれくらいの空き家が実際にあるのかというのを把握するために調査したものでございまして、まず、1つが倒壊の危険性、これがどの地区に何棟あるのかということで、今現在、先ほどもお答えしましたけれども12棟というふうに出ております。

もう1点が、空き家バンクを活用できる空き家がないかということ把握するために調査しているものでございまして、372棟の空き家に関しましては使えるんじゃないかと。ただ、それはあくまでも所有者の方の同意が必要でございますが、建物だけを見た感じだと、372棟が使えるんじゃないかなというふうなことで、2点を目的として調査したものでございます。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 今の川守田議員の質問ですが、松本議員の一般質問でほとんど同じことを答弁しているんです。ですから、そういうのを聞いていただければ、重複して聞かなくても私はいいのではないかなと。

それから、やはり、それぞれの議員さんが質問したのもしっかり聞いていただいて、できるだけ重複しないような形が一番いいのではないかなと思っております。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 重複したのは申しわけないと思いますが、ちょっと聞きたいのは、空き家の実態調査をしました。そうした後に、では、倒壊の危険性があるとか、著しく風紀を乱すような場所に建ってあるとか、そういったことがあったときに、じゃそれを例えば撤去というところに関して、町がどのようにかかわるものなんでしょうか。「あくまでも個人の財産であります」という言葉がこれはつくわけなんですけれども、例えば、調査費までかけて実態を調査するのであれば、やはりそれなりに今までより一歩踏み込んだようなことを考えてもいいのではないのかなと、そのことを言いたかったんです、私は。

固定資産税の体系も変わってくると、また今までとはちょっと違ってきているのかもしれないですけれども、この調査の先に将来的なことに對してどのように考えておられるか教えていただきたいと思うわけです。

○議長（馬場又彦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西舘勝彦君） お答えいたします。

まず、第一段階としましては、空き家を適正に管理してもらいたいというのがございますので、今後は通知等をして管理をしていただくような催促をするというようなことを考えております。

ただ、最終段階の空き家に関しまして、危険だからといって取り壊すとなると、行政代執行という形になるんですけれども、となると、当然、町のお金が発生するわけでございます。それを回収できるかと。当然、町が代執行しますので、所有者の方に経費を負担していただくということで請求をかけるわけでございますが、それが果たして回収できるかと。全国の自治体の空き家に関しての一番一番の悩みどころはそちらのほうだということを聞いておりますので、代執行をした暁に、実際にお金をもらえているところというのは本当に少ないというのがございますので、そちらのほうには本当に慎重な形で対応していきたいと。あくまでも個人の財産であるというのが前提になるものですから、そちらは今後、やはり検討していきたいと。検討といいますか、どういうふうな形が一番いいのかやっていきたいというふうに考えておりますが、一歩踏み出した形の空き家の管理ですね。そちらのほうは適正に行ってもらうように催促したいと。

できれば、空き家バンクとして登録できるのであれば、そちらのほうもお願いしたいというよ

うな形で考えております。

以上です。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 行政で執行するということになると、条例改正、条例を設けたりとか、そういった管理が必要になるじゃないですか。

ただ、ふだん急いで運転しているとよくわからないんですけれども、ぶらっと歩いてみると、あらここも空き家だな、これも空き家だな、ここ倒れそうだなとか、まあいっぱいありますよね。そういうのをこのままその個人の財産だからということで放置していいのかなと思うんです、前々から。例えば、これを取り壊して別な人の所有になってここに家が建ったら、それはそれなりにやはり新しいコミュニティができるわけじゃないですか。やはり、そのポジティブな部分というのは十分に考えて、どの辺まで町が首を突っ込むのかなという、そこは私も何とも言えないんですけれども、そういう方向に空き家という問題が解決されていってほしいなと願う次第であります。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第41号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第20、議案第42号、平成28年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の155ページをお開きください。

議案第42号、平成28年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,847万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億2,312万1,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。168、169ページをお開きください。

下段、2款の保険給付費でございますが、1項療養諸費については、1目一般被保険者療養給付費から170、171ページ上段の4目退職被保険者等療養費まで、合わせまして9,800万円を減額し、総額を14億2,401万円とするものです。

また、その下の2項高額療養費については、1目一般被保険者高額療養費から、次の172、173ページ上段の4目退職被保険者高額介護合算療養費まで、それぞれの目の財源の内訳構成を行うものです。

2段目、3項移送費の2目退職被保険者等移送費につきましても同様に、財源の内訳構成を行うものです。

3段目、4項出産育児諸費については、1目出産育児一時金を210万円減額し、総額を840万円とするものです。

これら2款の保険給付につきましては、本年度の給付額の確定見込みによりまして、それぞれの目の増額または減額、あるいは財源の内訳構成をするなど、所要の補正を行うものです。

下段、3款1項1目後期高齢者支援金でございますが3,499万6,000円を減額し、総額を3億267万8,000円とするものです。これは社会保険診療報酬支払基金への負担金ですが、被保険者数の減によりまして減額するものです。

次に、176、177ページをお開きください。

上段、6款1項1目介護納付金でございますが1,599万9,000円を減額し、総額を1億4,255万

5,000円とするものです。これも社会保険診療報酬支払基金への負担金でございますが、同様に被保険者数の減によりまして減額するものです。

中段、7款1項共同事業拠出金でございますが、1目高額医療費共同事業拠出金及び2目保険財政共同安定化事業拠出金、合わせまして3,673万9,000円を減額し、総額を6億9,610万1,000円とするものです。これらは青森県国民健康保険団体連合会への負担金ですが、いずれも医療費の減に伴い、拠出額の見込みによりまして減額をするものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものを説明いたします。162、163ページにお戻りください。

上段の3款1項国庫負担金、中段の2項国庫補助金、下段の4款1項療養給付費交付金と、次の164、165ページの上段、5款1項前期高齢者交付金は、社会保険診療報酬支払基金からの交付金。それから、2段目の6款1項県負担金、3段目の7款1項共同事業交付金は、青森県国民健康保険団体連合会からの交付金でございますが、これらはいずれも本年度の交付決定または交付決定見込みによりましてそ、れぞれ増額または減額するものでございます。

次に、166、167ページをお開きください。

中段、9款2項1目一般会計繰入金でございますが1,491万3,000円を減額し、総額を2億5,715万円とするものです。これは歳出でも説明いたしましたが、各保険給付費の給付額の決定見込み、各事業の完了及び事業費等の確定見込み等によりまして、一般会計からの繰入金を増額または減額し、合わせて1,491万3,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第42号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第21、議案第43号、平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、予算書の181ページをお開きください。

議案第43号、平成28年度南部町介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ716万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,342万9,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。194、195ページをお開きください。

上段の1款1項1目一般管理費、また中段の1款3項1目介護認定審査会費及び2目認定調査等費は、いずれも事業費や事務費等の確定及び確定見込みによりまして減額となるものでございます。

下段、2款1項保険給付費でございますが、1目介護サービス等費から、196、197ページ及び次の198、199ページ上段の6目介護予防サービス等諸費まで、合わせまして25万5,000円を減額し、総額を25億4,360万5,000円とするものです。これは介護保険サービスの本年度の給付費の確定見込みによりまして、それぞれの目を増額または減額をし、合わせまして25万5,000円を減額するものです。

下段、3款地域支援事業費の1項介護予防事業費でございますが、1目二次予防事業費及び2目一次予防事業費、いずれも事業費や事務費等の確定及び確定見込みによりまして減額となるものでございます。また、3目総合事業費精算金につきましては、財源の内訳構成をするものでございます。

次に、200、201ページをお開きください。

3款2項包括的支援事業・任意事業費でございますが、1目介護予防ケアマネジメント事業費から一番下の5目任意事業費まで、事業費や事務費等の確定及び確定見込みによりまして、202、203ページをお開きください。上段ですが、2項を合わせまして112万3,000円の減額となるものでございます。

続きまして、歳入を説明いたします。主なものをご説明いたします。188、189ページにお戻りください。

上段、1款1項1目第1号被保険者保険料でございますが82万8,000円を増額し、総額を4億9,577万9,000円とするものです。これは保険料の収入見込みの確定によりまして、1節の現年度分特別徴収保険料については793万2,000円の減額、2節現年度分普通徴収保険料については710万4,000円を増額で、合わせて82万8,000円を減額するものです。

中段、3款国庫支出金1項国庫負担金から下段の2項国庫補助金、次の190、191ページをお開きください。上段の4款1項支払基金交付金及び2段目の5款県支出金1項県負担金、及び3段目の3項県補助金まで、本年度の交付決定または交付決定見込みにより、それぞれ増額または減額をするものでございます。

下段、7款1項一般会計繰入金でございますが、1目介護給付費繰入金から、次の192、193ページをお開きください。上段の5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合わせて470万7,000円を減額し、総額を3億8,278万9,000円とするものです。これは歳出でも説明いたしましたが、介護給付費の確定見込みを初め、事業の完了及び事業費、事務費等の確定見込みによりまして、合わせて470万7,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第43号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 198、199ページをお願いします。

介護予防事業一次予防、二次予防とあります。その中の具体的なこととして、認知症予防教室について伺います。これはどういう内容の教室なのでしょう。認知症というのは心がけて予防に努めると予防できるものなのでしょう。その辺のご所見をお伺いします。

201ページに飛んでください。

総合相談事業費ニーズ調査業務というのがあります。これはこういったニーズを対象にしているのでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまの川守田議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目の認知症予防教室のことでございますが、高齢者、65歳以上の方を対象として、まず住民の方から募集を、この教室に参加する方を募集するわけなんです。前もって役場のほうで対象者でなるであろうという方はピックアップしてございますが、募集をかけまして、まず教室参加者を募ります。それをやりまして、委託ですから、これはバーデハウス、ゆとりあとか役場の施設でもやっておりますが、そのうちでバーデハウスでもやっております、ここの委託料につきましては、バーデハウスにかかる委託料でございます。

認知症が防げていくものなのかという趣旨のご質問でしたが、それらも踏まえまして、例えば、言語のほうの指導とかやっておりますので、認知症の予防に向けての指導はやっているところでございます。

それから、201ページのニーズ調査でございますが、これは町内在宅介護支援センター、きのうも同様なご質問といたしますが、前回の議会でもございましたが、町内に4カ所の在宅介護支援センターというところがございますが、それらに委託してございまして、さまざま予防、介護予防に係る要望といたしますか、ニーズがどのようなものがあるかというのを委託して調査しているところでございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） ニーズというのは、介護する本人だとか家族の側のニーズなのか、いろいろあるわけじゃないですか。事業者側のニーズだとかですね。それ、どっちの話を聞いているのかなと、そこが知りたかったわけです。

それで、国と県から随分と補助が出ているようなので、やっているのかなとも思うんですが、予防事業というのも含めてですね。ですけれども、例えば対策を施して効果があるということは、原因が分かっているということじゃないですか、認知症の。認知症の原因がどういう原因なのか

わかってやっていたらいいですか。意地悪な質問ではないんですよ。原因がわからないのにあれやって、これやってという。過去の経験的なことというものの積み重ねはあるのでしょうかけれども、果たして今取り組んでいる切り口が有効なアプローチなのかどうかという、そういう見きわめをしたことはありますか。

○議長（馬場又彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） ただいまの質問にお答え申し上げます。

まず、最初の、その調査が家族なのか事業者側なのかの件ですが、本人を含め、家族側の調査でございます。あくまで事業者ではなく介護されるほうの調査でございます。

それから、2点目の予防事業について、痴呆等々の原因がわかってやっているのかという趣旨のご質問ですが、先ほど議員からのご質問の中にもあったように、過去からの経験といいますか、その積み重ねでやってございまして、その確認というのはまだやってはございません。

いずれにしても過去からの経験等々あるいは周辺町村の実施の内容等々も加えまして、本町の場合も教室の内容をそのような内容でやっている事業でございます。

以上でございます。

○議長（馬場又彦君） 川守田 稔君。

○16番（川守田 稔君） 予防して、例えば、それが経験的な……、最初に戻ります。

結果的には原因はわからなくても取り組まざるを得ないという状況があるからやっていますということですね。それはわかるんです。ただ、例えば、このことが効果がどうやらあるらしいということになると、やはりそれを生活の習慣にまで持っていけないと、それぞれの方の生活の習慣にまで持っていくような指導をしないと、ただこれいいよ、あれいいよ、あるよって羅列したような、そういうことでとどまっていると、やはりその事業自体の効果というのを半減させてしまうような気がするんですよ。ですから、やるんでしたらもっと行政として介入して、何とかこの人は食いとめてみせますよぐらいの体制でやってもらいたいなというか、それが迷惑な人もいるのでしょうかけれども、そういう、何かその辺までやらないと、効果というのは見えてこないような気がするんですけども、どうお考えでしょうか。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） ただいまの件につきましては意見としてお伺いしておきますが、ただ、私も前に担当したときには、介護予防、要は介護というのは重度になりますと、老健施設あるいは特養施設のほうを利用してということになっていきますが、それより前に予防という形で、施設はどんどんふやしていけばいいですが、相当のお金がかかるようになります。ですから、在宅にいううちに、今は軽度ですが、聞きましたら、要支援の方々が対象かというお話を聞きましたら、そのとおりですということでありましたが、介護予防をやるときには、前に保健師から聞いたときがありますが、要は体を動かすのと、ものを考えながらやる。それが予防になっていきますよということでもありますので、そういう軽度のうちから予防に当たっていきたい。今はバーデのほうでもやっておりますが、健康センターのほうでも機会があればやっていくということで、それは町のほうだけじゃなくて、ある施設の方々にも協力をいただいて、委託という形でやっておりますが、これは後々大きな効果が出てくるということで取り組んでいく。それは国のほうでも県のほうでもそういう方向に、予防のほうに今後力を入れていきたいと思いますということで取り組んでいるところであります。

それから、ニーズ調査につきましては、利用者側のほうを聞いて、なるべくそれに沿うように進めていきたいということで進めているところであります。

以上です。

○議長（馬場又彦君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第43号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第43号は原案のとおり可決されました。

ここで11時25分まで休憩いたします。

（午前11時14分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時26分）

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 日程第22、議案第44号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の205ページをお開きください。

議案第44号、平成28年度南部町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ383万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,001万5,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。214、215ページをお開きください。

上段、1款1項1目居宅介護支援事業費でございますが121万1,000円を減額し、総額を1,323万2,000円とするものです。これは、9節旅費及び12節役務費は事業費等の確定見込みにより、また13節委託料は介護予防計画作成業務につきまして、委託件数が当初見込んでいた件数より減少することが見込まれることから減額をするものでございます。

次に、下段、2目訪問看護サービス事業費でございますが262万8,000円を減額し、総額を1,678万3,000円とするものです。これは4節共済費及び8節賃金につきましては、臨時職員を採用しなかったことによりまして減額するものでございます。9節旅費から17節公課費までは事務費等の確定見込みによりまして減額するものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。212、213ページにお戻りください。

上段、1款サービス事業費1項介護給付費の1目居宅介護支援計画費でございますが、51万

7,000円を減額し、総額を502万2,000円とするものです。この目は要介護1から要介護5までのケアプラン作成による事業収入ですが、収入額の確定見込みによりまして減額するものです。

その下、2目介護予防支援計画費でございますが、95万5,000円を減額し、総額を619万1,000円とするものです。この目は要支援1から要支援2までのケアプラン作成による事業収入でございますが、収入額の確定見込みによりまして減額するものでございます。

その下、3目訪問看護事業費でございますが、77万円を減額し、総額を13万4,000円とするものです。これは訪問看護による事業収入でございますが、1節訪問看護事業費は事業費の収入、2節は利用者負担金でございます。いずれも額の確定見込みによりまして減額するものでございます。

下段、2款1項1目一般会計繰入金でございますが、159万7,000円を減額し、総額を1,866万6,000円とするものです。これは事業費や事務費等の確定及び確定見込みによりまして、1節居宅介護支援事業費繰入金につきましては26万1,000円の増額、2節訪問看護事業費繰入金につきましては185万8,000円を減額し、合わせて159万7,000円を減額するものでございます。

以上で、議案第44号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第44号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第23、議案第45号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（福田 勉君） それでは、議案書の217ページをお開きください。

議案第45号、平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ248万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,876万円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。228、229ページをお開きください。

上段、1款1項1目一般管理費でございますが、69万円を増額し、総額を1,124万2,000円とするものです。これは13節委託料ですが、特定健診の受診者数が当初の見込みより増となることが見込まれることから、医療機関への健診の委託料を増額するものでございます。

下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合会納付金でございますが、317万7,000円を減額し、総額を1億7,382万6,000円とするものです。これは、19節負担金補助及び交付金ですが、ここは後期高齢者医療広域連合会への納付金でございますが、後期高齢者医療保険料分として本年度の収入見込みによりまして82万8,000円の減額、また後期高齢者医療保険基盤安定分として事業費の決定によりまして234万9,000円の減額、合わせまして317万7,000円の減額となるものです。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。主なものをご説明いたします。224、225ページにお戻りください。

上段、1款1項後期高齢者医療保険料でございますが、1目特別徴収保険料を813万6,000円減額し、2目普通徴収保険料を652万6,000円増額し、合わせまして161万円を減額して、総額を1億115万7,000円とするものです。これは保険料収入額の見込みによるものです。

2つ下、3款1項1目一般会計繰入金でございますが、754万8,000円を減額し、総額を7,334万6,000円とするものです。これは前年度繰越金の計上に伴うもの及び事務費等の決定、及び決定見込みによりまして、一般会計からの繰り入れを減額するものです。

その下、4款1項1目繰越金でございますが、前年度の繰越額を計上するものでございます。

以上で、議案第45号の説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第45号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第24、議案第46号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。医療センター事務長。

○医療センター事務長（佐藤正彦君） それでは、231ページになります。

議案第46号、平成28年度南部町病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第2条、収益的収入の予定額を次のとおり補正するもので、第1款第1項医業収益から1,735万円を減額し9億7,633万円とし、第2項医業外収益に1,735万円を追加し2億5,366万9,000円とするものです。

234ページをお願いいたします。

第1款第1項3目その他医業収益他会計負担金を1,735万円減額し、第1款第2項2目他会計

負担金を1,735万円増額するものですが、これは特別交付税の算定額の見直しに伴いまして、一般会計からの繰入金について収入区分を見直す必要が生じたため補正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第46号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第46号は原案のとおり可決されました。

.....

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第25、議案第47号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計予算（第1号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（工藤良夫君） 235ページをお願いいたします。

議案第47号、平成28年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

今回の補正予算は、事業の確定等により、予算を精査し補正するものであります。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,051万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を

それぞれ2億438万1,000円とするものであります。

次に、238ページをお願いします。

第2表、地方債補正であります。建設事業の確定により、下水道事業債の限度額を2,560万円減額し、6,140万円とするものであります。

次に、246ページをお願いいたします。

最初に、歳出の主なものについてご説明いたします。

2款1項1目公共下水道建設費において2,922万6,000円を減額し、1億4,245万9,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、15節工事請負費の2,800万円を減額しており、それぞれ事業費の確定によるものであります。

以上が歳出の説明であります。

次に、242ページをお願いいたします。歳入の主なものについてご説明いたします。

中段の3款1項1目一般会計繰入金は1,185万7,000円を減額し、6,998万7,000円とするもので、総事業費の確定によるものであります。

5款1項1目雑入は559万5,000円を増額し、559万6,000円とするものです。これは、確定申告による消費税の還付金であります。

6款1項1目下水道事業債は、第2表での地方債のとおり2,560万円を減額し、6,140万円とするもので、補助事業費の確定によるものです。

以上で、公共下水道事業の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第47号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） 次に、日程第26、議案第48号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（川村正則君） それでは、249ページをお願いいたします。

議案第48号、平成28年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ517万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,710万6,000円とするものでございます。

次に、258ページをお願いいたします。

最初に、歳出の主なものについて説明いたします。

1款1項2目施設管理費は490万円を減額し、6,099万8,000円とするものでございます。これは共済費、負担金補助及び交付金、委託料、公課費、それぞれの不用額を減額するものでございます。

以上が歳出の説明でございます。

次に、256ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて説明いたします。

中段の2款1項1目一般会計繰入金は585万9,000円を減額し、2億2,631万1,000円とするもので、事業費の確定によるものでございます。

以上で農業集落排水事業の説明を終わります。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第48号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(馬場又彦君) 異議なしと認めます。

議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(馬場又彦君) 次に、日程第27、議案第49号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について説明を求めます。老健なんぶ主幹。

○老健なんぶ主幹(栃木幸夫君) それでは、議案書の261ページをお開き願います。

議案第49号、平成28年度南部町介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,120万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,713万8,000円とするものでございます。

第2条は、繰越明許費の選定をするものでございます。

それでは、270、271ページをお開き願います。

歳出の主な補正についてご説明申し上げます。

1款1項1目一般管理費の3節、4節につきましては人件費で、再計算し、それぞれ減額する

ものです。7節賃金では、臨時職員の人数が募集人員に満たなかったことにより240万円の減額をするものです。13節委託料では、清掃業務の入札残及び医師派遣を別な方法により支払うことしたことにより476万6,000円を減額するものでございます。

また、入所者の減により、1款1項2目療養費の11節需用費におきましては、消耗品費及び医薬材料費を合わせて270万円を、13節委託料では給食業務の605万円を減額補正するものでございます。

続きまして、前のページになります。

268、269ページをお開き願います。

歳入でございますが、1款1項1目1節の施設介護サービス費から2,120万円を、2款1項1目1節入所利用料から70万円を、同じく2節通所利用料から30万円を、施設利用者の減によりそれぞれ減額するものでございます。

4款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳入の不足分100万円を一般会計からお願いするものでございます。

続きまして、前のページになります。

264ページをお開き願います。

第4表、繰越明許費でございます。1款1項、事業名、施設改修事業としまして1,323万4,000円の繰り越しについてであります。旧南部病院東病棟と老健との切り離し工事の工期延長を要したことから、翌年度へ繰り越すものです。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 老健のこの事業運営については、前々から色んな議論をしてきたところでありますが、さっき繰越明許費のところで、工期延長によりという理由がありました。これはどういう理由で工期延長になったものか。それから、我々が説明を聞いた中では、平成28年度中に隣接する南部病院との分離といいますか、そういう問題は全てなくなるだろという予想のお話をしてきましたけれども、この工事が大体いつごろまで終わって、本当にこの工事が終わればいろいろな共有だとかそういう経費等のやりとりというのはなくなることにになりますか。まずそれを先にお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 私のほうから申し上げます。

まず、南部病院と老健の切り離しであります。ただいまお話がありましたように、9月の補正でもって、それを使って年度内に修理をする予定でございました。ですが、実際に進めていく上で、原因が出てきましたので、私どもから説明をさせていただきます。

1つは、切り離しについて、私たちが判断するときにはきれいに境目から切り離しという考え方でおりましたら、専門的に構造の問題が出てきて、いわゆる強度を保つために最低70センチ前に出さなければならない。それから、その後で出てきたのが、実は私たちも設計の方と外部なのを聞いていたんですが、その最初の構造の関係では設計にどのぐらいかかりますかと言ったら250万円かかると。莫大にかかるなど。それをどのように安く済ませるかということで聞いていきましたら、最初に設計した業者の方が強度の関係の資料を持っているということで、じゃその方をお願いしたらどのぐらいの設計で済むかということで聞きましたら50万円で、私たちはなるべく安く済ませたいということでお願いしましたら50万円以内でということでお願いできました。

ただ、その後、進めていった段階で、その設計屋さんが最初から私たちに教えてくれればよかったんですが、わからないのがあって、そのわからないというのは、南部病院と老健はまことに一体化している。それで、わかったのは、南部病院の施設の中に実は配管関係がずっと、老健でも使用する部分が入っていた。それが、取り壊しする業者が調査に入りましたら、床の下に配管関係の部屋があったと。それを見ましたら、給水、配水管、燃料の油送管がそこを通っていつている。私たちはじゃ切りかえすればいいのかなということで話をしましたら、油送管については大分弱っているのも、もしそれを修繕したときにだめになるおそれがあるということでしたので、確実なことをやるには、それじゃそれを今のままで生かしたら大丈夫かということでしたら、それでやればまだ当分もっているということでしたので、その管が埋まっている部分をさらにまた延長かけたわけです。そこにつきましては、たしか5メートル逆に伸ばさなければならないということで、じゃそこを買ったほうが安いなど。もしそれをだめにしたときには、また最初から機械室のほうから配管を全部し直すとなりますと、何百万円というお金がかかりますので、その範囲の中でやりたいということでやっていったら、工期がどんどん後ろに行ってしまったということで、年度内にもうできる見通しが無い。ごらんのとおり、南部地区からおいでになっている

議員さんは見ていると思いますが、やっと今切り離しが終わった状態であります。次に今度は外壁をセットするという部分についてはこれからでありますので、南部病院さんのほうも計画よりも病院のほうの建物を取り壊しするそのものもおくれていっておりますので、あれが全部引き上げてから、次に外壁をセットする業者から入っていただくということで、とても間に合いそうもないということで、大変申しわけないですが、今の議会で工事の延長をお願いするということになりましたので、よろしくご理解のほど願いたいと思います。

あと、共有の部分につきましては、病院さんが新しく向こうのほうに建ちましたので、こちらにいたときには共有という形で費用負担をしておりましたが、向こうに行ってからそれはなくなりましたので、町のほうの費用分、いわゆる老健の部分だけを電気料とか水道のような経費はこちらだけで負担するということになりましたので、共有部分はなくなっております。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） 内容はわかりました。

私も予算その他をずっと去年の補正予算から見ていまして、その後に、例えば、改修工事700万円ぐらいの工事発注になっていますよね。だから、それが全てやってくれればと思っていたんです。今、副町長の説明で、ただ、この工事が実際に平成29年のもう年度末に向けていつまでかかるものなのか、それとも9月ごろで大体この工事が、今の段階で予定ですからね、実際にその辺の時期的なものはいつ頃を見込んでいますか。

○議長（馬場又彦君） 副町長。

○副町長（坂本勝二君） 今の質問にお答えしますが、通常であれば、私たちの感覚でいきますと、これから発注、着手、いわゆる外壁を着手しますと2カ月半ぐらいではできるのかなという感覚でおりましたが、ただごらんのとおり、老健なんぶと南部病院の切り離しの関係は、もともと工期の時期が前でありましたが、相当おくれておりますので、余りまだ近くの設定をしてはいけないと思っております。できるだけ6月末ごろまでには終わらせたいという思いでおります。

以上であります。

○議長（馬場又彦君） 中舘文雄君。

○9番（中舘文雄君） このあとの質問は町長の考えになりますけれども、1年ぐらい前に同僚の工藤議員の質問に対しても民営化の方向で検討せざるを得ないという方向性は私も確認しています。ただ、そのときに町長は、もう少し先ということで、工事の残債、その他も残っていますからということは聞きました。

ただ、今私調べてみますと、もうここ2、3年、例えば、平成27年度確定の1億3,500万円というのは一般会計から繰り出しされている。今年度の今の補正を合わせて、この平成28年度が1億7,800万円、これが大体その辺の数字で繰出金というのが出てくるだろうと。それで、平成29年度の予算を見ましたら1億5,300万円の繰出金をお願いしたいということになっていますと、平成29年度末には地方債の残りが1億3,500万円ということになるという予算で我々も予算委員会では承認していますから、大体その辺を考えますと、入所者の状況、また職員の状況等もあると思いますけれども、今、副町長の答弁にあったように、例えば夏ごろまでに大体もう全て終わるということであれば、改めてこれは町長の考えを聞きたいんですが、余り先に伸ばさないで、もう今年度あたりからそのための検討協議というのに入って、方向性をはっきりしていったって、2年、3年まで1億円以上なんていう繰出金を出さなくて済むような、そういうことももう決断してもいいんじゃないかなと。検討ですからね。検討ですから、平成29年度末に方向性がちゃんと決まっていればいいでしょうけれども、できなければその次に伸ばすにしても、早目にこれはもうその方向で検討に入ったほうがいいんじゃないかなと思いますけれども、改めて町長の考えをお聞きします。

○議長（馬場又彦君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 老健につきましてでございますけれども、今、副町長のほうからも説明があったように、やっと今南部病院さんのほうと切り離しになって、今までは大変複雑な構造でございました。契約も複雑でありまして、何とかこの部分を解決してからじゃないと、仮に民間に委託する場合においてもこれはうまく進まないだろうなということで、今までも検討してまいりました。

そこで、現在、今の状況でやっていった場合の経費がどのぐらいかかるのか。今も老健のほうには70床あるんですけれども、44床しか入っていない。これは満床になる、経営的にはことしも出

るはずなんです。なかなかそこが募集をかけても職員も集まらないという中で、今の1億5,000万円ぐらい、平成29年度も一般繰り入れあります。そして今検討しているのが、いわゆる29床以下、常勤医師を置かなくていい場合の経費がどうなっていくのか。

もう1点が、民間に委譲していった場合にどうなるか。今、実はこの3パターンを検討してございます。比較表を今整理して、1つはやはり、老健も常勤医師をどこまで確保できるかという問題が非常に1点ございます。現在の先生が当初3月31日までということでしたが、何とか今9月いっぱいまではいてもらえる状況で進めておりますので、その期間なりもうちょっとかかるかもしれないんですけども、できれば方向性をはっきりしていかなければならないなど。

幼稚園・保育園の民営化もしましたので、職員が役場の中に来てございます。そういう中において、老健の職員、また完全民営化した場合に結構な人数がまた役場に来るんです。ここの部分をどうすればいいのか、全部町で引き受けていいのか、それとも希望をとって、民営化にする場合には、職員もどこになるかわかりませんが、そこで働いてもらうほうがいいのか。ちょっとまだ詰めなければならない部分がありますけれども、今、中館議員がおっしゃったように、もう検討していく時期じゃないのかと。ここは私もそういう時期であるというふうに考えておりますので、ちょっと整理しながらいろいろ3パターンの場合の、今度、議員の皆さんにも提起をしながら、今後の方針を考えてまいりたいと、こう思っております。

○議長（馬場又彦君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第49号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（馬場又彦君） お諮りします。本日、町長から、議案第50号、南部町教育委員会委員の任命について、議案第51号、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について、議案第52号、南部町大字平財産区管理会委員の選任について、議案第53号、南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任についての議案4件が提出されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第50号から議案第53号までの議案4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

ここで、会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後0時00分）

○議長（馬場又彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程はお手元に配付のとおりであります。

（午後0時02分）

◎町長追加提出議案提案理由の説明

○議長（馬場又彦君） 追加日程第1、町長追加提出議案提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、本日追加提案いたしました議案4件につきましてご説明を申し上げます。

議案第50号、南部町教育委員会委員の任命についてであります。任期が満了する南部町教育委員会委員として1名を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

委員として任命する方は、住所、南部町大字斗賀字上明戸・番地・、氏名、山田和彦氏、昭和40年・月・日生まれ。

就任をお願いする山田氏は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期につきましては、平成29年3月16日から平成33年3月15日まででございます。

次に、議案第51号から議案第53号までは、南部町の3つの財産区管理会委員の任期が今月31日で満了することに伴い、後任の委員の選任について議会の同意を求めるものであります。

各財産区管理会委員の任期は、いずれも平成29年4月1日から、平成33年3月31日までであります。

まず、議案第51号、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任についてであります。次の4名の方々でございます。まずは再任の方であります。住所、南部町大字上名久井字下町・番地、氏名、四戸榮二。昭和21年・月・日生まれ。

同じく住所、南部町大字上名久井字中町・番地・。氏名、四戸正一氏。昭和22年・月・日生まれの2名であり、新任の方は、住所、南部町大字上名久井字中町・番地・。氏名、工藤力氏。昭和23年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字上名久井中町・番地・。氏名、佐々木貞行氏。昭和29年・月・日生まれの2名でございます。

次に、議案第52号、南部町大字平財産区管理会委員の選任についてであります。次の3名の方々を再任するものであります。住所、南部町大字平字中坪・番地・。氏名、西村光男氏。昭和17年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字平字野場・番地・。氏名、野田忠雄氏。昭和28年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字平三部長根・番地。氏名、見附栄氏。昭和30年・月・日生まれでございます。

次に、議案第53号、南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任についてであります。次の5名の方々を再任するものであります。住所、南部町大字平田中平・番地、氏名、佐藤實氏。昭和21年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字平字中坪・番地・。氏名、砂庭周平氏。昭和22年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字平上平・番地。氏名、村井正雄氏。昭和24年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字平中坪・番地。氏名、松井順一氏。昭和24年・月・日生まれ。同じく住所、南部町大字平字相前・番地・。氏名、長根喜一氏。昭和27年・月・日生まれでございます。

就任をお願いする方々は、すぐれた識見と豊富な経験を有しておられますので、適任者と認め、選任いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上、追加提案理由の説明といたしますので、何とぞ慎重審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（馬場又彦君） 町長追加提出議案提案理由の説明が終わりました。

.....

◎議案50号から議案第53号の上程、質疑、討論、採決

○議長（馬場又彦君） お諮りします。追加日程第2、議案第50号、南部町教育委員会委員の任命について、追加日程第3、議案第51号、南部町大字上名久井財産区管理会委員の選任について、追加日程第4、議案第52号、南部町大字平財産区管理会委員の選任について、追加日程第5、議案第53号、南部町大字平字下平外14字財産区管理会委員の選任についての議案4件を一括議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第50号から議案第53号までの議案4件を一括議題とします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

説明を省略し質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第50号から議案第53号までの議案4件を一括して採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（馬場又彦君） 異議なしと認めます。

議案第50号から議案第53号までは同意することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（馬場又彦君） 以上で、本定例会に付議されました事件は全部終了しました。

ここで、閉会に当たり、町長から発言の申し出がございますので、これを許します。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） 第73回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月3日から本日までの日程で開会され、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席をいただき、まことにありがとうございました。

また、各種条例案のほか、平成29年度一般会計及び各特別会計の当初予算案並びに補正予算案など、終始熱心に、かつ慎重にご審議を尽くされ、全議案とも原案のとおりご議決賜りましたことに対しまして厚く御礼を申し上げます。

さらには、追加で提案させていただきました人事案件につきましても、原案どおりご同意をいただき、重ねて御礼を申し上げます。

審議の中で議員各位からいただきましたさまざまなご意見、ご提言に十分留意いたしまして、今後の事業推進に役立ててまいりたいと思います。

3月11日、東日本大震災から6年の月日が過ぎました。震災の記憶を風化させないことが被災地に対する最大の支援とも言われ、全国各地でさまざまな取り組みが行われており、当町におきましても、岩手県山田町の復興支援のため、来年度も引き続き職員を派遣することとしておりま

す。

復興庁が昨年11月にまとめた復興の現状と課題では、避難者のうち、いまだ3割、約14万人の方々が避難生活を強いられており、コミュニティーの形成支援などの心の復興が新たな課題と位置づけられ、切れ目ない支援を必要としています。

私たち自治体におきましては、被災地の支援に加え、震災の経験と教訓を風化させず、忘れることなく生かし、災害に備えることが最も求められることだと思っております。地震への備えはもとより、馬淵川の水害対策につきましても、引き続き万全を期してまいるところであります。

さて、先月、青森労働局が公表した県内の高校や大学などの卒業生の1月末現在の就職内定状況によりますと、高校生・大学生ともこの時期としては最高だったということでもあります。まことに喜ばしいことですので、当町におきましても、さらに町内産業を盛り上げ、後継者の育成など、若者が定住しやすい環境をつくってまいりたいと思っております。

そのための取り組みの1つとして、おうとうの新品種「ジュノハート」について、生産量が軌道に乗るとされる平成32年の本格デビューに向け、引き続き苗木等購入代金の補助による産地化やブランド化を推進してまいります。

また、新規就農者支援事業等の継続や農地中間管理事業を活用した農地集積を加速し、農家の所得向上や地域活性化につなげてまいりたいと考えております。

さて、当町の予算は、平成29年度におきましても、これまでどおり、緊縮財政により基金の取り崩し額をゼロにしまして収支均衡を続けているところであります。

また、厳しい財政状況の中、住民ニーズの高度化・多様化により、町の役割が増大していくことを踏まえ、職員の能力向上と組織全体の士気を高めるため、職員の研修に力を入れております。これは、いかに厳しい財政状況にあらうとも、町を取り巻く人口減少等の諸問題を克服し、もうすぐ訪れようとする超高齢化時代を見据えた、いつまでも町民が安心して暮らすことができる南部町であるためには、町の基礎体力である財源と人材確保が必須条件であると考えているからにほかなりません。

先日、向小学校におきまして、ゼネラル・レクラークを利用した鍋を食べてきました。その斬新なアイデア以上にすばらしいと感じたのは、アンケート調査を分析してもっと町をPRすることが必要だと考え、そのPRの手段として鍋条例を組み合わせた料理を考案したということです。

我々、行政の仕事も全く同じであり、何もないところからは斬新なアイデアが生まれるはずありません。日ごろの研さんを怠らず、あらゆる機会と手段を通じてたくさんの人たちからさま

ざまな視点からの意見を聞き、貴重な財源を町民に有益な事業に活用するために、知恵を絞ってまいりたいと考えております。

このところ、温かくなったり厳しい寒さになったり、体調管理が難しい日々が続いておりますが、一步一步春の訪れが感じられております。

新年度が平穏な年であることをお祈りするとともに、議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

本日の定例議会で、自分自身、今まで胸につかえている部分がありました。きょうはすっきりした気持ちになりました。これは予算議案が可決したということではなく、また、庁舎問題の予算が可決いただいたということでもございません。

やはり、工藤町政、同じ思いでやっていく同士の議員、これはやはり町が今後進む大きな課題を一緒にの思いで取り組んでいく議員さんなのかどうか、今までは、私はどちらかというと与党・野党余り線を置かなくてやっていくべきだと、こういう思いで取り組んでまいりました。

ただ今回、やはり、庁舎の問題、大変大きな問題であります。自分自身は30年後、50年後、その子供たちがいわゆる20億円かけて建設するものを今6億円で仮に済む。そういう30年、50年後のときに、その子供たちにいわゆる借金の負担を与えないで有利な条件でつくるべきではないか。こういう思いに同じく思いを酌んでいただいた議員の皆さん、一般的には同士の議員、通常いわゆる与党議員と言うと思われます。これからはしっかりとここは自分なりの判断をさせていただいて、今後同じ思いで続く皆さんとしっかりといろいろな部分で相談をさせていただいて、新しいまちづくりを進めてまいりたいと、こう思っておりますので、今後ともひとつよろしくお願いを申し上げます。

そういう部分におきましては、私も十数年、首長をやってきた中で、ある部分では1つのくくりを持って新生南部町を築いてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

終わります。

○議長（馬場又彦君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、3日の開会以来11日間、議員各位におかれましては、時節柄何かとご多忙中にもかかわらずご熱心に審議を賜り、提案されました平成29年度当初予算を初め、条例など多くの重要案件を全て議了し、無事閉会の運びとなりましたことを議長として厚くお礼申し上げます。

また、町長初め理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議にご協力をいただ

き感謝を申し上げます。

本会議及び予算特別委員会において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、特に考慮を払われるとともに、その執行に当たっては適切に運用され、町政発展のため一層の努力をお願い申し上げる次第でございます。

皆様におかれましては、年度末でもありご多忙中のことと存じますが、くれぐれも健康にご留意され、町政の発展にご尽力賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。まことにありがとうございました。

これをもちまして、第73回町議会定例会を閉会いたします。

(午後 0 時19分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 馬 場 又 彦

署 名 議 員 夏 堀 嘉一郎

署 名 議 員 坂 本 典 男